

The Change of Manchurian Images in the Second Half of the 19th Century : The Birth of Manchuria as a Chinese Frontier Viewed from the Term of 'Dong-san-sheng 東三省, of the Eastern Three Provinces'

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/41416

19世紀後半における清朝の対マンチュリア認識とその変化

——「東三省」の語の用法の変化にみるマンチュリアの「辺境化」——

古市 大輔

はじめに

本稿は、前二稿¹における分析と考察を踏まえつつ、対象とする時期を19世紀後半の咸豊・同治年間から光緒初年までの間に置き、主として『清実録』における「東三省」の語の用例・用法を紹介・整理して、その語義の特徴とその時期的変化について検討を試みようとするものである。

まず、その前二稿で検討した内容を紹介しておこう。

前二稿では、19世紀前半までの時期の「東三省」の語の用例・用法と、それらに見える清朝の対マンチュリア認識について些かの検討を試みた。そして、その検討からは、「東三省」の語が18世紀の時点はもちろんのこと、19世紀前半までの時期においてもなお、必ずしもマンチュリアを示す地域呼称としては多用されていたわけではなかったこと、すなわち、18世紀から19世紀前半の時期を通じて、清朝の対マンチュリア認識には基本的に大きな変化がなかったことを明らかにした。

もちろん、18世紀後半以降の時期にもすでに、清朝が「東三省」の語によって、マンチュリアという清朝にとっての重要性・特殊性を象徴する地域を表そうとする傾向もみられつつあったのだが、それでもやはり、基本的には、清朝がマンチュリア全体を一体的かつ領域的に認識することは19世紀前半の時期に至ってもまだ希薄であった。

このように、前二稿では、19世紀前半までの時期に至ってもこの「東三省」の語にはマンチュリア全体を意味するような一体的かつ領域的な地域概念としての意味合いは依然として希薄であったことを述べたが、その一方、筆者は、2008年に発表した別稿²において、光緒10年代、すなわち1880年代のマンチュリアで軍事改革としての「東三省練軍整備計画」が試行されていたことに注目した。この別稿では、マンチュリアを一体的にみなしたかたちの「東三省練軍整備計画」の形態に象徴されるように、遅くとも1880年代には「東三省」の語が地域的呼称として頻用されていたこと、すなわち、この時期には、清朝がマンチュリアに対する領域的な認識を顕著にしていたことを指摘しておいた。

もし、上記のようなそれぞれの指摘に大きな誤りがないようであれば、「東三省」の語が地域的呼称として常用されるようになってくる時期として、さしあたり19世紀後半、特に1870年代から1880年代にかけての時期を指定することが可能になってくるように思われる。

そこで、筆者によるこうした指摘に基づき、本稿では、19世紀前半以前の時期と19世紀後半以降の時期的な比較という視点も織り交ぜながら、19世紀後半の時期における「東三省」の語の用例・用法とその語が示す内容について紹介・分析し、そのうえで、その19世紀後半におけるその用例・用法の変化と、その変化に見える清朝の対マンチュリア認識についての検討を行い、マンチュリアの地域的・領域的一体化の過程の一齣を描くことを試みたい。

以下、本稿では、前二稿におけるものと同様の方法で検討を行い、19世紀後半の咸豊(1851-61)・同治(1862-1874)年間、そして光緒10年代初頭に至るまでの光緒初年の時期(1875-1885)において、『清実録』に

における「東三省」の語の用例・用法と清朝の対マンチュリア認識が如何なる様相を帯びていたのか、あるいはそれらが時期を下るにつれて如何に変化していくのかという点を中心に議論を展開していくことにする³。

ただ、紙幅の制約があり、検討すべき記事も多いため、本稿でも、前稿⁴と同様にマンチュリアに関わる他の地域呼称の用例・用法を全て網羅することはせず、「東三省」の語、並びに、その語に類似的に用いられていたものと推測される、盛京（または奉天）・吉林・黒龍江の3つの語が全て並記されている語句の用例・用法に整理・分析・検討の対象を限定し、そのうえでそれらを「東三省」の語の用法・用例と比較することだけをまず試みることにしたい。19世紀後半以降の「東三省」の語と関連するその他の語の用例・用法などについては、前稿でも採り上げられなかった19世紀前半のマンチュリアにおける他の地域呼称の用例・用法の紹介・整理とともに、稿を改めて詳しく検討するつもりである。

第1章 19世紀後半における「東三省」の語の用例・用法

（1）咸豐年間における「東三省」の語の用例・用法

咸豐年間の『清実録』には、「東三省」の語を用いている記事を計15件、確認することができる。その大部分の記事は、太平天国や捻軍の反乱に対応させるべく清朝が派遣した「東三省官兵」についてのものである。以下、各記事を確認してゆこう。

- 1. 又諭、本日據徐廣縉馳奏、十一月十八日、行至湘陰途次、探明漢陽府城失守、並查明岳州文武、先期逃散情形一摺。覽奏曷勝憤懣。自賊匪攻竄岳州。疊經降旨、令徐廣縉、統帶大兵。分飭提鎮。直抵武昌一帶。繞出賊前。迎頭截擊。茲據奏稱、該大臣暫駐湘陰。並稱向榮、於初七日帶兵、直逼岳州府城。趕緊進攻。賊匪紛紛逃竄。兵勇登時搶上。殺斃數十名。生擒二十七名。因該匪大隊已去。向榮率兵緊追。福興玉山之兵。尚在向榮之後。蘇布通阿等、又在福興之後。疊次嚴催。總未迅速趨行。以致賊由水路順流直下。岳州文武、當賊未至、先自逃散。並未聞有帶兵迎擊之事等語。不料該文武等、昧良喪心。一至於此。除已革提督傅勒恭武、由該大臣迅速查奏外。岳州府知府廉昌、巴陵縣知縣胡方穀、岳州營參將阿克東阿、均著先行革職。交刑部按律議罪。具奏。蒲圻縣城、存兵僅四百名。賊眾大至。以致失守。知縣周和祥、罵賊不屈。被執甚慘。不愧守土之官。嘉獎之餘。實堪憐憫。周和祥、著賞加道銜、照道員例賜卹。並於蒲圻縣、建立專祠。以慰忠魂。同時殉難之縣丞、千總、及陣亡之帶兵將備二員。均著查明請卹。並附於周和祥專祠、以昭旌獎。又據台湧奏、荊宜施道文輝、在白螺磯分防駐守。不能督兵堵剿。退避防所。著徐廣縉、常大洵、查明叅奏。其餘退避各員弁。並著查明分別叅奏。台湧著交部議處。向榮計抵武昌。福興、玉山、蘇布通阿等、追剿之兵。計已到齊。徐廣縉著毋庸株守湘陰。仍遵前旨、兼程馳赴武昌一帶。督率兵勇。與常大洵前後夾攻。毋得再有遲誤。岳州府城、著羅繞典、張亮基、鮑起豹等、酌量帶兵前往收復。並撫綏難民。毋令失所。武昌下游。朕已諭令陸建瀛統帶大兵。汭流而上。信陽以北。復令琦善帶兵、兼程前進。會合兜剿。並調集東三省勁旅。前往接應。誓必滅此羣醜。以彰天討而快人心。漢陽失守情形。文武如何下落。並著該大臣等、查明速奏。傷亡兵丁、照例議卹。【『文宗実録』卷77 咸豐2年11月癸酉(27日)】

■1.の記事は、太平天国軍が北上して湖南省を脅かした際の清朝の対応を記したものであるが、この対応のために「東三省勁旅」の派遣・対応が計画されていることがわかる。

■2. 又諭、寄諭安徽巡撫周天爵、逆匪攻陷安慶。其北路廬鳳一帶。最關緊要。陳金綬統帶大兵前往。此時計已馳入皖境。即著該撫遣人迎催。扼要駐紮。與現在所集兵勇。會合一處。力堵逆匪北竄之路。再琦善統領重兵。久營信陽。屢次催令馳赴安徽應援。乃輒以贏弱不足為詞。有意遷延。而該撫前奏。又云聞賊有另股竄至汝甯信陽一帶。難保非琦善倡此游言。傳聞遠近。以自掩其遲緩之咎。著該撫迅即先催陳金綬所帶四千官兵前進。並知照琦善。趕緊督兵前來接應。仍密為訪查。如琦善有故意逗遛情事。即行據實奏聞。所請調口外獵戶生軍。猝不易辦。至東三省官兵。素稱勁旅。若調度有方。必可得力。該撫稱其斷不可用。未免豫存成見。此次朕特派一二品大員管帶。並命王大臣嚴申紀律。該官兵尚遵約束。其吉林官兵。已由河南前赴安徽。黑龍江官兵。現令改道。由山東徑赴安徽一帶。路途更為便捷。此項官兵。即著該撫、先行酌量扼要地方。妥為布置。不可以有用之兵。置之無用之地。至奎綬稟稱、總兵王鵬飛、不知去向。是否逃散。及滁州知州。先期奉委出城。是否捏飾。省城被賊搶去款項。究有若干。均著查明具奏。廬鳳道庫。現存銀兩若干。此時是否業已運至徐州。萬不可有疏失。現在向榮。既已帶兵可達江甯。該處城大兵單。待援甚急。且係東南最要省會。若能保全。於大局極有關繫。如賊匪全力直撲江甯。陳金綬之兵。仍須渡江援應。不可置江南於不顧也。該撫膺茲重任。責無旁貸。務當統籌全局。兼權緩急。平心論事。竭力辦公。以副委任。將此由六百里加緊諭令知之。【『文宗實錄』卷 84 咸豐 3 年 2 月丁丑(2 日)】

■2. の記事も、安徽省における太平天国軍、並びにそれに呼応して蜂起した捻軍への対応についてのものである。因みに、この記事にも「東三省官兵」の有能さが表現されている。

■3. 又諭、據陳啟邁奏、徐州糧臺。俟東三省官兵需用銅帳各項。趕造完備。即移於宿遷等語。逆匪竄擾徐州鳳陽。經周天爵等、督兵圍剿。現在勝保、亦即由揚州率兵進擊。其揚州賊匪。疊經琦善、慧成等、攻剿獲勝。辦理正在喫緊之時。糧臺支應。最關緊要。必須擇地安頓。保衛無虞。著陳啟邁、隨時察看情形。是否仍須駐紮徐州。抑當移於宿遷。就近供應。隨時酌量辦理。…(後略)【『文宗實錄』卷 93 咸豐 3 年 5 月庚戌(6 日)】

■3. の記事も、匪賊(太平天国軍)対応のための東三省官兵の派遣に関する記事であり、その官兵の需要に対する整備についての記述が見られている。

■4. 又諭、戶部奏、山東河南應解京餉、請嚴飭解交一摺。山東河南兩省。應解京餉銀兩。經戶部屢次奏催。日久未據報解。各該撫身任封疆。當此需餉孔亟之時。仍復任意遷延。實屬疲玩已極。崇恩、英桂著先行交部議處。仍著該撫等、按照戶部所奏。自本年六月為始。將每月欠解銀五萬兩。迅速派委委員。如數起解。勒限於十一月內到部。儻仍前延宕。即著該部據實嚴劾。以儆玩愒。至山東省地丁銀兩。積欠至一百七十餘萬。尤屬不成事體。前經降旨、飭催報解。並指撥東三省俸餉各款。著崇恩一體迅速起解。毋誤要需。致干重咎。【『文宗實錄』卷 150 咸豐 4 年 11 月丙寅(1 日)】

さて、■4. と後掲の■6.、さらに■11. の記事は、中国内地各省から東三省に向けての協餉の送付が遅れていることに言及するものである。ただ、ここでは、その詳細は省略することとして次の記事に進もう。

■5. 諭軍機大臣等、賈楨、譚廷襄奏、凱撤官兵。應由何路行走。請旨遵辦一摺。連鎮凱撤官兵。現皆由南運河、行抵通州。除察哈爾官兵、由通州取道昌平。必須路過京城外。其東三省、密雲、並哲里木、昭烏達、熱河、各官兵。若令一併來京。轉多紆折。著照賈楨等所請。東三省官兵、即由通州等處出山海關。密雲官兵、即由通州順義至密雲縣。哲里木、昭烏達各盟官兵、並熱河官兵、即由通州順義出古北口。即著咨會伊勒東阿等、就近分路撤遣。毋庸到京。其路過京城之察哈爾官兵。著賈楨等照例辦理。將此諭令知之。【『文宗實錄』卷 157 咸豐 5 年正月辛卯(27 日)】

咸豐 5 年に入ると、太平天国軍は西征軍と北伐軍とに分かれて進軍したが、清朝軍はこのうちの北伐軍の鎮圧に成功し、それによって戦況は膠着状態となった。「東三省官兵」はおそらくこれに伴って撤兵したと思われる。■5. の記事は、その「東三省官兵」の凱旋経路についての議論を述べているものである。

■6. 盛京將軍英隆等奏、請催各省欠解東三省歷年俸餉。得旨。戶部迅速催撥。勿任各省延玩。致誤要需。【『文

宗実録』巻168 咸豊5年5月己丑(28日)】

上記の■6.の記事は、■4.の記事と同様、「東三省俸餉」の未送付についてのものである。

■7. 又諭、桂良、花沙納奏、呈遞俄味兩國[夷]條約、並歷陳啖嘯所請、不得不從權允准一摺。桂良等所稱、以後但當臥薪嘗膽、力圖補救。豈知和約已定、如何補救、即自請治罪。何補於事耶。俄味條約內、均有進京一條、皆無久住京城之說。啖嘯兩國[夷]豈能偏准。桂良等、既言不妨權允、亦當與之約定。來時祇准帶人若干。到京後祇准暫住若干時。一切跪拜禮節、悉遵中國制度。不得攜帶眷屬。如咪國[夷]條約內所載、每年不得逾一次。到京不得耽延、或由陸路、或由海路。不得駕駛兵船、進天津海口。小事不得援引輕請。從人不得過二十名。上京時先行知照禮部。公館自由中國豫備。啖人[夷]若能照此、亦有可允。若必欲住京、則前此業經諭及、必須更易中國衣冠。諒該國[夷]亦所不願。其人數、時日、及禮節事宜、總須照咪人[夷]約定載入條款。方可允准。至鎮江通商、原許其軍務完竣後商辦。啖國[夷]所請之金陵、現為賊踞、不能即議通商。鎮江亦未便先立馬頭。仍許其俟長江一律肅清。各路軍務告竣、再行定議。天津一處、該國[夷]必欲以登州牛莊相易。牛莊究近京畿、且為東三省貨物總匯。惟登州尚可酌辦。但須載明只准貨船來往。不得於岸上建立洋[夷]樓。不得攜帶器械。駕坐兵船。以上三條。如其照議、即可將條約呈進。該國[夷]原約、既不肯更改。即作為中國所添條款。與之更約。彼所要請。我已准至數十條。我國所定不過三條。豈能拒絕。閱俄國清字照會。有住京及行駛內河、已為阻止之語。何以桂良等、仍以爲請。恐係李泰國輩、從中播弄。啖嘯金、與中國人、彼此語言文字、均不通曉。遂至任其所為。俄使既有此語。即可託其踐言。以破此疑義。況該使臣、方以不能力阻啖嘯為抱歉。只此三條。又非更改已成之款。必當代為妥議。另寄信諭旨一道。即宣示俄使可也。將此由六百里密諭知之。【『文宗實錄』巻254 咸豊8年5月壬辰(18日)】

■7.の記事は、アロー戦争時の「天津条約」に関するものであるが、下線部にあるように、牛莊が西洋諸国の興味関心に合致した港で、開港地として天津に代わる場所として認識されているものの、清朝は、牛莊が首都北京に近く、「東三省」の物資集散地であることを懸念して、開港地の候補から外していることを確認することができる。すなわち、ここからは「東三省」の要所が西洋諸国の勢力下に置かれることを清朝が強く警戒していることが推測できる。つまり、この記事における「東三省」の語は、西洋諸国から防衛すべき「地域」として認識されているものと考えてよさそう。

さて、以下の記事のうち、■11.と■13.の記事を除くと、いずれも太平天国あるいは捻軍に対応すべく、あらためて「東三省官兵」の派遣が計画・検討されたことを述べている記事となっている。

■8. 諭軍機大臣等、曾國藩奏、遵籌全局、請添馬隊進取一摺。所稱安徽賊氛甚惡。湖北據皖境上游。北岸須添足馬步三萬人。都興河、李續宜、鮑超任之。現在水師萬餘。楊載福、彭玉麟任之。南岸須添足馬步二萬人。由該侍郎率張運蘭、蕭啟江等任之。又稱駐劄建昌。距贛州、景德鎮兩軍較遠。調度不靈。擬調蕭啟江一軍。併赴北路等語。該侍郎統籌全局。意在併力大江兩岸。為節節進剿之計。所見甚是。惟現在江西南贛等處。賊氛尚熾。該侍郎未能即日北行。俟南路稍鬆。再赴皖楚交界。籌辦大局。其調察哈爾馬匹一節。上年調赴袁甲三等軍營之馬。沿途倒斃十之七八。一路解費。概屬虛糜。翁同書因廬營缺馬。曾有就地採買之請。較之遠路調撥。似有實濟。本日已諭知官文等、設法籌辦矣。另片奏、請飭健銳等營、選派精練弓馬之三品官赴營等語。已諭都興河、先於該營內、酌量選派。或京營及東三省中。有素所深悉之人。並著指名奏調。以資教練。將來楚軍東下。如馬隊不敷。並可由勝保等軍營。酌量協撥。編修郭嵩燾、現隨僧格林沁前赴天津。俟該處撤防。再降諭旨。主事李榕、已令赴營差委。至江西建昌、甯都、現無防兵。亦已諭令王懿德、即飭饒廷選、酌帶所部兵勇。馳赴江西。聽候曾國藩調度矣。將此由六百里諭令知之。【『文宗實錄』巻274 咸豊9年正月丁酉(26日)】

■8.の記事は、安徽・江西などにおける匪賊、すなわち太平天国の西征軍と捻軍との連合軍に対する制圧のために馬隊を指揮すべき人材を確保する方法の一つとして「東三省人」の活用が検討されていることを述べたものである。

■9. 又諭、曾國藩奏、通籌全局、須添練馬隊一摺。據稱現在賊勢。以安徽為最重。能據其上游而制其死命。莫如湖北。曾與官文等籌商。北岸添馬步三萬人。以都興阿等領其軍。中流水師。楊載福等任之。南岸亦須添馬步二萬人。該侍郎自率蕭啟江、張運蘭等、前往統領。為三道並進、夾江東下之舉。惟蕭啟江赴援贛州。張運蘭專勦景德鎮。兩軍皆距曾國藩軍營甚遠。擬商耆齡、另調勁軍以勦南贛。該侍郎即專辦北路。調回蕭啟江、歸併饒州彭湖等處。商由官文等奏調察哈爾馬三千匹。以備募練馬勇。所議軍情。均合時勢。惟江西現無兵力。可與蕭啟江抽換。曾國藩仍須暫留建昌。防勦南路。俟賊勢稍鬆。再赴江西北境。察哈爾馬匹。本屬無多。節次調往勝保、袁甲三軍營。沿途倒斃十之七八。徒滋糜費。是以上年翁同書有籌銀購馬之請。不如仍由湖北採買。較為便捷。近年粵捻各匪。多用馬賊衝鋒。官軍自應添備騎兵。與步兵相輔。前此湖北練習馬隊。已有成效。自可擴充辦理。將來楚軍東下。如馬隊不敷。並可由勝保等軍營酌量協撥。該侍郎又以南人使馬。不甚精熟。請由健銳營、火器營、選派精練弓馬。曾經戰車之三四品官五六員。赴營教練等語。著都興阿、即於該營將弁中、選擇技藝精熟者。以資教練。如京營東三省中、有都興阿素所知悉之人。即著指名奏調。將此由六百里各諭令知之。【『文宗實錄』卷 274 咸豐 9 年正月丁酉(26 日)】

■9.の記事は■8.の記事のすぐあとに続くものであるが、清朝軍の制圧をかわすために匪賊が騎馬を多用するようになったことから弓馬に長けた人材として「東三省人」に白羽の矢が立った、という旨の記載が見えている。

■10. 又諭、官文等奏、請撥西丹並籌捐戰馬赴楚一摺。楚省現籌併力東征。其得力堪戰之馬隊。不足千名。教練馬隊。亦恐緩不濟急。東三省騎兵。素稱勇悍。請飭調取西丹一千名。據稱、已籌備銀二萬兩。派現在軍營之協領巴揚阿、裹帶前往黑龍江。交突山查收。為此項西丹整裝之費。黑龍江馬隊。固稱得力。惟新挑之西丹。是否堪以出陣。著突山認真選擇。如實有槍箭嫺熟。堪資得力者。即著添足一千名。交巴揚阿管帶赴楚。毋稍遲誤。至請調戰馬二千匹一節。據稱、即在本地各城勸捐。或在大凌河馬羣內撥給。現在大凌河馬匹。已屬無可再撥。各城勸捐。亦恐無此力量。湖北帶往銀二萬兩。除發給西丹整裝外。若再採買馬匹。亦恐不敷。著該將軍酌量辦理。如不能湊足二千匹之數。即行酌減。亦無不可。將此由四百里諭令知之。【『文宗實錄』卷 277 咸豐 9 年 2 月壬戌(21 日)】

さらに、■10.の記事のように、その「東三省人」の活用は、馬隊指揮官としてだけでなく、馬隊に組織される兵士としても計画されたようである。勇猛なる「東三省騎兵」として「西丹」(若者の意)を徴用し、黒龍江馬隊を編成して、太平天国軍への対応のために湖北省へ派遣することが検討されている。

■11. 又諭、戸部請將報部候撥銀兩擅自動用之巡撫藩司議處等語。河南清查提解司庫銀十三萬餘兩。業經該省造入撥冊。自應聽候部撥。乃該撫等、率行於軍需項下動用銀十一萬餘兩。並未先行奏明。實與定例不符。著該部查明河南巡撫、並布政使各職名。照例議處。其動用銀兩。仍著儘數提回歸款。內除撥解東三省俸餉外。下餘銀兩。著專款存儲。聽候部撥。不得擅行動用。以重庫項。【『文宗實錄』卷 294 咸豐 9 年 9 月丙戌(20 日)】

■11.の記事は、前掲の■4.や■6.の記事と同様、「東三省俸餉」の中国内地各省からの送付問題に関する記事となっている。河南での庫銀の流用問題に際し、「東三省協餉」として送付する分を確保したうえで、それ以外は戸部への輸送を待てとの命令が下されている。

最後に、咸豐末年における以下の■12.から■15.の 4 件の記事のうち、■13.の記事を除けば、いずれもなお、太平天国軍・捻軍の連合軍に対する河南省での対応に関する記事となっている。

■12. 又諭、勝保、慶廉奏、捻匪竄擾豫疆、逼近省垣、請調馬隊助剿。並聞東路捻匪、尚圖擾害清江、請飭防範等語。捻匪於三月初七八等日。竄至商亳交界之營廓集等處。至十二三等日。已至睢州。遂擾及蘭儀通許。現在省垣五六十里之外。已有匪蹤窺探。賊勢固屬熾疾。而豫省地方文武。所司何事。竟聽匪眾長驅直入。關保駐劄鹿邑。何以於該匪犯豫時。並未派撥官兵截剿。致捻眾得以深入。尤出情理之外。現據該副都統等奏稱、業已調派兵勇。分投迎擊。即著勝保等督飭弁兵。實力堵剿。務將此股逆匪。悉數殲除。無任蔓延。儻不速行剿辦。

致汴梁或有疏虞。或竟由豫北竄。則責有攸歸。前降諭旨甚明。朕惟有執法懲治。不能寬貸。至請調吉林黑龍江馬隊一二千名等語。現在北路情形。勝保豈不知悉。何尚嘵嘵實請。勝保在皖時。馬隊官兵不少。乃自護城等處。屢次敗績。傷亡甚多。請恤時。分為兩次。意存掩飾。尚留百餘名。交袁甲三奏請議卹。其中吉林黑龍江將領。已屬不少。兵丁尚不在內。以東三省勁旅。因調度無方。致令紛紛戰歿。言之實堪痛恨。嗣後勝保軍營。如須酌添馬隊。著與傅振邦商酌。分撥應用。所有請調之處。著不准行。至清江經賊蹂躪。已成熟路。據勝保奏。探聞有再行竄擾之說。亦不可不防。即著傅振邦。田在田。勤加偵探。儻實有東竄消息。務即派撥勁兵。嚴行扼截。並飛咨德楞額。黃良楷等。一體截剿。毋任再有蔓延。將此由六百里各諭令知之。【『文宗實錄』卷 311 咸豐 10 年 3 月乙酉(21 日)】

■13. 又諭、本日據恭親王等奏、請飭東三省練兵、並籌畫餉需等語。據稱、吉林、黑龍江、與俄夷相鄰、邊防緊要。近因軍營需用馬隊紛繁。於吉林、黑龍江、屢次徵調。實有空虛之患。請飭該將軍等、於東三省各營兵丁。勤加訓練。弓馬之外。兼習技藝擡槍。按期操演。各路軍營。以後不得再調該處馬隊等語。吉林、黑龍江、與俄國接壤。現雖換約。仍應嚴密防範。未可稍涉大意。其應如何將各營兵丁。勤加訓練。俾弓馬之外。兼習技藝擡槍之處。著景洵、麟瑞、特普欽、那敷德等、妥議章程具奏。應需經費。著先行設法捐辦。復據文祥奏、前任副都統富明阿、前在江北軍營。素稱得力。現在受傷回旗養病。請飭該將軍查奏等語。著特普欽等、查明富明阿、現在是否病痊。據實具奏。將此由五百里各密諭知之。【『文宗實錄』卷 338 咸豐 10 年 12 月癸酉(14 日)】

■14. 諭軍機大臣等、本日據嚴樹森、毛和熙奏、豫省歸陳許鄭汝光、地皆平陽。無險可扼。現自曹單竄往之捻。已偃省城。而歸德以南。另股竄匪。馬步逾萬。省城官兵。不敷守堵。毛和熙所部。悉皆步勇。馬隊不滿三百。滿營之馬。疲瘦不能禦敵。賊騎我步。攻剿難施。請飭撥東三省馬隊二千名來豫等語。所奏自係為利於抄擊起見。惟吉林黑龍江馬隊。近年調赴各路軍營。為數過多。實已無可再調。現在捻匪由山東竄至直隸之長垣、東明等境。北路防剿。尤關緊要。即有官兵。亦難調赴豫省。該撫等既分飭各屬。勸捐馬匹。即可挑選精銳官兵。練習馬隊。或招募馬勇。以資攻剿。刻下捻匪鸛張。毛和熙等。惟當就現有兵力。認真堵剿。毋得專待客兵。致有貽誤。將此由六百里諭令知之。【『文宗實錄』卷 341 咸豐 11 年正月甲寅(25 日)】

■15. 諭軍機大臣等、袁甲三奏、請速撥馬隊、並飭解馬匹等語。袁甲三軍營馬隊。僅三百餘名。現在沿淮兩岸。賊蹤飄忽。非得馬隊數千。不足以利抄擊。自係實在情形。惟東三省馬隊。調出甚多。現已無可調撥。該大臣請飭調馬隊之處。著毋庸議。至所請飭撥空馬五百匹。現當夏令酷熱之時。察哈爾馬匹。不免疲瘦。即勉強調撥。亦恐不能得力。該大臣惟當就現有兵力。設法布置。遏賊北犯。其存營無馬兵丁。既稱勁旅。仍著就近設法採買馬匹乘騎。以資策應。俟秋高馬肥。再將馬匹調赴該大臣軍營可也。將此由六百里諭令知之。【『文宗實錄』卷 354 咸豐 11 年 6 月庚申(3 日)】

■13.の記事を除く上掲 3 件の記事からは、太平天国軍・捻軍への対応にあたっていた各官僚から「東三省馬隊」の派遣要請が続出していることがわかるが、■12.の記事では、「東三省勁旅」が派遣されたものの戦没者を多く出したことが述べられ、■14.や■15.の記事にも、これ以上東三省馬隊の派遣は難しく、河南における捻軍への対応は現有勢力で行うべきとの命令が下されている。

他方で、■13.の記事のように、そうした「東三省官兵」の中国内地への派遣と並行して、東三省における練兵の要請もなされるようになっていた。この■13.の記事には、捻軍対応のための馬隊派遣による空虚をロシアに突かれぬようにすべきであり、そのために、東三省馬隊はこれ以上派遣しないようにすべきという恭親王らの意図を確認することができる。この記事にも記されるように、当時はロシアとの条約締結直後の時期でもあり、それに対する清朝の警戒の強さが感じられるが、ここでは、この「東三省官兵」の練兵計画は皇帝からも承認を受けていたことをひとまず指摘しておきたい。

以上、咸豐末年に至る時期の合計 15 件の記事を確認してきた。では、それらの記事が示唆する、咸豐

年間の「東三省」の語の用法や清朝の対「東三省」認識は如何なるものであったと説明できるだろうか。

まず、基本的には、道光年間における用法と大きな差異は確認できないようである。記事の多くは、「東三省馬隊」による匪賊（ここでは、太平天国軍や捻軍）への対応のための派遣の可否を巡る文脈のなかで「東三省官兵（あるいは馬隊）」の語を用いている。なお、咸豊末年になると、その派遣要請が頻発し、それが長年続いたためにその派遣が過多となっており、清朝が次第にその「東三省馬隊」の派遣に慎重な態度を示すようになっていったことも併せて確認できる。また、咸豊年間の記事のなかには、「東三省俸餉」に関する記事も道光年間に引き続いて散見されているが、この点も道光年間における用法とほぼ同様の傾向とみてよい。

一方、道光年間までの記事と同様に依然としてその数は少ないながらも、■7.や■13.の記事のように、地域呼称として「東三省」の語を用いている記事もいくらか確認することができる。そうした各記事のなかの「東三省」の語はいずれも、ロシアや英仏に対する警戒を強めるべき地域、あるいは対外防衛を必須とする地域を表現する語として用いられている点で共通しているようである。

因みに、■13.の記事に見えるように、ロシアなどによるそうした「東三省」侵略の増長に対する懸念が、上述のような「東三省馬隊」の派遣を慎重にすべきとの認識とも関連づけられるようになりつつあり、このことからみて、これまでのような「東三省官兵」を中国内地へ派遣するという文脈ばかりではなく、「東三省」において「練軍」を実施することのほうをむしろ重視する文脈も少しずつ現れてきていることを確認することができよう。

こうした各記事における「東三省」の語の用法の特徴から清朝の「東三省」に対する認識についてまず推測しうるのは、依然として「東三省官兵」が「勁旅」と形容されていること、また、頻繁にその派遣要請があったこと、さらに、「練軍」によってその再生が図られようとしていたことなどからみて、この咸豊年間においても、「東三省」の軍隊に対する清朝の基本的な評価は高いままであり、依然として大きく変化してはいなかったという点である。ただ、清朝は、道光年間までとはいささか異なり、派遣に耐えるだけの有能さに対するその高い評価を維持しつつも、咸豊末年になると「東三省馬隊」の中国内地への派遣には慎重になりつつあった。では、清朝はなぜその派遣に慎重になったのであろうか。それはすなわち、派遣しようとする「東三省馬隊」の能力が低下してきたからではなく、逆にその有能な「東三省馬隊」の枯渇・疲弊状況を強く憂慮し、その回復のほうを意図したからであったと言えよう。またさらには、上述のように、「東三省」という地域自体も次第に対外防衛の対象地域として清朝に重視されつつあったからではないだろうか。

（2）同治年間における「東三省」の語の用例・用法

咸豊帝が崩御し、同治帝が即位して以後の時期、すなわち同治年間には、「東三省」の語を含む記事は合計 45 件を確認することができる。以下、いささか紹介が長くなるが、それぞれの記事内容と「東三省」の語の用法を確認していこう。

■16. 又諭、玉明等奏、奉省沿邊内外。朝陽逸匪。已經擒斬多名。現在摺捕無蹤。請撤隊歸伍一摺。現在沿邊一帶。已無賊蹤。大隊兵馬。自未便在外久駐。虛糜餉糈。著即飭令協領恩合、將此項馬隊官兵、撤隊歸伍。以節經費。惟匪首才寶善尚未獲。誠恐日久稽誅。或逃往東三省地方。勾結煽惑。別滋事端。著玉明、景綸、特

普欽、嚴飭所屬地方。一體拏獲。毋任漏網。將此由四百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷6 咸豐11年10月辛酉(6日)】

■16.の記事は、同治年間からその活動を本格化させる馬賊・匪賊の動きと、清朝によるそれらへの対応などを記したものである⁶⁾。この記事では、「東三省」の語は、それら馬賊・匪賊の出現する場所・地域を示す語として用いられている。すなわち、この記事では、「東三省」の語が地理的な呼称・概念として用いられているということになる。

次の■17.の記事は、安徽省における苗沛霖の反乱をめぐる清朝側の対応策の是非についてのものであるが、この記事のなかでは、「東三省馬隊」がその対応のためには派遣できないとの判断が下されている。

■17. 諭議政王軍機大臣等、袁甲三奏、懷遠獲勝。苗練求撫。將翁同書信函鈐錄呈覽。並懇請添調馬隊。撥給軍餉。即可掃除苗逆等語。苗沛霖攻破壽州。翁同書為所挾制。所稱該練應無情形。未必翁同書本意。第因皖境多事。諭令袁甲三籌辦。茲閱所呈翁同書信函。有苗沛霖以懷遠為慮之語。是其以求撫為緩兵之計。固已顯而易見。袁甲三已令李世忠等暫行撤兵。乃另摺復稱如能兵餉俱足。即可蕩平苗逆。是該大臣深知苗沛霖之終難就撫。而仍不敢直言應勦。且以調兵撥餉為詞。跡涉要挾。尤屬非是。袁甲三於皖省軍務。責無旁貸。即著察度情形。如苗練果屬可撫。即將前次發去諭旨宣示。責令該練等退出壽州懷遠。隨營自效。儻必應勦辦。即著一面奏聞。一面督飭李世忠等迅速進兵。並將從逆各練設法解散。以期早就蕩平。朕亦斷不責其有礙無局。該大臣於苗沛霖一事。業已貽誤於前。若再依違兩可。議撫則諉之翁同書。議勦則以為兵單餉絀。難於措手。游移無定。害且日深。其何以仰副皇考倚任之重耶。該大臣身膺重寄。所有應勦應撫事宜。自必確有定見。其即迅速奏聞。不得以勦撫兩難。推諉了事。至軍營餉項支絀。亦屬實情。本日已諭知山東河南山西陝西江蘇將應解協餉。速行撥解。至東三省馬隊。實已無可調撥。如苗黨必須勦辦。該大臣惟當就現有兵力。會合楚師。妥籌防勦。毋得再以調兵瀆請。將此由六百里諭令知之。【『穆宗實錄』卷8 咸豐11年10月戊寅(23日)】

続く■18.の記事も「東三省官兵」についての記事であるが、この記事には、上掲の各記事にも共通する「東三省官兵」の疲弊状況のみならず、その無能さ・悪習も併せて表現されており、それを補うべく練兵の重要性が指摘されている。因みに、「東三省官兵」の疲弊と「練兵」計画の推進というこの関連性は、上掲の■13.の記事にも通じるものである。

■18. 諭議政王軍機大臣等、有人奏、請飭練東三省官兵一摺。盛京吉林黑龍江馬隊官兵。夙稱勁旅。近來屢次徵調。漸至疲輓。若如所奏。該省兵丁分城居屯居。城居多係世族。故拔補雖多。不盡真材。屯居半屬寒微。進身不易。就有真材。亦甘廢棄。視考驗為具文。以操練為故事。則是國家營伍。為該將軍調劑世族之地。如此強分區別。安望兵心鼓舞。無怪一遇徵調。派出之兵。槍箭未嫻。弓馬不習。徒糜餉項。甚可痛恨。根本重地。豈宜有此等惡習。該將軍等均係滿洲舊僕。膺此重寄。竟不思破除積習。任令積習相沿。儻一經查辦。豈能當此重咎。著玉明、景綸、特普欽、督同副都統等力除積習。嚴定章程。無論在城在屯。一體認真訓練。秉公挑選。有技藝嫻熟。槍箭出衆者。立予超擢。其不得力者。輕則責罰。重則裁革。屯居寒苦兵丁。家計艱難。酌量周恤。俾得專心行伍。不致有荒本業。遇有可造之才。即著多方鼓舞。庶賞罰嚴明。羣情觀感。經此次訓飭之後。如不能操練得力。仍前疲輓。朕必治該將軍等以廢弛之罪。至所請仍按舊章。舉行圍獵。儻兵數不足。即挑選餘丁。一同操演。由該將軍副都統等親為督練。隨時懲獎。以備將來挑補兵額等語。是否可行。即著玉明、景綸、特普欽等、妥籌具奏。將此各諭令知之。尋玉明等奏、盛京遵照舊章。舉行圍獵。惟挑選餘丁。勢多窒礙。景綸、特普欽等奏、吉林黑龍江庫款支絀。若添派餘丁。無項可給。仍請暫緩圍獵。報聞。【『穆宗實錄』卷13 咸豐11年12月辛未(18日)】

さて、以下の■19.から■21.の記事にも見えるように、同治初年以降、「東三省」の語は、従来多用されてきたような、人的集団を示す語としてのみならず、清朝の施策対象地域を示す語としても徐々に多用されるようになってきている。

■19. 論議政王軍機大臣等、前據玉明等奏、盜匪白凌阿竄擾義州。當經諭令該將軍、派協領恩合帶兵剿辦。並諭景綸、春佑、派兵協剿。其蒙古各王旗。並令理藩院傳諭。令其一體助剿。茲據玉明等奏、協領穆錦等擊剿情形。並已遵派恩合督兵追捕。並據特普欽等奏、匪徒越境滋擾。派兵剿擊各一摺。東三省為根本重地。豈容匪徒肆行竄擾。盜匪白凌阿等人數無多。玉明等派兵剿辦。數旬以來。未能蕪事。總由不肯認真辦理。殊為可恨。現在該將軍等、已令恩合督率前派各員。跟蹤追擊。著即嚴飭該協領實力窮追。務將匪首白凌阿及其餘黨與。悉數殲擒。毋許一名漏網。若敢再事遷延。則是該將軍等自取咎戾。朕亦何能寬貸。並著景綸、春佑、遵照前旨。各派官兵協同搜捕。不准各分畛域。稍有推諉。儻至闖入吉林熱河境內。亦惟該將軍等是問。至呼蘭賊匪。膽敢車載槍礮。乘間去掠。雖經官軍擊斃多名。而該匪逃竄入山。豈容令其久延殘喘。久聞景綸等派出官兵。與賊避道而行。以致匪眾肆無忌憚至此。著該將軍等嚴飭帶兵各員。身先士卒。或酌量添派勁兵。分投搜剿。務絕根株。毋貽後患。其各該省毗連蒙古各王旗。著該將軍等隨時咨令扼截兜擊。以免此拏彼竄。將此由五百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷15 同治元年正月癸巳(10日)】

この■19.の記事では、「東三省」の語は、馬賊や匪賊の活動から護るべき領域を示す語として用いられており、そのような表現は、次の■20.の記事にも共通している。

■20. [論(筆者加筆)議政王(王(筆者削除)軍機大臣等、玉明等奏、盜首白凌阿、經官軍追擊出邊後。即行分散。向東北逃竄。經玉明派令協領恩合、穆錦等、分路追緝。偵知白凌阿帶有一百餘賊。在四家子處逃匿。當即趨程前進。趕至羊圈子地方。與賊接仗。槍斃多名。餘匪逃散。現飭窮搜嚴捕。務將盜匪悉數拏獲各等語。此股盜匪。人數無多。玉明等派兵剿辦。已至長春廳等處。並未據景綸春報。派兵迎頭會剿。以致數旬以來。但能跟蹤追蹙。並未認真會合兜剿。此拏彼竄。日久總未蕪事。東三省為根本重地。捕務豈容如此廢弛。著玉明嚴飭恩合等實力窮追。並著景綸遵照前旨。協同搜捕。儻所派官兵。仍敢避賊而行。任令該犯竄逸。定治該將軍以應得之咎。特普欽、春佑等、亦應飭令派出官兵。合力堵剿。不准互相推諉致干重譴。至逃竄各匪。無論何處拏獲。一經訊明。即行就地正法。庶可早就肅清。其蒙古各王旗。前此疊經諭令協同捕拏。現在玉明等復行咨會。諒必不至窩留容隱。將此由四百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷17 同治元年正月丁未(24日)】

すなわち、こうした各記事における「東三省」の語の用法は、馬賊や匪賊の活動から護るべき領域としての「東三省」という清朝の認識を表現しているものであり、併せて、これまでの各記事の内容にも鑑みれば、咸豐末年以降、「東三省」と表現される地域が、外国勢力（例えばロシア）や治安を乱す集団（馬賊など）からの防衛を不可欠とする地域として清朝に重視されるようになっていくという筆者の推測を補うものと言えよう。同治年間に入り、マンチュリアにおける外国勢力や馬賊集団などの出現によって、「東三省」の語のなかに地理的な枠組みとしての意味合いが次第に強まってきたのではなかろうか。

さて、清朝による施策の地理的な対象地域としての「東三省」という意味合いは、次の■21.の記事にも見受けられる。

■21. 癸丑。諭內閣、前因蔣琦齡奏請、開屯田以恤旗僕等語。當交八旗都統會同該部妥議具奏。茲據戶部會同八旗都統籌議覆奏。並請飭令吉林等處將軍都統府尹等、將指查各件。迅速覆奏一摺。國家定鼎燕都。八旗兵丁。生齒日繁。丁雖增而兵額有定。不能因之加廣。自應開墾閒田。豫籌移屯。以資生計。道光元年。吉林將軍富俊奏辦雙城堡屯田。移居京旗閒散。除陸續移居三百七十六戶。給田屯種外。餘田尚多。上年惇親王奏請籌議八旗開墾生理。經戶部奏請飭令吉林將軍、查明前項餘地。可否推廣耕種。及房屋牛具等項。有無經費。據實奏明。曾經允行在案。迄今未據該將軍覆奏。實屬任意瀆煩。著景綸即行查明。迅速具奏。並著特普欽、玉明、和潤、景霖、將該部議覆惇親王原奏。並蔣琦齡此次所稱東三省沃壤數千里。可否移居八旗散丁。關東口外等處。有無閒田可否移屯。及旗民之贖產。入官之籍產。可否授田各條。詳細查勘。認真籌畫。速行覆奏務使事在可行。以期經久。至蔣琦齡所稱獨石口外之紅城子開平、張家口外之興和新平等四城。及熱河等處之閒田。與旗民贖產。入官籍產。可否開墾若干頃。足資安插若干戶。及房屋籽種牛具等項。應如何籌畫經費。並酌定章程之處。均著

春佑、慶昀、並總管內務府大臣、逐細詳查。據實具奏。毋許草率了事。【『穆宗實錄』卷 30 同治元年 6 月癸丑(2 日)】

この記事は、八旗の「散丁」を「東三省」に移住させ、屯田させることにより、彼らの生計を維持させるといふ計画の可否を検討するものである。「東三省」が八旗生計のための領域として認識されるのはこの時期に始まったことではないが、ここにも屯田政策や移住計画政策における対象領域としての「東三省」(特に吉林)が表現されていると言ってよからう。

ただ、地域としての「東三省」に対する清朝の重視をその一因とする「東三省馬隊」派遣への慎重な姿勢は、捻軍の鎮王における不手際の多発、安徽省の団練で捻軍討伐にあたっていた苗沛霖による反乱の発生、並びに太平天国と捻軍の陝西省への侵入に呼応した陝西の回民(ドンガン)による蜂起の発生など⁷⁾によって貫徹することができず、最終的に清朝はその派遣を命ぜざるを得なかったようである。以下の各記事にはその状況の推移が描かれている。

■22. 又諭、僧格林沁奏、督軍進攻擒巢。將逆首趙浩然等擒獲。並剿辦捻棍。各匪情形。張之萬奏、陳大澂逃入阜境。添兵會剿。皖捻西竄沈項各一摺。擒首趙浩然、盤踞張家瓦房老巢。稔惡最久。此次僧格林沁督率馬步各隊。攻其不備。突將該圩合圍。該逆勢窮力竭。始行出寨投誠。自應明正典刑。以申國法。惟各股捻匪。震攝兵威。多思反正。若將趙浩然等即行正法。恐該匪等聞風疑懼。轉堅其從逆之心。僧格林沁現將趙浩然等。暫交歸德府嚴禁。所籌甚合機宜。即著依議妥為辦理。現在直境匪眾悉竄山東館陶一帶。該省兵力本弱。難望剋日殲除。富和及舒通額等各隊。儘能早日蒞事。則移剿畿南股匪。自必得力。並著僧格林沁嚴飭該員等。將李城一股。及竄豫各匪。迅速剿滅。不准稍有遷延。復致滋蔓。陳大澂亡命東奔。竄伏阜境之華莊吳老莊寨等處。張曜等各率所部。合力前進。竟使元惡稽誅。餘燼復熾。實堪痛恨。已明降諭旨。將張曜等分別懲處矣。此時皖捻西竄沈項。處處喫緊。僧格林沁已派舒通額等。帶領馬步隊千名。跟蹤追擊。即著張之萬督飭張曜率領所部。馳赴沈項。扼要堵截。並著毛昶熙飭趙鴻舉統率馬步兵勇。迎頭堵剿。以收夾擊之效。豫省千里平衍。非厚集騎兵。不能制賊。張之萬瀝陳棘手情形。請調東三省馬隊千名。未始非策。惟自軍興以來。東三省馬隊。大半徵調遠出。已無可撥之隊。毛昶熙前次奏請購買口馬。抽練騎兵。現在所買馬匹。尚未入關。即著迅催前進。趕緊訓練。較之遠調客兵。更形簡捷。此時防務緊急。該撫等惟當激勵將士。聯絡民團。就現有兵力。實力籌剿。不得藉口於兵單餉絀。稍有疏虞。至陳大澂一犯。尤應迅速擒獲。不准再令竄逸。致與毫擒句結。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 56 同治 2 年正月辛未(24 日)】

■23. 諭議政王軍機大臣等、袁甲三奏、遵籌團練備禦。及豫省兵力不敷防剿。現聞蒙城危急等摺片。並袁保恆奏、遵旨留陳幫辦團練。懇請免赴軍營一摺。袁甲三以接奉前諭。因苗逆猝叛。陳州切近皖疆。飭令號召鄉團速為備禦。並以袁保恆應遵前旨。留陳郡幫同辦理。自陳病體支離。現將團練辦法。飭令伊子袁保恆會同地方官紳。實力整頓。惟豫省兵力不敷分撥。近因余際昌戰歿。張曜等亦調赴南路。不能派往太和。東路空虛。苗沛霖占踞潁上正陽以後。分圍蒙壽。若令得逞。勢必分路以窺汝宋。而陳州均當其衝。中州地多平衍。賊騎每多於官軍數倍。請調東三省馬隊助剿。並稱現在蒙城為苗逆圍攻甚緊。應請令僧格林沁倍道往援等語。僧格林沁疊經諭令返旆南征。該大臣以目擊直東現在情形。北路之患。有更緊切於南方者。昨經聞敬銘奏懇諭留僧格林沁暫緩南征。所見亦同。當經諭令速將淄川攻拔。剿除巨慝。再行赴皖。該大臣全局在胸。諒不至為淄川一邑。久滯南征。第淄城攻克尚未有期。直東羣匪辦理情形。亦尚未布置周妥。難即督軍赴皖。苗逆鸚張。本為巨患。唐訓方惟有懷遵前旨。拊循激勵各路兵團。督令蒙城壽州文武竭力戰守。毋稍疏虞。豫省東路歸陳一帶。仍著袁甲三與張之萬等妥籌防剿。張之萬前奏參將張士元所部馬勇。歸袁保恆統帶赴陳。其應如何布置情形。仍著袁甲三妥籌辦理。豫省兵力。本不為厚。將材尤乏。金國琛一員。節經諭令官文等飭令即速赴豫差遣。仍著督催前往。由張之萬酌量委任。其李續燾之軍。業經豫省遣撤回楚。著官文等於該員行經鄂省。酌度情形。如可留為鄂省之用。即著另撥一軍赴豫。派得力之員統帶。以資調遣。吉林黑龍江官軍調發過多。勢難再行檄調。並著官文、嚴樹森、於鄂

省馬隊。酌調若干赴豫。俾利馳逐。昨據巴揚阿奏、荊州旗營。現存馬八百餘匹。均尚騰壯。鄂省馬隊。尚有舒保等軍足資分布。如荊營馬軍。可以撥調豫省。亦為徑捷。即著官文等酌量調派。一面奏聞。張之萬與袁甲三、毛昶熙、均當各就豫省兵團。力籌戡守。不得專待僧格林沁南征及他省撥兵。致滋貽誤。僧格林沁仍當將直東大局趕緊籌辦。一有就緒。即行恪遵前旨。返旆而南。毋為淄城一處久稽時日。以致苗逆勢愈滋蔓。至已降之眾及南歸之匪。均有句結之意。而僧格林沁勢難阻南下。袁甲三、張之萬、毛昶熙、唐訓方、當迅速設法。分別安撫截剿。不可任其自然。致增賊勢。袁甲三片著鈔給僧格林沁、唐訓方、張之萬閱看。袁保恆現在陳州幫辦防剿。一時暫緩前赴軍營。嗣後陳郡防剿。事勢漸紓。各路如有應行調遣之處。亦應力圖報效。正不得拘守常例。以不忍奪情及侍疾等詞。遂忘臣子墨經從戎之義也。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 66 同治 2 年 5 月戊申(3 日)】

■24. 又諭、穆騰阿、瑛榮等奏、東路敗匪西竄。分撲城營。官軍逐日接仗情形。並曹克忠移紮三橋。兵力單薄。請飭多隆阿迅撥勁旅會剿。及請調東三省官兵兼程來陝各摺片。陝省東路回匪。疊經多隆阿攻破巢穴。該匪向西奔竄。此等窮蹙敗匪。氣餒必衰。穆騰阿、瑛榮等、若能激勵軍士。迎頭截擊。何難將此股竄匪。悉數殲除。乃株守省垣。一則請飭多隆阿迅撥勁旅。再則請調東三省官兵。不知刻將軍等所部兵勇。何不能得力一至於此。擁兵不戰。雖多奚為。多隆阿現由倉頭移營前焦。著即督飭諸軍。節節掃蕩。迅由渭南臨潼等縣。直達西安。期與省城聲息相通。俾無貽誤。東三省官兵。徵調太多。該處邊防緊要。豈能再行添調。馬德昭一軍。前已有旨飭赴鳳翔援救。所有西安省城防剿事宜。仍著穆騰阿、瑛榮、就現有兵力。認真督辦。毋得稍有疏虞。致干重咎。瑛榮另摺奏、漢中情形危急。石逆中旗。現已由川入陝。…（後略）【『穆宗實錄』卷 67 同治 2 年 5 月癸亥(18 日)】

■22.の記事では、安徽における捻軍への対応のために「東三省馬隊」を派遣することを却下し、また、■23.の記事でも、苗沛霖の反乱鎮圧のための「東三省馬隊」による支援要請があったものの、最終的には不可能なものとして却下している。また、■24.の記事でも、太平天国と捻軍の陝西省への侵入に呼応した陝西の回民（ドンガン）蜂起が発生し、陝西中部に拡大して西安を包囲したため、この対応のために「東三省官兵」の陝西省への派遣が要請されているが、それでもなお、「東三省边防」の重要性と派遣の過多をその理由として派遣要請を却下している。

しかしながら、最終的には、やはりそうした対応のために「東三省人」の能力は必要と判断されることになり、その派遣が命じられたわけである。■25.と■27.の記事にはその様子が記されている⁸。

■25. 又諭、前因袁甲三奏調東三省馬隊赴豫防剿。當以該處官兵疊經各路軍營調撥。存營無多。諭令官文於荊州旗營內挑選赴豫。本日又據袁甲三奏、苗逆句結捻匪。日肆鴟張。潁亳一帶。唐訓方鞭長莫及。豫省歸陳防剿喫重。僧格林沁以剿辦東省股匪。未克南征。而豫軍兵力不敷。萬難分撥。非於皖豫之間另籌一軍不可。現在鄂省能否調撥。尚未可知。且亦為數無多。不能自成一隊。該前督奏知東三省。不獨正額官兵。健勇無前。即吉林黑龍江餘丁。亦皆騎射雄健。遠過他處。吉林人又多以打牲為業。槍箭命中。尤屬異常。請飭挑餘丁二千名。交記名副都統善慶、協領穆克德布、統帶來豫。並於吉林招募打牲人二千。作為馬勇。由該二員併帶赴豫等語。豫省歸陳歸陳接皖疆。現在苗捻紛乘。該處地當其衝。防剿均關緊要。吉林黑龍江餘丁。為數無多。因恐該省空虛。久停徵調。惟現在豫省情形。實屬非常緊要。該將軍等、務當設法通融。以濟其急。著景綸、特善欽、迅即各挑餘丁一千名。交善慶、穆克德布統帶。剋日起程赴豫。以資得力。至該前督所稱吉林打牲之人。私入圍場。例有明禁。此時若指明招募。圍場必至弛禁。請令該將軍等以招募馬勇為名。選其騎射嫺習者收錄。一有成數。剋日起程。其整裝等項。均照正兵發給。如一時無此鉅款。或先給一半。俟到豫再行補足。沿途盤費。亦照正兵。由經過地方應付等語。所奏是否可行。並著景綸、特善欽相機辦理。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 69 同治 2 年 6 月甲申(9 日)】

■27. 又諭、都興阿奏、豫籌出關剿賊情形一摺。據稱體察刻下情形。出關一節。非馬隊不能得力。請飭吉林挑

兵一千名。黑龍江挑撥官兵及西丹間散一千名等語。吉林黑龍江馬隊。節經各路軍營奏調。為數不少。且因東三省邊防緊要。亦經准該將軍等所請。停止再調。惟回疆事體重大。將來都興阿進兵。必須馬隊。方能制賊死命。著該將軍等酌量情形。如尚可以抽撥。即著按照都興阿所請數目。先行挑備。聽候都興阿調遣。現在東南軍務大定。各路所調馬隊。陸續撤回。即可以補此缺額。並著該將軍等斟酌辦理。將此由五百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷117 同治3年10月庚午(3日)】

■25.の記事には、河南省における捻軍と苗沛霖の反乱軍の連合軍への対応のために、「東三省官兵」の派遣の可否が再度検討されたことが述べられており、また、■27.の記事においても、「辺防」の対象地域としての「東三省」が重視されながらも、騎馬を主力とした回民反乱への対応のためには、どうしても「東三省馬隊」の派遣が不可欠とされ、最終的には西北へと派遣されたことが記されている。

このように、同治年間の清朝は、「辺防」の対象地域としての「東三省」の重要性を徐々に重視しながらも、他方で「東三省人」の有能さになお依存した中国内地での反乱鎮圧を余儀なくされていたと考えられる。すなわち、このことは、この時期の清朝の「東三省」に対する認識のなかに、従来からの認識のような人的集団としての纏まりという認識だけでなく、「辺境防衛」の対象地域としての「東三省」という地理的纏まりが加わりつつあったということの意味しており、同治年間には、この2つの「東三省」観が、清朝の政策方針を決する際の、ある種のジレンマとなっていたことが推測されるのである。

「東三省」を巡るこうしたジレンマはこの後も、同治年間を通じてしばらく続いてゆくことになるが、以下では、「東三省」という「地方」における社会風俗の乱れなどについて記した記事をいくつか紹介しておこう。

■29. 又諭、早保奏、吉林地方。賭風甚熾。請飭部變通舊例一摺。賭博一端。最為風俗人心之害。定例本有明禁。茲據早保奏稱。近來吉林地方。無業游民。開場聚賭者實繁有徒。奸宄詭跡其間。往往釀成搶殺之案。皆由差役圖賄包庇。官司規避處分。以致賭風日熾。亟應嚴申禁令。以絕亂萌。嗣後東三省地方賭博案件。除官吏書役鄉地鄰佑。訊有受賄縱容得贓作隱情弊。仍照例盡法懲辦外。其旗民放頭設局。並同場聚賭各罪名。及官員失察徇縱。或避重就輕各處分。應如何從重定擬之處。著該部分別覈議具奏。【『穆宗實錄』卷136 同治4年4月戊寅(14日)】

この■29.の記事には、主に吉林地方における賭博などの社会風俗の乱れが記されており、清朝は「東三省」という地方をその乱れから護るべきものとして認識しつつ、地方官の処罰を命じていることが述べられている。

■31. 又諭、吏部等部奏、覈議吉林官員失察賭博處分章程一摺。吉林地方。賭風甚熾。業經刑部將聚賭人犯罪名加等定擬。其官員失察徇縱處分。現經吏部等部詳覈具奏。著即照該部所議。嗣後東三省文職管轄地方。遇有放頭設局。開場聚賭。並無搶奪贖命情事。地方官自行拏究者。免其置議。別經發覺者。即比照失察製造賭具例、革職留任。如有徇縱或避重就輕等情。即照諱匿縱容革職私罪例革職。受賄者革職治罪。駐防旗員武職各官。如有失察旗民放頭設局開場聚賭情事。即將旗界該管各官。比照八旗內外官員兵役人等。製造賭具例議處。其有查拏賭博之責。明知賭博。不行查拏。或有隱諱徇縱避重就輕等情。如係官員。降四級調用私罪。失察該管上司。降一級留任公罪。如係兵丁。鞭一百私罪。失察之專管官。降二級留任公罪。著該部即將此次所定章程纂入例冊。永遠遵行。並著盛京吉林黑龍江將軍副都統兼尹府尹遵照辦理。【『穆宗實錄』卷163 同治4年12月癸卯(12日)】
また、同様の記事はこの■31.の記事にも見られている。賭博の横行や社会風俗の乱れが吉林を中心とした「東三省地方」で進行していることが確認できる。

■32. 癸亥。諭軍機大臣等、富爾孫奏、省防稍鬆。督隊出省探勘。並擬暫裁殘廢官兵半餉。及關東軍務不可輕議招撫各摺片。馬俊子股匪三千餘名。盤踞在灣甸子。現有回竄開鐵及出邊滋擾之勢。據富爾孫奏、接據文祥咨文。

已飭博崇武迅回開原並令富爾琿相機截剿等語。即著文祥、福興、督飭博崇武等軍。迅將馬俊子一股。就地殄除。毋任出邊竄突。前據丁寶楨奏、李其昌帶兵向無紀律。恐難得力。擬改派張得魁率勇赴奉。當因捻竄曹考。山東防剿喫緊。諭令丁寶楨將此項勇丁留東調遣。毋庸前赴奉天矣。富爾琿惟當就現帶馬隊。實力剿辦。不得徒事張惶。有名無實。從征殘廢兵丁。給予半餉。原係朝廷軫恤戎行德意。況軍興以來。東三省徵調頻仍。死亡相繼。其受傷成廢者。給餉以養餘年。所費亦屬無幾。富爾琿謂將六十以下甘心自棄不來當差者所支半餉暫行裁汰之處。雖為節省餉需起見。而於國家優恤出力士卒之意。未能體會。是否可行。著富明阿體察情形具奏。原片著鈔給閱看。富爾琿所稱亂民不可輕議招撫等語。不為無見。著文祥等斟酌機宜。妥慎籌辦。原片均著鈔給閱看。嗣後富爾琿奏事。總當與吉林將軍會銜具陳。不得專行發報。以一事權。將此由五百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 171 同治 5 年 3 月癸亥(4 日)】

すでに紹介してきたように、同治年間の「東三省」地方では馬賊の動きが活発化しており、さらに、上掲各記事のような社会風俗の乱れと相俟って、清朝はその実効的な対応を迫られていたようであるが、この■32.の記事は、「東三省」における馬賊への対応のために山東の軍隊を派遣すべきかどうかという検討までもがなされていることを述べている。ただ、ここでは、捻軍に対応するための山東の防衛も重要であったことから、山東軍の「東三省」地方への派遣は最終的には控えられたようである。

さて、ここまでの各記事からは■30.の記事を省いてあったのだが、それは、この■30.の記事が、それ以降の記事の多くが表現する「東三省協餉」の問題に関する記事と同様の文脈をもつものと考えられるからである。因みに、後述するように、■33.～■35., ■41.～■42., ■44., ■46.～■48., ■50., ■55.～■57., および■59.の各記事も、■30.の記事と同様、「東三省」における財政問題に関する記事となっている。ここではまず、■30.の記事だけを紹介しておこう。

■30. 諭軍機大臣等、前因恩合等奏請領東三省丙寅年官兵俸餉銀兩。當令戶部速議具奏。茲據該部奏稱、查明各款備抵。尚須另行籌撥。除應領制錢一千八百串。仍由盛京戶部金銀庫撥給外。通共實應撥銀二十九萬四千九百三十四兩零。擬撥長蘆丙寅年應徵鹽課銀十四萬四千九百三十四兩零。山東地丁項下未解咸豐十一年京餉銀五萬兩。山東鹽課項下未解咸豐十年京餉銀五萬兩。直隸丙寅年旗租銀五萬兩。以充東三省丙寅年俸餉之需等語。著劉長佑、閻敬銘、遵照指撥銀數。悉心籌畫。迅速解赴盛京戶部交納。其應領制錢一千八百串。著由盛京戶部金銀庫撥給。原摺著鈔給恩合閱看。即著恩合與吉林將軍、黑龍江將軍、均照議定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢各數。於奏銷時照例題報。如有贏餘。於下年請領俸餉摺內聲明備抵。此次所奉諭旨及原摺。並著恩合知會吉林將軍、黑龍江將軍、一體遵照辦理。…(後略)【『穆宗實錄』卷 160 同治 4 年 11 月壬申(11 日)】

■30.の記事以降の「東三省」における財政問題についての各記事でも同様であるが、それらの各記事における文脈はほぼ、中国各省・各関から送付されることになっている「東三省協餉」の、盛京・吉林・黒龍江の各將軍、あるいは盛京戸部侍郎からの送付依頼と、実際には「東三省」に送られていない協餉の督促依頼、並びに戸部による中国各省・各関に対する送付命令・督促に関するものとなっている。ただ、「東三省」における財政問題に関するこうした記事は同治年間を通じて多く現れているので、それら各記事の紹介は本節の末尾で纏めて行うこととし、以下では、それ以外の内容を記した各記事における「東三省」の語の用法などについての紹介・分析をまず済ませておくことにしたい。

さて、■36.から■40.までの記事にはいずれも、正規軍たる「東三省兵丁」の派遣過多による数的な枯渇状況とともに、それまでにはあまり見受けられなかったその正規軍の無能さも併せて記されているが、その代替措置として、正規軍にはまだ編入されていない「東三省壯丁」「東三省人」「東三省西丹」の募集と中国内地への派遣とが検討されていることが述べられている。

■36. 又諭、傳諭署山東巡撫丁寶楨。丁寶楨奏、請招募東三省壯丁。訓練馬隊一摺。據稱制捻之方。非馬隊不能得力。而綠營練習馬兵。既難得力。招募馬勇。又絕不可用。東三省兵丁。往往有營兵習氣。與營勇不相聯絡。亦不得力。擬請變通成法。派員赴東三省。挑募壯丁三千名。來東立營訓練等語。所陳各節。均尚不為無見。即著丁寶楨將一切招募編立營制哨隊。並口分薪水章程。悉心妥議。詳細具奏。俟奏到時。再降旨諭令東三省將軍遵照派員。會同招募。該署撫所請在牧羣籌撥馬匹。著一併俟奏到後。降旨辦理。【『穆宗實錄』卷 193 同治 5 年 12 月壬子(27 日)】

■36.の記事でも、「東三省兵丁」への評価が低くなっており、「東三省壯丁」を新たに募って山東省に來させて訓練し、馬隊に編成して捻軍への対応に使用したいとする山東省からの要請が表現されている。

■37. 諭軍機大臣等、丁寶楨奏、遵議招募東省壯丁。訓練馬隊章程。開單呈覽一摺。所籌俱臻妥協。現在捻逆恃馬奔突。官軍疲於追剿。非有得力馬隊。無以制賊死命。而東三省勁旅。萬難再行徵調。丁寶楨因籌及招募壯丁三千名。訓練成軍。實能洞中窺要。即著特普欽於黑龍江所屬烏拉打牲人內。多行招募。如募不足數。再於別處揀選。並著富明阿於吉林所屬。酌量招募。務取言貌拙樸。不得以內地客民充數。並須查明取保。造冊咨送閻敬銘等稽覈。不准稍涉冒濫。該兩省曾經出師回旗之員。如副都統薩薩布等。打仗素稱奮勇。此外諒不乏人。並著富明阿、特普欽、調派管帶。分起訓練。入關赴山東。聽候閻敬銘、丁寶楨調遣。丁寶楨即派委員攜帶餉銀。赴吉林黑龍江。會同該將軍等派出之員。認真招募訓練。所擬章程十四條。均著照所議辦理。即鈔給富明阿、特普欽閱看。其丁寶楨上年原奏。並著一併鈔閱。至丁寶楨奏、派員出口買馬。請飭兵部於委員到時。發給護照。並經過各關。免其抽稅。著兵部查照辦理。將此由五百里諭知富明阿、特普欽、閻敬銘。並傳諭丁寶楨知之。【『穆宗實錄』卷 194 同治 6 年正月庚午(15 日)】

また、■37.の記事にも、東三省の正規軍ではなく、別に「東三省人」を徵發して、捻軍鎮王にあたっている軍營に至らせる方法を模索していることが記されている。

■38. 諭軍機大臣等、有人奏、練馬隊。重賞格。防要隘。保完善四策。所見不無可採。湘淮各軍。亟應精練馬隊。或於東三省將弁中。查明傷病回籍曾經得力之員。咨商各該將軍等調取來營。以資教練。各路軍營糧臺。並著設立買馬局。就近收買民間馬匹。惟不得抑勒留難。轉致擾害。嗣後奪獲賊馬。著各路軍營覈實稽查。除兵勇自願留備乘騎外。餘悉給價歸官。增入馬隊。以免仍充逆騎。賴牛任張等逆。能否重懸賞格。以期迅速殲渠。著曾國藩等妥籌辦理。毋惜小費。逆騎飛竄靡常。李鴻章等均當嚴密布置。合力圍剿。山西河防。尤為緊要。著左宗棠、趙長齡、督飭陳湜認真辦理。並催陳廉福等迅速募勇赴防。其防河各員。應否就近歸陳湜調度。著左宗棠、趙長齡、妥籌具奏。原件著鈔給閱看。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 202 同治 6 年 5 月辛酉(9 日)】

さらに、■38.の記事には、東三省の人を兵士としてではなく、司令官として用いつつ、それによって中国内地での馬隊の養成を要請する上奏も見られている。

■39. 諭軍機大臣等、恭親王等奏、請飭各軍剿捻。以專責成。並請將陳國瑞歸神機營調遣。官文奏、捻由高陽向東南奔竄。各軍追剿情形各摺片。此次令各路統兵大臣及該督撫等。俱歸恭親王等節制。原冀事權畫一。和衷共濟。而追剿堵扼。仍應責之各路統兵大臣督撫。分段勦辦。方能迅速蒞事。自易州及近京一帶。已有神機營精兵防衛。當可無虞侵軼。所有保定西北兩面。及屏蔽易州一帶。著官文、左宗棠、分飭所部。相機扼防。保定東北兩面。並天津迤南。及界連山東地方。並大名以北。著李鴻章、崇厚、丁寶楨、分飭兵勇。扼要堵剿。儼東北面兵力尚單。並著李鴻章添派隊伍。於河間迤北一帶嚴防。其直豫交界之彰衛等處。即著李鶴年、英翰、會同扼守。該大臣等將應防地段界址。各自認定。互相聯絡。以期局勢緊湊。左宗棠、李鴻章、久歷戎行。所部尤為精銳。並著抽撥馬步勁旅。相機兜剿。所有到直之劉松山等軍。及善慶、溫德勒克西、春壽馬隊。並山東所撥東三省西丹。著該督撫等妥為籌商。派赴前敵。以利追剿。所有一切進止機宜。著該大臣等隨時酌度辦理。不為遙制。儻有推諉觀望各情。即著恭親王等隨時察度。指名嚴劾。該大臣等為國家所倚畀。值此京畿孔亟。正臣子力圖報效之秋。斷不可稍存意見。致煩塵繫。其所部兵勇。並著嚴飭管帶官認真約束。不准稍涉滋擾。侍衛陳國瑞即作為神機營管隊官。所需糧糈等項。由神機營給發。毋庸歸官文、左宗棠調遣。李鴻章現在行抵何處。著即迅速前

進。懷遵前諭。相機扼紮。所有軍情賊勢。隨時具奏。劉松山等軍。並著官文嚴催追剿。毋令逆蹤得以任意肆擾。致滋蔓延。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷224 同治7年2月乙酉(7日)】

■39.の記事も捻軍への対応について述べたものであるが、捻軍を制圧する最終局面にあたり、すでに派遣されている「東三省西丹」を直隸（保定か？）で活用することの命令が記されている。

■40. 論軍機大臣等、丁寶楨奏、官軍剿捻獲勝情形一摺。此次劉松山等軍。追剿捻逆。殺賊千餘。昨據官文具奏。已諭令迅速追剿。計此時保定一帶防兵。如潘鼎新、余承恩等軍。為數不少。足敷堵扼。所有丁寶楨撥赴保定之東三省西丹一千五百名。即著官文飭令春壽、將原帶馬隊。一併馳赴前敵。會同劉松山等進剿。官文不得一意截留。致誤戎機。左宗棠計已弇抵保定。該大臣諒必有滅此朝食之志。即著出省巡督前敵各軍。設法兜剿。剋期奏功。丁寶楨著即飭令莫組紳等軍跟蹤追剿。李鴻章行抵何處。久無奏報。朝廷殊深慮念。著即兼程赴直。現在東北面尚屬空虛。抵直後。即遵前旨相機扼紮。酌量分兵進剿。毋再遷延貽誤。致干重咎。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷224 同治7年2月己丑(11日)】

こうした試みによってであろうか、■40.の記事のように、同治7年初頭になると、「東三省西丹」を用いた捻軍への対応が奏功したようである。このように、同治年間に入ると、次第に正規軍としての「東三省官兵」への評価は低下していったが、それでもなお、「東三省人」自体が反乱の鎮圧に用いられなくなったというわけではなかった。むしろ、従軍していない「東三省人」の新たな発掘と募集が試みられているのであり、このことに鑑みれば、「東三省人」自体に対する評価自体が低くなったとは言えず、同治年間に入っても、やはり従来からの「東三省人」に対する高い評価は依然として維持されていたと考えてよさそう。

もちろん、正規軍としての「東三省官兵」の立て直しが全く図られなかったわけでもない。

■45. 論軍機大臣等、神機營王大臣、奏請東三省舉行冬圍。並請飭部議加俸餉各等語。向來奉天吉林兩省。均有圍場。每屆冬季。由各該將軍等統領官兵。進山圍獵。黑龍江省。亦有行圍之舉。自軍興以來。東三省官兵。徵調頻仍。且俸餉未能如期照數關領。由是行圍之事。久已停止。該官兵等弓馬技藝。不免生疏。圍場之內。游民瀝跡。日久廢弛。實屬不成事體。現在各省軍務漸就肅清。東三省官兵。陸續凱撤回旗。正宜及時舉行圍獵。以復舊制。著都興阿、奕榕、富明阿、德英、查照舊章。奏明舉辦。其所需經費。或於本省籌辦。或另請酌增餉項。務須悉心籌畫。奏明辦理。不准藉詞推諉。一奏塞責。至各該省官兵俸餉。自經費支絀。久未能如額關支。頗年苦累異常。難資操練。所有盛京吉林黑龍江三省官兵應領俸餉。或按季全數發給。或加成開放。著戶部會同兵部妥議具奏。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷243 同治7年9月癸卯(29日)】

■45.の記事では、「冬圍」（冬季に舉行される圍場での狩猟訓練）という東三省らしい伝統行事の復活が試みられ、それによって「東三省官兵」の技能低下を防止することが意図されたが、ただ、次の記事のように、それはむしろ「東三省官兵」の無能さを露呈することにもなったようである。

■49. 論軍機大臣等、都興阿奏、舉辦冬圍情形。請將協領等官分別懲處一摺。東三省舉行冬圍。非徒為捕進口味。實以操練官兵技藝。本屆奉天冬圍。捕打鹿隻未能足額。該官兵等平時技藝生疏。已可概見。且圍場卡倫。均有官兵戍守。若非任令匪徒偷打牲畜。鹿隻何至稀少。該管官員。於兵丁不能認真訓練。於圍場不能嚴密稽查。實屬不成事體。所有正圍長協領恩齡、副圍長協領德泰、翼長佐領伯林、三音保、均著先行交部議處。仍責令在圍場督率官兵演練巡緝。以觀後效。記名副都統協領集爾哈布料理圍務。於鹿隻未能足額。隨同收獵回省。咎亦難辭。著交部察議。此次姑念停圍年久。甫經舉行。從寬辦理。儻來年冬圍。仍復似此因循廢弛。除將該管官從嚴懲辦外。定將該將軍一併懲處。將此諭令知之。【『穆宗實錄』卷272 同治8年12月壬寅(5日)】

■49.の記事は、この「冬圍」の実施によって、むしろ「東三省官兵」の墮落が露見し、その処罰をどうするかを検討されているものとなっている。

ただ、このように、正規軍としての「東三省官兵」の能力低下が清朝にも徐々に認識されてきたものの、中国の西北における回民の反乱とその外蒙古への拡大状況は、疲弊していた「東三省馬隊」による助力をなおも必要としていたことを確認することができる。以下の■43.の記事、並びに■52.から■54.までの各記事を確認してゆこう。

■43. 諭軍機大臣等、麟興、錦丕勒多爾濟奏、探聞變亂難民、退至布倫托海一帶。明瑤、棍噶扎勒參奏、難民滋蔓、籌備進剿。明瑤奏、請簡派大臣督同辦理。請將李雲麟暫緩查辦。棍噶扎勒參奏、請赴甘肅軍營效力各摺片。布倫托海變民、自竄往青格里一帶後、日漸膨脹。亟應妥籌進剿。現在棍噶扎勒參在阿勒台山挑選蒙兵喇嘛、立營成軍。著福濟、錫綸、即行馳赴該處。會同棍噶扎勒參督率官兵。迅籌進剿。毋任日久蔓延。愈難了局。厄魯特等人眾。亦應妥籌安插。需用經費銀十萬兩。著戶部速議具奏。所調烏城馬匹。著麟興即行備齊。解交棍噶扎勒參應用。該呼圖克圖向稱奮勇。此時布倫托海賊匪滋擾。正在需人剿辦之際。自當勉力圖報。豈可置身事外。所請赴甘省軍營之處。殊屬非是。著不准行。賊匪裹脅漸多。難保不復思東竄。刻下內地擒匪。雖已蕩平。而陝甘軍事方殷。尚資兵力。東三省馬隊。勢難遠調出關。所有烏科兩城防守事宜。著麟興、榮全、錦丕勒多爾濟、奎昌、明瑤、督率兵民。妥慎籌備。以固邊圉。李雲麟因辦理不善。致滋變亂。厥咎甚重。豈可復令任事。明瑤、棍噶扎勒參、請令該革員辦理後應。及會同麟興督辦之處。均毋庸議。將此由六百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷242 同治7年9月癸未(9日)】

■43.の記事は同治7(1868)年の段階のことであるが、この時点ではまだ、甘肅での回民蜂起対応には東三省馬隊は使ってはならないとの判断がなされている。

■52. 又諭、福濟等奏、竄匪欲犯烏庫。請飭撥官兵援應。定安奏、歸綏官兵。無可調撥各一摺。福濟等所稱賊匪屯踞博克多山、推河口、額爾德尼招等處。圖撲烏里雅蘇台庫倫。十月初九日。逆賊已抵第十一烏特臺。驛卒逃避。文報不通等語。與張廷岳等前奏。大略相同。烏庫兩城。關係極為緊要。錦丕勒多爾濟現已親帶兵勇起程。馳赴第三臺特默爾圖。擇要堵堵。著福濟、榮全、與該參贊悉心會商。先就現有兵力。覘賊所向。相機進剿。毋任匪勢蔓延。棍噶扎勒參剿賊尚能出力。現既願效馳驅。即著令其揀選精壯千名。星速赴烏。協同防剿。福濟等以賊眾兵單。不敷分布。檄催前調之察哈爾馬隊。星速前進。並擬添調遠城烏槍隊一千名。東三省馬隊一千名。哈密巴里坤滿綠營兵勇各一千名。前往協剿。昨據張廷岳等奏、竄匪逼近烏城。請撥兵會剿。當將綏遠城察哈爾能否撥兵前往。諭令定安、文盛、酌量辦理。本日復據定安奏、歸綏軍務緊要。官兵無可分撥。惟烏城竄匪滋擾。勢甚披猖。非厚集勁旅。不足以資堵剿。著定安先其所急。酌量分撥槍隊。暨東三省馬隊。赴烏協助。前調察哈爾馬隊一千名。著文盛催令達爾濟管帶迅速啟行。兼程前進。並能否再行添撥。速籌具奏。哈密巴里坤兩處。兵本不多。著文麟、景廉、伊勒屯、何瑄、酌量調撥。星馳策應。以上各軍。均歸福濟等調遣。即由推河鄂羅蓋一帶前進。迎頭截擊。迅掃逆氛。惟各軍雲集。統帶需員。即著榮全統率各軍。扼要駐紮。妥籌防剿。並著福濟等一面飛催圖庫爾剋日到烏。協同剿辦。福濟等請撥餉銀五十萬兩。已諭令戶部速議具奏。該部籌撥之款。批解需時。深恐緩不濟急。張廷岳等前請撥銀十萬兩。著於解到時。先行分撥烏城。俾資接濟。毋得稍分畛域。該匪既有分撲庫倫之意。張廷岳等務當加意偵探。實力嚴防。毋稍疏懈。將此由六百里諭知定安、福濟、榮全、錦丕勒多爾濟、文盛、張廷岳、阿爾塔什達、文麟、景廉、伊勒屯、並傳諭何瑄知之。【『穆宗實錄』卷294 同治9年閏10月辛未(9日)】

■53. 又諭、錦丕勒多爾濟奏、賊匪撲陷烏城。並請飭撥餉銀。文盛等奏、催調馬隊赴烏會剿。暨請飭直隸山西發給征兵餉乾各摺片。賊匪四千餘人。於十月十九日。撲犯烏里雅蘇台。官兵未能抵禦。旋即失陷。覽奏實深憤懣。所有在城各官下落。著錦丕勒多爾濟查明具奏。逆匪現在盤踞附城游牧地方。亟應厚集兵力。迅籌剿辦。前調察哈爾馬隊一千名。著文盛等飭令達爾濟剋日管帶啟行。不准稍有遲誤。其備調官兵五百名。即著飭赴什巴爾泰博羅柴濟地方。聽候調遣。定安仍遵前旨。於綏遠城槍隊暨東三省馬隊。酌量分撥。赴烏助剿。本日諭劉銘傳趕緊赴陝。將陝省北路邊內邊外各要隘。派兵扼紮。以便該將軍騰出兵力。續行撥兵赴烏援剿。著定安斟酌辦理。前令都興阿等將古北口撤回馬隊。截留二千名。取道張家口。赴援烏城。著即飭令迅速前進。毋稍遷延。惟所調

各軍。須有大員統率。方能調度合宜。杜嘎爾向來帶兵。頗能得力。著即統帶察哈爾馬隊先行前進。其綏遠城及吉林黑龍江調到官兵。均著歸該都統統帶赴烏。相機調遣。前調宣化大同兩鎮官兵各一千名。前赴庫倫防剿。現在烏城既失。庫倫情形亦屬憂重。著李鴻章、何璟、迅即調派。剋期前往。該官兵經由軍臺行走。應需餉乾等項。並著寬為籌給。令其自行備辦糧。裹帶前進。需用鍋帳等項。一併備齊。以免沿途缺乏。直隸山西北境。並著李鴻章、何璟、確加偵探。先事豫籌。毋稍大意。巴里坤哈密兩處。兵雖不多。惟烏城若被久踞。則關外各城。愈形孤立。著文麟、景廉、伊勒屯、何璟、酌撥得力官兵。星馳赴烏。以資策應。錦丕勒多爾濟、此次未能攔截賊匪。姑念兵力較單。免其置議。該參贊現在退離數臺駐紮。著即調集蒙古官兵。奮力進剿。迅圖克復。以贖前愆。此股賊匪究從何來。現在賊勢若何。並著迅速奏聞。棍噶扎勒參既願帶兵剿賊。並著催令前來。協同夾剿。以資得力。錦丕勒多爾濟已咨庫倫先行協解餉銀五萬兩。並請飭部再撥銀二萬兩。著張廷岳於戶部前撥銀十萬兩內。解到時撥給銀二萬五千兩應用。如有不敷。並著先其所急。寬為接濟。福濟前請撥銀五十萬兩。已據戶部覆奏。由部庫撥銀二十萬兩。山東山西河南各撥銀十萬兩。臺站如有阻隔。前諭解至庫倫。由張廷岳等派員協解。此項銀兩如到庫倫。即著趕緊解往。並將借撥之銀打還。以清款項。文盛等請將茶馬釐捐銀三萬餘兩。歸入軍需項下支放兵餉。著照所議辦理。將此由六百里加緊諭知都興阿、德英、定安、李鴻章、奕榕、毓福、文盛、杜嘎爾、何璟、錦丕勒多爾濟、張廷岳、阿爾塔什達、文麟、景廉、伊勒屯、並傳諭何璟知之。【『穆宗實錄』卷294 同治9年閏10月乙亥(13日)】

しかしながら、その2年後の同治9(1870)年には、回民蜂起が一時的に外蒙古や河西回廊にも拡大し、その前年に清軍によって制圧された肅州（甘粛）の回民蜂起軍が外蒙古西部に進出していたようである。このことが■52.並びに■53.の記事のなかに見られている。これに対し、清朝は結局、「東三省馬隊」の疲弊状況よりも、ウリヤスタイにおける回民蜂起の深刻さのほうを優先し、最終的にはその「東三省馬隊」の派遣を命じることになったのである。

■54. 丁丑。諭軍機大臣等、張廷岳等奏、烏城被陷。庫倫防剿緊要。請飭催援兵一摺。庫倫與烏城。本有犄角之勢。烏城既為賊陷。則庫倫孤立無援。必須厚集兵力。以資防剿。前調宣化大同兩鎮官兵各一千名。前赴庫倫。即著李鴻章、何璟、迅即調派。並為寬籌餉乾。催令剋期前進。交張廷岳等調度。毋稍稽遲。並將該官兵起程日期奏聞。前調達爾濟馬隊一千名。並古北口撤回吉林黑龍江馬隊二千名。及綏遠城槍隊。東三省馬隊。均交杜嘎爾統帶。赴烏助剿。現在庫倫需兵孔殷。以上各軍。馳抵邊外。如賽爾烏蘇等處。應否酌撥若干。留庫助剿。著張廷岳等與錦丕勒多爾濟斟酌軍情。妥籌調遣。此時察哈爾綏遠城所調各兵。想定安、文盛等、於接奉前旨後。必已迅速調派。即著催齊各軍。由杜嘎爾統帶。星馳前進。不得稍涉遷延。錦丕勒多爾濟退離數臺駐紮。日來蒙古官兵。能否調集。棍噶扎勒參已否帶兵前來。現在賊勢若何。並著隨時具奏。文麟、景廉、伊勒屯、何璟、仍著懷遵前旨。酌撥得力官兵。赴烏策應。張廷岳等現擬設措銀兩。解交錦丕勒多爾濟。以應要需。尚屬力顧大局。著照所請辦理。俟山西餉銀解到。再行如數歸還。部撥烏庫餉銀。已諭順天府迅即起解。惟恐到尚需時。文盛前請將茶馬釐捐銀三萬餘兩。歸入軍需項下支放兵餉。已允其請。著即於此款內先撥一二萬。解赴庫倫應用。俟部餉到後。即行劃抵。科布多偏近賊氛。據張廷岳等片稱巴爾魯克厄魯特已勾結賊匪。意圖分竄。科城防務緊要。奎昌、文碩、務當嚴密遏堵。毋稍疏虞。棍噶扎勒參現在何處。並著奎昌等催令剋日赴烏剿賊。邊外賊勢狡猾。臺站梗阻。定安、文盛等、總當多發偵探。務得賊情。隨時具奏。巴爾魯克厄魯特有通匪之說。著張廷岳、阿爾塔什達、錦丕勒多爾濟、檄飭扎薩克圖汗撫諭各部落。隨同官兵實力剿除。以安反側。庫倫情形喫緊。著錦丕勒多爾濟會同棍噶扎勒參。將由烏竄庫倫並恰克圖兩道。扼要堵禦。毋任東竄。張廷岳於各路官兵未到以前。務就現有兵力。嚴密布置。並發車環偵探。隨時奏聞。張廷岳等另片奏、俄國界連烏城。宜防侵占等語。不為無見。現在調兵集餉。迅赴戎機。在事諸臣。果能立功邊徼。克復地方。則後患自絕矣。將此由六百里諭知李鴻章、定安、文盛、杜嘎爾、何璟、錦丕勒多爾濟、張廷岳、阿爾塔什達、奎昌、文碩、文麟、景廉、伊勒屯、並傳諭何璟知之。【『穆宗實錄』卷294 同治9年閏10月丁丑(15日)】

なお、■54.の記事からは、この「東三省馬隊」のウリヤスタイへの派遣にはロシアによる外蒙古への進

入や外蒙古中部の庫倫（現・ウランバートル）への蜂起軍の拡大の防止なども目的とされていたことがわかるが、マンチュリアにおけるものと同様の、外蒙古におけるロシアの動向に対する清朝の強い懸念・警戒が窺えるであろう。

もちろん、こうした「東三省馬隊」の派遣が、清朝のマンチュリアという地域における治安維持や対外防衛に対する軽視を促したわけではない。むしろ、同治末年には、マンチュリアにおける馬賊の横行と、それへの対応の必要性が再び様々な形で叫ばれており、これに伴って、清朝は、自らのマンチュリアに対する認識を、時に「根本重地」という語を用いつつ表現していったようである。

■51. 諭軍機大臣等、有人奏、吉林理事同知安榮、由革員開復補授實缺。孳孳為利。縱任書役到處索詐。民怨沸騰。積壓案件數百起之多。又伯都訥理事同知博霖、縱虐殃民。收納賭局錢文。並將拏賭之鄉地刑責嚴押。現有土匪劉發、邱老疙疸等、動用槍礮。屢在廳屬向陽泡長興屯各鎮市當舖嚇詐錢文。該同知罔不以聞。積壓案件。不勝枚舉。又協領花里雅春、在刑司納賄擅權。與永筆帖式表裏為奸。上年春間。有生員劉煥辰之胞伯。因搶案牽累。經京員楊士端、趙樸、訊明省釋。該協領因詐贓未遂。擅自提審。酷刑杖責。楊士端等力爭。該協領負氣。竟將劉姓杖斃。以致趙樸抑鬱而死。又黑龍江呼蘭廳同知文瑞、到任後將雙山堡街基址重斂地價。得錢二萬餘吊。每年復得錢數千吊。經人在該將軍衙門呈控。又於同治七八年間。向燒商索錢一萬餘吊。去冬廳屬有搶劫重案。該同知派刑書林向榮前往代辦。將事主釘指。倡索錢文。從此盜案不敢報聞等語。近年東三省地方。時有馬賊竊發。必須該地方官潔己奉公。隨時認真整頓。方能戢奸宄而安良善。若如所奏各員貪劣情形。縱殃殃民。實為閭閻之害。著瑞聯即行馳赴吉林。會同毓福。將安榮等被參各款逐一查明。從嚴察辦。並著德英將文瑞被參各節詳細查明。據實嚴參。均不得稍有迴護隱飾。又據奏稱、奉天承德縣新民廳廣甯鐵嶺開原等縣盜賊充斥。搶案層見疊出。吉林葉赫地方。被賊搶去站馬若干匹。並聞五常堡有馬賊焚燒衙署之事。似此緝捕廢弛。該將軍等豈竟毫無聞見。著都興阿、毓福、德英、督飭所屬實力緝捕。消患未萌。毋得因循怠玩。致釀事端。原摺均著鈔給閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷292 同治9年10月丁未(15日)】

■51.の記事の中段には、「東三省地方」における地方官の怠惰・不正・汚職の多発とともに、馬賊・匪賊の発生が懸案として明記されているが、この記事のなかの「東三省」の語は、馬賊・匪賊から護るべき領域（「地方」）として用いられることが確認できる。このように、馬賊への対応と地方「吏治」の整頓が併せて議論されているようであるが、こうした2つの文脈の結びつきは、これまでの各記事ではさほどに強くはなかった。この記事が同治年間末に見えていることに鑑みると、この2つの文脈の結びつきが、その後の光緒初年の「東三省」における行政改革の漸行へと繋がっていったのではないかと推測しうる。

■58. 癸酉。諭軍機大臣等、綿宜奏、根本重地。馬賊日熾。積久恐生巨患一摺。盛京為根本重地。豈容馬賊成羣。肆行劫掠。前因有人奏、奉天承德縣等處盜賊充斥。曾諭令東三省將軍實力緝捕。茲覽綿宜陳奏各情。是馬賊滋事之案。層見疊出。若不及早捕治。必至滋蔓難圖。該侍郎所擬清盜源、除賊首、整兵力、嚴門禁四條。均屬妥協。著都興阿、瑞聯、清凱、恭鏜、妥速籌商。嚴定章程。嗣後拏獲馬賊。即將賊之父兄從重治罪。庶父子相維。弟兄交儆。或可收改惡從善之效。至各堡保甲。應如何認真整頓。旗界民界各官。應如何嚴予責成毋令置身事外之處。並著該將軍府尹妥籌辦理。新出馬賊。尚易破獲。老賊則交通胥役。廣有聲援。轉得漏網。地方文武員弁。玩視至此。實堪痛恨。此後務將著名盜首嚴行緝捕。如有胥役包庇縱放。即將該役嚴辦。並將該管官嚴參。以示懲儆。營兵之設。以資捍衛。尤當督飭該管各官。嚴明賞罰。隨時跟緝。其假冒兵役客商者。尤當即時掩捕。盡絕根株。至奉省[天?]八門。該將軍等當飭城防各吏。認真盤查。毋使奸宄潛跡出入。以遏亂萌。此次誥誡諄諄。該將軍府尹等務當振刷精神。趕緊籌辦。儻敢因循粉飾。視為具文。以致盜賊蔓延。必惟將該將軍等是問。原摺著鈔給閱看。將此各諭令知之。尋都興阿等奏、奉天盜匪。歷經嚴拏懲辦。現將前辦章程。再行責成內外城旗民地方官實力奉行。得旨、仍著該將軍等認真辦理。毋得有名無實。以致盜賊蔓延。自干咎戾。【『穆宗實錄』卷329 同治11年2月癸酉(19日)】

さて、■58.の記事は、盛京を中心とした東三省での馬賊対応を命じたものである。旗界・民界の各官、あるいは盛京・吉林・黒龍江の各將軍以下の官僚に対し、自らの担当領域を超えて馬賊に対応すべきことが強く命じられており、ここには、「東三省」という地方の纏まりで馬賊への対応が論じられていることを確認することができよう。

■60. 諭軍機大臣等、前據醇親王奏、據陳六條以備採擇一摺。內請培東土以固根柢一條。據稱盛京去餉刻商吉林戕害職官之案叠出。黑龍江呼蘭地方。流民強橫。請飭軍機大臣統籌全局。令直隸山東督撫嚴禁流民遷徙。東三省蒙古固守疆軍。召東三省宿將來京。面授機宜。逐漸整理。並每年酌撥神機營馬步各隊。赴東三省沿途訪拏奸宄等語。嗣復具奏、訪問東省伏莽未淨。賊首張振等百十成羣。來往大道。地方官不敢過問。盜首至今未獲。請飭速籌正本清源之策等語。東三省為根本重地。自應及早籌畫。以遏亂萌。著文祥詳細酌度情形。妥議具奏。醇親王前奏培東土以固根柢一條。並二月十一日摺一件。均著鈔給閱看。將此諭令知之。【『穆宗實錄』卷 363 同治 13 年 2 月丁亥(14 日)】

■60.の記事は、同治年間における各記事の最後にあたるものであるが、ここには、醇親王による「請培東土以固根柢」の上奏があり、その上奏では、流民に蹂躪される「東三省」地方の現状を踏まえ、馬賊や流民に対する施策の軍機大臣による掌握と、「東三省」の各高官への清朝中央からの「面諭」による「東三省」全体としての対応が求められている。この記事にも、これまでの同治年間の各記事と同様、馬賊や移民から護るべき地域としての「東三省」認識が確認でき、なおかつそれが以前にも増して強められているように推測できる。因みに、■60.の記事にある醇親王の上奏は同治年間最末期のものであり、その時期は光緒初年の盛京行政改革の前夜ともいうべき時期にあたっているが、この点に鑑みれば、あるいはその行政改革の断行はこの醇親王の上奏を一つの契機としたものであったのかもしれない。

それでは最後に、すでに予告してあった通り、上掲■30.の記事と同様の、「東三省協餉」の問題に関する各記事をここで紹介しておこう。同治 4(1865)年の上掲■30.の記事に続く、合計 14 件の記事がそれである。

■33. 諭軍機大臣等、戸部奏、遵議指撥山東等處欠解吉林餉銀。並由盛京先行酌墊一摺。山東等省節年欠解東三省俸餉。屢經該部奏咨嚴催。僅據山西解過銀二萬兩。其餘均未報解。實屬任意延緩。現在吉林防剿喫緊。需餉甚殷。若不迅籌解解。必至貽誤大局。茲據該部議於積欠俸餉數內。山東地丁項下。先提銀七萬兩。直隸旗租項下。先提銀四萬兩。長蘆鹽課項下。先提銀四萬兩。河南清查追補項下。先提銀三萬兩。山西耗羨項下。先提銀二萬兩。共提銀二十萬兩。此皆各該省歷年積欠。並非現時增撥之款。自應趕緊籌解。著劉長佑、閻敬銘、李鶴年、吳昌壽、王榕吉、督飭藩運各司。按照所撥數目。限於一月內措齊。解交盛京戶部。轉解吉林將軍交納。如有藉詞延宕。逾限不解。一經戶部指名奏參。定即從嚴懲處。其餘歷年欠解東三省各項銀兩。亦即設法籌款。陸續起解。毋再延緩。惟應解各省。距吉林較遠。誠恐緩不濟急。著文祥、福興、都興阿、額勒和布、仍遵本月初六日諭旨。或由庫存俸餉銀內。或由上年部撥剿匪軍餉內。先行酌量墊撥銀十數萬兩。知照吉林將軍派員領取。俾資接濟。俟前項銀兩解到時。即行撥還歸款。至吉林每年俸餉。向以應徵地丁租稅等項列抵。雖因賊匪竄擾。豈得遽謂毫無徵收。著富明阿、德英、認真查覈。於應徵各項。妥籌經理。藉供支放。毋得任聽屬員隱匿欺蒙。如有前項情弊。即著嚴參懲辦。又上年戶部奏撥吉林剿匪軍餉案內。指撥山東地丁銀五萬兩。迄今僅據報解銀一萬五千兩。尚欠銀三萬五千兩。著閻敬銘迅速備齊。委員解往。以應要需。不得再有遲誤。本日據富明阿奏、現帶官兵五百餘員名起程。應需製造軍火器械等項。請飭戶部籌撥現銀一萬兩等語。此項銀兩。即著文祥、福興、額勒和布、於墊撥吉林款項內。先行動撥銀一萬兩。派員解赴黑龍江將軍衙門。以備製造之用。仍於各省解到吉林餉銀內劃抵歸款。將此由五百里諭知文祥、福興、都興阿、額勒和布、富明阿、德英、劉長佑、閻敬銘、李鶴年、吳昌壽、並傳諭王榕吉知之。【『穆宗實錄』卷 172 同治 5 年 3 月戊寅(19 日)】

同治 5 年春の■33.の記事には、吉林における馬賊対応のための費用の切迫状況と東三省協餉の未送達状

況、並びに戸部としての方策が記されている。

■34. 辛巳。諭軍機大臣等、戸部奏、遵旨嚴催各省欠解吉林餉銀一摺。吉林軍餉。經戸部先後奏撥山東等省地丁等項銀兩。以應急需。除長蘆鹽課銀四萬兩。山西耗羨銀二萬兩。東海關劃撥京餉銀五萬兩。天津關劃撥京餉銀五萬兩。業已埽數全解外。山東地丁項下已解銀一萬五千兩。又報起解銀一萬五千兩。尚欠銀九萬兩。直隸旗租項下已解銀二萬兩。尚欠銀二萬兩。河南清查追補項下已解銀一萬兩。尚欠銀二萬兩。現在吉林彙捕餘匪。軍士待餉孔殷。著劉長佑、閻敬銘、李鶴年、迅飭藩司。限文到十日內。如數趕緊措齊。委員解交盛京戸部。轉解吉林交納。儻仍逾限不解。即由該部指名嚴叅。毋得視為具文。致干重咎。此外直隸山東河南陝西等省。尚有歷年欠解東三省餉銀一百三十九萬餘兩。並著劉長佑、閻敬銘、李鶴年、喬松年、劉蓉、遵照該部歷次奏案。迅即設法籌措。或一萬兩。或五千兩。陸續起解。俾資接濟。本日據穆圖善奏、營餉支絀。請飭催解等語。山西陝西應解穆圖善軍營月餉。著趙長齡、喬松年、劉蓉、即行如數批解。毋稍延緩。又據穆圖善奏、吉林省累年未曾咨送一缺。請飭令嗣後將所出官缺。照黑龍江揀選章程。如出有二缺。以一缺由本省揀選。一缺咨送軍營拔補等語。著富明阿遇有缺出。照例咨送。以昭平允。將此由五百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷185 同治5年9月辛巳(25日)】

同年秋の■34.の記事も、前記事と同じく、吉林における馬賊対応のための費用の切迫状況と東三省協餉の未送達状況、並びに戸部としての方策が記されており、「東三省俸餉」の不足状況は変化していないことがわかる。

■35. 同治五年。丙寅。十一月。丙寅。諭軍機大臣等、前據都興阿奏、請領東三省丁卯年官兵俸餉一摺。當經諭令戸部速議具奏。茲據戸部奏稱、奉省丁卯年俸餉。除抵用外。並照奏案。將雜款每銀一兩。折放實銀八錢。實需銀四十五萬四千四百兩。復將該省各項稅課錢銀等項。詳細查覈。共抵銀五十三萬七千餘兩。除撥抵俸餉銀四十五萬四千餘兩外。餘撥銀八萬二千六百餘兩。即留抵該省緝捕經費之用。吉林省按八折計算。實需銀七萬五千三百餘兩。應於荒地租錢項下抵銀十萬兩。餘撥之數。並應徵土稅錢一萬吊。存儲另候提撥。其打牲烏拉計需銀四萬四千七百餘兩。毋庸折扣。黑龍江除提撥荒地租錢合銀一萬兩外。實應撥銀二十五萬一千六百兩。其應領制錢一千七百串。仍由盛京戸部金銀庫撥給。以上打牲烏拉黑龍江共應撥銀二十九萬九千三百餘兩。擬令直隸長蘆山東河南等省迅速撥解各等語。所籌尚為周妥。即著劉長佑於長蘆丁卯年鹽課內。撥銀十四萬九千三百四十六兩零。閻敬銘、丁寶楨、於山東地丁項下欠解咸豐十一年京餉內。撥銀五萬兩。李鶴年於河南地丁項下欠解同治四年京餉內。撥銀五萬兩。劉長佑於丁卯年旗租內。撥銀五萬兩。迅即遵員徑解盛京戸部交納。毋許遲誤。俟解到後。即由都興阿、富明阿、特普欽、各按部議折放章程。覈實報銷。餘撥銀兩。留充下年俸餉。抵撥各項。即照該部所議辦理。原摺著鈔給都興阿閱看。另片奏、各省欠解東三省甲寅等年俸餉。除報解外。尚欠銀一百五十五萬八千九百九十餘兩之多。請飭速解等語。奉天等省現在辦理防剿。需餉孔殷。即著劉長佑、閻敬銘、丁寶楨、李鶴年、喬松年、劉蓉、嚴飭藩運各司。趕緊將積欠銀兩陸續委解。以濟要需。儻仍前延宕。即著該部查明叅奏。原片著鈔給劉長佑等閱看。將此由五百里諭知都興阿、富明阿、特普欽、劉長佑、閻敬銘、李鶴年、喬松年、劉蓉、並傳諭丁寶楨知之。【『穆宗實錄』卷189 同治5年11月丙寅(11日)】

さらに、同年冬の■35.の記事も前記事と同じ内容であるが、毎年の秋に、その年の「東三省官兵俸餉」の受領を要請する上奏が「東三省」の將軍から出され、戸部がその具体的金額と配分方法を上奏していることがこの記事からも確認できる。この記事では、その受領の要請とともに、それ以前の年の「東三省官兵俸餉」の未送付分の催促も述べられているが、こうした形態の記事は、同治年間を通じてほぼ毎年出現している。

■41. 諭軍機大臣等、戸部奏、遵撥東三省本年官兵俸餉。並請飭直隸等省籌解甲寅等年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省。每年應需俸餉。節經戸部覈議。除將各該省應徵之款。儘數抵充外。下短銀兩。在於各省鹽課關稅地丁項下酌撥。所有戸部指撥之長蘆本年應徵鹽課銀十六萬九千五百兩零。山東地丁項下未解咸豐十一年京餉銀

十萬兩。河南地丁項下未解司治五年京餉銀十萬兩。山海關四成洋稅銀五萬兩。著官文、丁寶楨、李鶴年、崇厚、督飭藩運各司及奉錦道。按照部撥各數。迅速徑解盛京戶部交納。毋許遲誤。都興阿、富明阿、德英、務各遵照部定折放章程。覈實支放。毋稍浮冒。至山東等省欠解東三省甲寅等年俸餉銀共一百七十二萬八千九百兩零。並著官文、丁寶楨、李鶴年、劉典、迅將欠解各數。陸續籌解奉省交納。毋再遲延。致誤要需。原片著鈔給官文、丁寶楨、李鶴年、劉典閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 224 同治 7 年 2 月癸巳(15 日)】

上掲の■41.から以下の■46.までの各記事はいずれも同治 7 年のものであるが、それらの記事内容や体裁は、それ以前の関連各記事とほぼ変わらない。因みに、この記事の「東三省」の語のように、「東三省」の語は「奉天吉林黑龍江三省」の語句に置き換えが可能であり、この点からみて、「東三省」の語はこの時点ですでに、奉天省・吉林省・黒龍江省の三省を意味するその省略形となっていることがわかる。

■42. 同治七年。戊辰。八月。庚申。諭軍機大臣等、前因吉林將軍富明阿等奏、吉省官兵待餉。請飭催各省欠解軍需等項銀兩。當交戶部議奏。茲據該部奏稱、吉林原撥軍餉三十萬。除各省報解及本年山東解過一萬兩外。計欠解銀十萬兩。其整裝項下河南欠解銀二萬五千兩。賑恤項下直隸山東欠解銀四萬兩。又本年指撥東三省戊辰年俸餉。計長蘆鹽課銀十六萬九千五百餘兩。山東地丁銀十萬兩。河南地丁銀十萬兩。山海關四成洋稅銀五萬兩。共四十一萬九千五百餘兩。內應撥給吉林銀九萬六千六百兩。是吉林歷次應領各餉。計數原足敷用。乃各省欠解疊疊。以致兵食支絀。現在吉林邊防緊要。待餉尤殷。豈容任意拖欠。著官文、丁寶楨、李鶴年、劉典、崇厚、嚴飭各該藩司及奉錦道等。遵照部撥數目。分別籌解。並將各該省歷年積欠款項。埽數解清。以資周轉。該督撫等素顧大局。諒不至視同膜外。使該省停兵待餉。日形竭蹶也。至河南已經報解整裝銀二萬五千兩。尚未據盛京戶部咨報收訖。究係因何遲延。並著官文、李鶴年、迅速查明。咨行盛京戶部。此項到奉省時。富明阿即派委員赴奉關領。藉濟要需。該將軍等前請在戶部撥給銀數萬兩。現陳國瑞一軍已經凱撤。著崇厚即於各省解到協餉內。迅撥銀二萬兩。委員解赴盛京戶部。轉解吉林。毋稍延緩。…(後略)【『穆宗實錄』卷 241 同治 7 年 8 月庚申(16 日)】

■44. 甲申。諭軍機大臣等、戶部奏、遵議籌撥黑龍江俸餉一摺。黑龍江地處邊陲。歷年欠餉甚鉅。兵餉無期支放。前據德英奏稱、遇有甲兵缺出。不願赴挑。若陳餉不能補放。新餉不能關領。恐致兵心渙散。自係實在情形。即著照戶部所議。由部庫先借撥銀十萬兩。著德英即派員赴部領取。並著官文督飭藩運各司。於旗租鹽課項下欠解東三省俸餉銀內。各提銀五萬兩。解赴盛京戶部。由德英派員領解。奉天吉林。均不得任意截留。致誤要需。並著額勒和布於各省解到俸餉內。劃撥銀七萬五千六百兩。以符戶部本年撥給黑龍江俸餉之數。至部庫銀兩。待放甚多。著丁寶楨於欠解東三省俸餉內。劃出銀十萬兩。趕緊解部。抵還此次撥款。儻有遲誤。即由戶部照京餉例參處。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 242 同治 7 年 9 月甲申(10 日)】

■42.の記事は、「吉省」すなわち吉林將軍からの「東三省協餉」の欠損分の送付を要請する上奏、また、■44.の記事は、黒龍江における官兵の俸餉の不足と、「東三省協餉」の欠損分の送付を各省に命じるための戸部の送付計画を記した記事となっている。

■46. 諭軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省己巳年官兵俸餉銀兩。並直隸等省籌解甲寅等年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省己巳年應需俸餉。現經該部議。除將各該省應徵之款儘數抵充外。其奉天餘贍銀十四萬七千兩零。即著留為該省緝捕官兵經費。吉林黑龍江兩省不敷銀兩。在於鹽課關稅等項下撥給。所有戶部指撥吉林之長蘆己巳年應徵鹽課銀四萬一千二百兩零。指撥黑龍江之長蘆己巳年應徵鹽課銀十萬八千四百兩。及東海關洋稅銀十萬兩。著官文、崇厚、丁寶楨、迅飭該監督運司等遵奉部文。按數分別委員徑解吉林黑龍江。俾資放給。吉林應追佃戶王泳詳拖欠地租錢文。著富明阿趕緊查追。專案報部。所有各項支放銀兩。都興阿、富明阿、德英、務各遵照部定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢。於奏銷時照例題報。其餘贍之銀。即著歸於下年請領時聲明備抵。毋稍浮冒。至直隸等省欠解東三省甲寅等年俸餉銀。共二百餘萬兩。並著官文、丁寶楨、李鶴年、劉典、飭各該藩運司。迅將欠解各數。陸續籌解奉省交納。儻各該省仍前玩誤。著戶部查明參奏。以重餉需。原片著鈔給官文、丁寶楨、李鶴年、劉典閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 248 同治 7 年 12 月甲辰(1 日)】

しかしながら、そうした欠損分の送付要請が繰り返されながらも、■46.の記事にあるように、その欠損分はむしろ年を下るごとに増加していったようであり、この時点ではその欠損分が200万兩を超えてしまっていることが記されている。

■47. 論軍機大臣等、前因富明阿奏、挑選馬隊赴甘。籌辦軍裝戰馬。懇請速撥銀兩。當經諭令戶部議奏。茲據該部詳議覆陳。著照所請。所有此次赴甘馬隊應需整裝各項。即著曾國藩於直隸旗租積欠東三省俸餉銀內。提銀一萬五千兩。丁寶楨於山東地丁積欠東三省俸餉銀內。提銀一萬五千兩。遴派委員。趕緊如數解往。毋稍延誤。其前次調赴金順軍營官兵二百五十名所需整裝等銀。已由吉林鋪商借墊。著富明阿於解款到後。一併歸還。至吉林馬價昂貴。著准其援照黑龍江成案。每匹給銀八兩。仍在各官兵應得軍裝項下。照數扣抵。富明阿務當嚴飭購買各員。一律挑選馴壯。俾資適用。不得以疲羸充數。一俟馬價平減。即照該省舊章辦理。此次抽撥官馬。並著富明阿迅速購買。歸補原額。以重邊防。將此由四百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷258 同治8年5月己卯(8日)】

また、■47.の記事には、「東三省俸餉」の欠損のみならず、東三省、特に吉林から甘肅へ派遣する軍隊の費用を直隸・山東から速やかに送るようにとの命令が記されており、「東三省」における慢性的な財源不足の状況が見てとれる。

以下の各記事も、ほぼ同様の内容を記しているが、最後にそれらを纏めて紹介しておこう。

■48. 己卯。論軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省庚午年官兵俸餉。並請飭直隸等省籌解歷年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省庚午年應需俸餉。現經該部覈議。除將各該省應徵之款儘數抵充外。所有奉天餘賸銀十萬五千六百餘兩。即著留為該省緝捕官兵經費。其指撥吉林之長蘆庚午年鹽課銀七萬二千二百七十二兩。山東庚午年地丁銀五萬兩。河南庚午年地丁銀二萬兩。指撥打牲烏拉之長蘆庚午年鹽課銀二萬五千兩。河南驛站存賸銀一萬七千二百九十八兩。指撥黑龍江之長蘆庚午年鹽課銀五萬兩。山東庚午年地丁銀五萬兩。河南庚午年地丁銀三萬兩。驛站存賸銀四萬五千兩。直隸旗租銀六萬兩。著曾國藩、丁寶楨、李鶴年、按照各數。迅速籌撥。派員解交盛京戶部收納。俟各該省銀兩解到。即著都興阿等知照富明阿、德英、派員前赴奉天關領。俾資散放。所有各項支放銀兩。該將軍等務各遵照部定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢。於奏銷時照例題報。其餘賸之銀。即著歸於下年請領時。聲明備抵。毋稍浮冒。至直隸山東河南陝西歷年欠解東三省俸餉銀共一百八十餘萬兩。並著曾國藩、丁寶楨、李鶴年、劉典、迅即督飭藩運各司。陸續籌解奉省交納。不得仍前延欠。致誤要需。原片著鈔給曾國藩、丁寶楨、李鶴年、劉典閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷270 同治8年11月己卯(12日)】

■50. 又諭、前因額勒和布奏、借款墊放兵餉。請飭部籌撥銀兩。暨嚴催欠款。當交戶部速議具奏。茲據奏稱、奉天兵餉等項。前經奏准由該省額徵各項及牛莊等處船規充抵。額勒和布以應徵之款從未足額。本年秋季俸餉不敷支放。已將東海關解黑龍江餉銀五萬兩。先行墊發。由將軍衙門派員守提牛莊等處船規歸款。並請先行籌撥銀五六萬兩。擬在河南地丁項下撥給等語。著李鶴年飭令藩司。於該省地丁本年應解京餉項下。撥銀五萬兩。派員解赴盛京戶部。交額勒和布收納。以資接濟。至奉省應徵船規等項銀兩。並著都興阿等督飭所屬。實力催繳。毋任延欠。該侍郎請催前墊山東應解吉林整裝銀二萬五千兩。黑龍江賑濟銀二萬兩。現據該省報解銀二萬兩。此項餉銀到奉時。即著額勒和布知照黑龍江將軍派員領取。並著於船規項下先提銀三萬兩。務於八月內一併交黑龍江委員領解回省。以歸東海關所解餉銀五萬兩之數。嗣後各省解到吉林黑龍江餉項。奉省不得擅行截留動用。致滋輕視。山東欠解東三省俸餉。為數甚鉅。此項下欠吉林整裝黑龍江賑濟兩款。共銀五萬二千八百十三兩零。著丁寶楨嚴飭藩司。查照戶部指撥原案。趕緊籌解盛京戶部收存。一面知照黑龍江將軍派員赴奉領取。毋再遲延。將此由五百里各諭令知之。【『穆宗實錄』卷289 同治9年8月辛亥(17日)】

■55. 論軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省辛未年官兵俸餉。並請飭直隸等省籌解歷年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省辛未年應需俸餉。現經該部覈議。除將各該省應徵之款儘數抵充外。所有奉天餘賸銀一萬六千餘兩。即著留為該省緝捕官兵經費。短徵船規並加稅銀七萬二千餘兩。著都興阿、額勒和布、著落經徵之牛莊防守尉、海

城縣知縣等名下。勒限賠補。並著查取職名。送部覈議。其指撥吉林之長蘆辛未年鹽課銀五萬三千七百兩。山東辛未年地丁銀三萬兩。河南辛未年地丁銀二萬兩。指撥打牲烏拉之長蘆辛未年鹽課銀二萬五千兩。河南驛站存撥銀一萬四千一百三十六兩。指撥黑龍江之長蘆辛未年鹽課銀六萬三千兩。山東辛未年地丁銀四萬兩。河南辛未年地丁銀三萬兩。驛站存撥銀四萬兩。直隸旗租銀五萬兩。著李鴻章、丁寶楨、李鶴年、按照各數迅速籌撥。派員解交盛京戶部收納。俟各該省銀兩解到。即著都興阿等知照德英、奕榕、毓福、派員前赴奉天關領。以資散放。各項支放銀兩。該將軍等務各遵照部定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢。於奏銷時照例題報。其餘撥之銀。即著歸於下年請領時聲明備抵。毋稍浮冒。至直隸山東河南陝西歷年欠解東三省俸餉銀共一百九十六萬餘兩。並著李鴻章、丁寶楨、李鶴年、蔣志章、迅即督飭藩運各司陸續籌解奉天交納。不得仍前延欠。致誤要需。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 296 同治 9 年 11 月壬辰(1 日)】

■56. 諭軍機大臣等、戶部奏遵議吉林整裝等項並俸餉銀兩。請飭各省迅解一摺。直隸等省積年欠解吉林俸餉等項銀兩甚多。本年八月間。吉林因勢發官兵整裝銀兩及用款正亟。當經戶部奏明。諭令河南撥銀五萬兩。山東撥銀十萬兩。迅速籌解。迄今數月。僅據山東報解過銀四萬兩。其餘未報續解。河南則未解絲毫。吉林軍款支絀。商墊亟須籌還。而支發俸餉等銀。亦屬刻不容緩。所有河南欠解銀五萬兩。山東欠解銀六萬兩。著李鶴年、丁寶楨、各飭藩司。先將此項銀兩。迅速如數解赴盛京戶部交納。即由奕榕派員前往守提。俾資應用。其山東前次報解銀四萬兩。現在曾否解到。並著額勒和布、奕榕、派員沿途催提。不准逗遛遲誤。至吉林前因防剿喫緊。借提發商生息本銀。亦經戶部奏明。由直隸欠解吉林軍餉內撥銀二萬兩。山東欠解吉林軍餉內撥銀九萬兩。籌解請完。吉林捕圍資裝。經該部奏請由河南撥銀一萬二千餘兩。以上二款。均係吉林緊要之需。豈可任意延宕。著李鴻章、丁寶楨、李鶴年、迅即如數分批委解。務於來年六月以前。全數解完。毋再稍有拖欠。東三省俸餉。各省歷年積欠竟至一百九十餘萬之多。實屬延玩已極。並著李鴻章、丁寶楨、蔣志章、嚴飭藩運各司。查明積欠數目。陸續籌款補解。以濟餉需。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 300 同治 9 年 12 月辛巳(20 日)】

■57. 乙卯。諭軍機大臣等、戶部奏、議撥東三省官兵俸餉銀兩。並請飭催各省歷年欠解銀兩各摺片。據稱奉天壬申年俸餉。約需銀八十五萬兩。除該將軍奏明應抵用銀三十三萬三千兩外。計需銀五十一萬七千兩。按照章程折放。應撥實銀四十一萬三千六百兩。復將奉天應抵各款。詳細查覈。共抵銀三十萬五千一百兩。尚應撥銀十萬六千兩。即在該省應徵海口船規項下提撥。有贏無絀。吉林俸餉。約需銀四十六萬餘兩。除本省應抵各款外。應撥銀九萬一千八百兩。照章折算。實需銀七萬三千四百四十兩。並打牲烏拉應領銀三萬六千五百五十七兩零。均應全數撥給。黑龍江俸餉。應領三十五萬二千兩。照章折算。約需銀二十八萬一千六百兩。除應抵各款外。應撥銀二十四萬五千八百兩。其應領制錢一千七百一十串。由盛京戶部金銀庫撥給等語。著照所議辦理。所有吉林應撥銀七萬三千四百四十兩。著提撥長蘆壬申年應徵鹽課銀三萬三千四百四十兩。山東壬申年應徵地丁銀二萬兩。河南壬申年應徵地丁銀二萬兩。打牲烏拉應撥銀三萬六千五百五十七兩。著提撥長蘆壬申年應徵鹽課銀一萬兩。河南驛站存撥銀二萬六千五百五十七兩。黑龍江應撥銀二十四萬五千八百兩。著提撥長蘆壬申年應徵鹽課銀五萬五千八百兩。山東壬申年應徵地丁銀五萬兩。河南壬申年應徵地丁銀四萬兩。驛站存撥銀五萬兩。直隸旗租銀五萬兩。即著各該督撫按照戶部指撥銀數。遵委委員。迅速解赴盛京戶部交納。毋許遲誤。並著瑞聯俟各該省解到時。即知照吉林打牲烏拉黑龍江派員赴奉天領取。以資散放。仍由各該將軍按照折放章程。覈實放給。不得稍有浮冒。並將奉省銀價。按月造報。及用過銀錢各數目。於奏銷時照例題報。如有餘撥銀兩。於下年請領時。聲明備抵。至該三省節年俸餉銀兩。直隸山東河南陝西等省。積欠至一百八十八萬餘兩之多。屢催罔應。實屬延玩。著各該督撫嚴飭藩運各司。將前項欠解銀兩。陸續籌款。解赴奉省交納。以濟該三省俸餉要需。儻各該省仍復延不解交。即著戶部指名嚴叅。原摺著鈔給李鴻章、丁寶楨、文彬、李鶴年、翁同爵閱看。將此諭令李鴻章、都興阿、瑞聯、奕榕、德英、李鶴年、丁寶楨、翁同爵、並傳諭文彬知之。【『穆宗實錄』卷 324 同治 10 年 11 月乙卯(29 日)】

■59. 又諭、戶部奏、議撥東三省官兵俸餉銀兩。並請飭催各省歷年欠解銀兩各摺片。據稱奉天癸酉年俸餉。約需銀八十六萬兩。除該將軍奏明應抵用銀三十三萬七千兩外。計需銀五十二萬三千兩。按照章程折放。應撥實銀

四十一萬八千四百兩。復將該省應抵各款詳細查覈。共抵銀三十萬六千八百三十兩。尚應撥銀十一萬一千五百七十四兩。即在該省應徵海口船規項下照數提撥。吉林俸餉。約需銀五十萬七千八百十兩零。除本省應抵各款外。應撥銀十三萬二千五百五十兩。照章折算。實需銀十萬六千四十兩。並打牲烏拉應領銀三萬二千八百七十六兩零。均應全數撥給。黑龍江俸餉。應領銀三十六萬兩。照章折算。實需銀二十八萬八千兩。除應抵各款外。應撥銀二十五萬二千兩。其應領制錢一千八百二十一串。由盛京戶部金銀庫撥給等語。著照所議辦理。所有吉林應撥銀十萬六千四十兩。著提撥長蘆癸酉年應徵鹽課銀二萬六千四十兩。山東癸酉年應徵地丁銀四萬兩。河南癸酉年應徵地丁銀四萬兩。打牲烏拉應撥銀三萬二千八百七十六兩零。著提撥長蘆癸酉年應徵鹽課銀一萬兩。河南驛站存贍銀二萬二千八百七十六兩。黑龍江應撥銀二十五萬二千兩。著提撥長蘆癸酉年應徵鹽課銀五萬二千兩。山東癸酉年應徵地丁銀五萬兩。河南癸酉年應徵地丁銀五萬兩。驛站存贍銀五萬兩。直隸旗租銀五萬兩。即著各該督撫按照戶部指撥銀數。遵委委員。迅速解赴盛京戶部交納。毋許遲誤。並著瑞聯俟各該省解到時。即知照吉林打牲烏拉黑龍江派員赴奉天領取。以資散放。仍由各該將軍按照折放章程。覈實放給。不得稍有浮冒。並將奉省銀價按月造報。及用過銀錢各數目。於奏銷時照例題報。如有餘贍銀兩。於下年請領時聲明備抵。至該三省節年俸餉銀兩。直隸山東河南等省。積欠至二百零七萬餘兩之多。屢催罔應。實屬延玩。著各該督撫嚴飭藩運各司。將前項欠解銀兩。陸續籌款。解赴奉省交納。以濟該三省俸餉要需。儻各該省仍復延不解交。即著戶部指名嚴叅。原片著鈔給閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷346 同治11年12月庚申(10日)】

■48.の記事は同治8年冬、■55.の記事は同治9年冬、■57.の記事は同治10年冬、そして、■59.の記事は同治11年冬と、いずれも「東三省」の各將軍からの「東三省俸餉」の受領要請と歴年の欠損分の送付要請に基づき、戸部がその送付計画を示し、中国各省・各関にその送付を命じている記事となっている。

さらに、■50.の記事のように、不足する「俸餉」の立て替えのために、別項の財源を流用することを余儀なくしていることを記す記事や、■56.の記事のように、吉林から派遣される軍隊の費用を中国各省が速やかに送るようにとの命令を記す記事なども併せて散見されている。

このように、同治年間のはほぼ全時期を通じて、マンチュリアにおける財源の不足状況は慢性的になっていたものと推測できるが、上掲の各記事からは、そうした財源不足の生じているそれぞれの領域、すなわち、盛京(奉天)・吉林・黒龍江を纏めたその総称として「東三省」の語が用いられていること、また、盛京(奉天)・吉林・黒龍江の「俸餉」は戸部の指示により、その多くが中国各省あるいは各関に割り当てられており、その送付がまず盛京戸部を通じて、盛京(奉天)・吉林・黒龍江のそれぞれが受領する形になっていたことを確認することができる。

これらのことに鑑みると、すでに指摘しているところでもあるが、「東三省」の語はこの時期には財政制度上でも何らかの一つの範疇として広く認識されていたことを、ここにあらためて推測することができよう。

以上、些か長くなったが、『穆宗實錄』の記事のうち「東三省」の語が含まれている記事を紹介してきた。これら各記事の用例についての特徴は、以下のように纏められよう。

まず、第一に、同治年間には、官僚の不正や賭博など、治安が乱れているその舞台として、あるいは、馬賊・匪賊から護るべき地域として「東三省」の語が用いられ始めており、その語が何らかの領域的な概念を示すものとして用いられるようになってきているという点である。第二に、但し、18世紀から咸豊年間までの時期と同様、「東三省」の語はなおも人的集団を指すものとして用いられ続けているという点である。東三省官兵(正規軍)の墮落が進みながらも、他地域の反乱対応に際しては、依然として東三省馬隊の派遣が希求されており、また、「東三省人」の新たな募集と練軍によってその捻軍・回民反乱に対応しよう

とする清朝のそのような動きに鑑みれば、依然として「東三省人」の人的集団の強靱さは基本的には清朝に認識され続けていたものと推測できる。そして第三には、同治年間の記事の多くには、東三省官兵に対する俸給の不足状況と、それを補うための東三省協餉とその未送達の状況が頻出しているという点である。

こうした用例の特徴から説明できる、同治年間の清朝の対マンチュリア認識の特徴は如何なるものであろうか。清朝は確かに、マンチュリアとその社会における不安定さを強く懸念したであろう。因みに、この社会的不安定さをマンチュリアの「漢化」によるものと認識していたかどうかについては依然として明らかにはなっていないが、それはともかく、少なくとも、この時期の「東三省」の語が何らかの領域的・地理的な概念を示すものとして多用され始めているのは、外敵（ここでは、ロシアや西洋諸国といった外国勢力、並びに馬賊・流民）から「防衛」すべき地域としてのマンチュリアという認識を示すためではなかったか。

もしそうだとするならば、「東三省」の語が領域的・地理的な概念を示すものとして用いられるようになったのは、道光・咸豊年間から続くロシアの侵略への警戒とともに、「同治年間の「馬賊」の発生」という別の外敵の出現が清朝に次第に重視されるようになってきたからである、という推測が成り立つのではなかろうか。ロシアによるマンチュリアの侵略に対する警戒はすでに道光・咸豊年間から各記事のなかでも指摘されていたが、同治末年の各記事に記される馬賊・流民への懸念は、そうした外国勢力の侵入よりも目前に迫ったより強い危機へのそれであったはずである。清朝は同治末年ごろから、マンチュリアという地域をある一つの領域として次第に強く認識するようになってくるが、それはすなわち、盛京（奉天）・吉林・黒龍江といったそれぞれの管轄範囲を超えた、統一のかつ整頓された行政的な対応を余儀なくされるような外的要因の出現——同治年間の馬賊・匪賊の発生——に因るものであったと説明づけられるのではなかろうか。

（3）光緒初年における「東三省」の語の用例・用法

では最後に、光緒年間の初期、「東三省練軍整備計画」が試行された光緒 11(1885)年までの各記事のなかの「東三省」の語の用例と用法について紹介・分析していこう。

結論から言えば、この時期になって、「東三省」の語の用法に比較的大きな変化が見られているようである。その変化とは、第一に、光緒初年に入ってついに「東三省官兵」に対する負の評価が強調されるようになってきているという点である。そして、第二に、地理的・空間的な概念を示す「東三省」の語が同治年間以上に多用されるようになっており、かつ、その表現のされ方としても「東三省＝根本重地」とする形が頻出するようになってきているという点である。ここには、清朝がマンチュリアを特別な地域として認識するそのありようの強さが見て取れる。また、第三には、同治年間にすでに露呈している「東三省協餉」をめぐる財政問題が光緒初年になっても依然として残っており、光緒初年のマンチュリアでは、引き続き財政難に陥っていたことが多くの記事から確認できる。

それでは、これまでと同じように、各記事を時期順に逐っていくこととしよう。

■61. 諭軍機大臣等、兵部奏、議覆侍讀楊紹和條陳、東三省官兵亟宜整頓請飭妥議章程一摺。東三省官兵槍箭之利。向稱勁旅。近來調赴西路者。迥非昔比。若不亟行整飭。勢必漸就頹廢。現在奉屬馬賊充斥。緝捕巡防。悉資兵力。尤應隨時簡練。以備不虞。所有該三省官兵。應如何嚴行整頓。俾槍箭技藝。悉臻嫺熟。著各該將軍

等、妥議章程。奏明辦理。將此各諭令知之。【『德宗實錄』卷6 光緒元年3月丁巳(20日)】

この■61.の記事が示すように、「東三省兵丁」に対するイメージはさらに否定的になってきているようである。ここでは、西方へ派遣された東三省馬隊の無能さが強調され、この馬隊の再編が命じられている。もはや「東三省兵丁＝強力な軍隊」というイメージは薄れているといえよう。

■62. 壬辰。諭軍機大臣等、總理各國事務衙門奏、遵議籌辦海防各事宜。分別開單呈覽各摺片。海防關緊緊要。既為目前當務之急。又屬國家久遠之圖。若築室道謀。僅以空言了事。則因循廢弛。何時見諸施行。亟宜未雨綢繆。以為自強之計。惟事屬創始。必須通盤籌畫。計出萬全。方能有利無害。若始基不慎。過於鋪張。既非切實辦法。將興利轉以滋害。貽誤曷可勝言。計惟有逐漸舉行。持之以久。講求實際。力戒虛糜。擇其最要者。不動聲色。先行試辦。實見成效。然後推廣行之。次第認真布置。則經費可以周轉。乃為持久之方。南北洋地面過寬。界連數省。必須分段督辦。以專責成。著派李鴻章、督辦北洋海防事宜。派沈葆楨、督辦南洋海防事宜。所有分洋分任練軍設局。及招致海島華人諸議。統歸該大臣等。擇要籌辦。其如何巡歷各海口。隨宜布置。及提撥餉需。整頓諸稅之處。均著悉心經理。如應需幫辦大員。即由李鴻章、沈葆楨、保奏。候旨簡用。各該省督撫、務當事事和衷共濟。不得稍分畛域。陸軍須歸併訓練。方能得力。著各該督撫、各就地方形勢。量更舊汛。合營併操。畫一訓練。限一年內辦理就緒。奏請派員查閱。江防與海防表裏。著彭玉麟、楊岳斌、會同李成謀、勤加操練。俟海防船塢購成。應擇要添設兵輪船若干隻。配兵練習。著與李鴻章、沈葆楨、會商辦理。雲南四川廣東廣西福建各邊境。均有洋人窺伺。並著各該督撫、整頓吏治軍政。留意交涉事件。以固邊防。毋得輕啟釁端。以致不可收拾。至鐵甲船需費過鉅。購買甚難。著李鴻章、沈葆楨、酌度情形。如實利於用。即先購一兩隻。再行續辦。海防用度浩繁。如何提撥應用。即著戶部、總理各國事務衙門、妥議具奏。並著總管內務府大臣、量入為出。裁汰浮費。戶部、工部、於應發款項。著詳細酌覈。力杜浮冒。各省公私各費。該督撫務當實力撙節。以裕國用。開採煤鐵事宜。著照李鴻章、沈葆楨、所請。先在臺灣磁州試辦。派員妥為經理。即有需用外國人之處。亦當權自我操。毋任彼方攪越。出使各國及通曉洋務人才。著李鴻章、沈葆楨、隨時切實保奏。總理各國事務衙門摺一件。片一件。單二件。著鈔給李鴻章、沈葆楨、閱看。仍詳細妥議具奏。此次議奏。有關緊西北及防範俄人事務。業由總理各國事務衙門、鈔寄左宗棠閱看。即著該大臣、通盤籌畫。以固塞防。西北水利事宜。並著該大臣、會商譚鍾麟、相機籌辦。東三省為根本重地。尤宜加意整頓。著該將軍副都統府尹、切實籌畫。醇親王摺兩件。並丁寶楨、文彬片。著鈔給該將軍等、閱看。迅速覆奏。沈葆楨、已補授兩江總督。海防緊要。自應迅速到任。以專責成。惟臺灣開山撫番一切事宜。是否仍須該督親為督率。抑或奏派大員經理。並著沈葆楨、酌度情形。速行具奏。將此由六百里密諭李鴻章、沈葆楨、左宗棠、彭玉麟、崇實、岐元、清凱、奕榕、奕艾、豐紳、托克湍、李鶴年、李瀚章、吳棠、英翰、劉嶽昭、楊岳斌、劉坤一、吳元炳、裕祿、丁寶楨、楊昌濬、王凱泰、翁同爵、王文韶、張兆棟、劉長佑、岑毓英、並傳諭劉秉璋、知之。現月檔。【『德宗實錄』卷8 光緒元年4月壬辰(26日)】

■63. 乙丑。諭軍機大臣等、奕榕等奏、遵籌練兵操防事宜。並訪拏賊匪各摺片。吉林馬步隊。既可挑練五千人。分駐各城操演。甯古塔、三姓、兩城。與琿春地方相近。自可聯絡聲氣。一體防守。即著奕榕、奕艾、實力施行。所有操練各隊。及每月輪流入山拏匪各事宜。該將軍等、務當認真籌辦。毋得有名無實。該處額兵一萬餘名。除徵調及各項差使外。所存不過三千餘名。又不能一律精壯。是平時兵力廢弛。已可概見。現在各省海防。一律整頓。東三省為根本重地。尤當加意嚴防。若再玩忽因循。甚或空言塞責。將來隱患。曷可勝言。奕榕等、既知額兵養精蓄銳。逐年添練。不難悉成勁旅。但能實心辦理。自有成效可期。現在應如何挑擇成隊。申明陣法。嚴立規條。限時操演之處。即著奕榕、奕艾、酌定程式。詳細奏聞。仍隨時與奉天、黑龍江、聲勢相聯。互為援應。如有交涉俄人之件。尤當不動聲色。審慎防維。刻下馬隊驟添。需馬甚亟。著戶部、先撥馬價銀二萬八千兩。以為奕榕等購馬之需。其採買馬匹。經過地方。著照例免稅。至地方伏莽未淨。亟宜實力嚴拏。奕榕片內所稱、已將陳起淮拏獲。而呼蘭城即有劫獄之案。至今逃逸無蹤。是該犯與叢萬金、目前尚屬漏網。著奕榕等、嚴飭各該地方官。設法訪拏。務獲懲辦。並著咨行奉天黑龍江及鄰近省分。一律查拏。其餘各匪。仍當隨時嚴密緝。務

淨根株。餘著照所議辦理。將此由四百里各諭令知之。【現月】。【『德宗実録』卷10 光緒元年5月乙丑(29日)】

これらの■62と■63の記事では、「東三省」はロシアなどの侵入から護るべき領域として認識されている。そして、ここで指摘できるのは、「海防」を重視する地域や「塞防」を重視する地域の他に、「根本重地」としての「東三省」が提示され始めているという点である。ただ、「東三省」が「海防」地域や「塞防」地域と全く別個に認識されているというよりは、「塞防」を重視する西北地域と同様のロシアの侵入を懸念すべき地域としての「東三省」という認識が色濃く示されているようである。すなわち、「海防論」と「塞防論」の論争を通じ、「東三省」に対するイメージは、マンチュリアという「辺境性」や外敵（ロシア）からの防衛という文脈のなかで頻繁に語られるようになっていったものと推測できよう。

また、盛京・吉林・黒龍江という三地域を跨ぐかたちで高速に移動・活動する「馬賊」の存在も強く懸念されており、同治年間から光緒初年にかけて、清朝は「東三省」という規模（盛京・吉林・黒龍江それぞれではない）での治安の不安定さを強く認識せざるを得なかったものと思われる。

さらに、それらの要因に加え、太平天国や捻軍、回民の討伐のために「東三省官兵」は枯渇しており、このことも含め、清朝は同治年間頃から、他地域での反乱鎮圧において依存すべき対象としての「東三省」軍の存在を認識するよりもむしろ、マンチュリアにおけるその「東三省」軍の立て直し・再訓練・再編成のほうを強く意識するようになっていたといえよう。

すなわち、19世紀後半、1860年代～1870年代頃の時期以降、清朝は、「東三省」のイメージをその人的集団から、次第にマンチュリアという地域のほうに重ね合わせるように変化させていったと言え、そのため、領域的概念を表現する名称としての「東三省」の用法が多くなったものと説明することができよう。換言すれば、全域内（三省の域を超えた）に共通する問題の顕在化、すなわち、マンチュリア全域への流民の激化や「東三省」全体での財政難、そして省域を跨ぐ馬賊の発生、さらには、ロシアによるマンチュリアへの侵入に対する懸念などが相俟って、ついに「東三省」の語は地域呼称的な用法として頻用されるようになったものと推測できよう。

こうした推測を補強する別の記事として、さらに以下の3件の記事を挙げておこう。

■64. 諭軍機大臣等、朕欽奉慈禧端佑康頤皇太后慈禧端佑康頤皇太后懿旨。崇實等奏、籌辦東三省實在情形一摺。著軍機大臣等、歸入醇親王籌防事宜等摺。一併會議具奏。【現月】。【『德宗実録』卷12 光緒元年6月辛巳(16日)】

■64.の記事は、当時の盛京將軍崇實が行なった「東三省」における馬賊対応の、その状況報告を受けての光緒帝からの指示を述べたものである。すでに筆者が1996年や1997年に発表した別稿¹⁰でも論じているように、この当時、盛京將軍の崇實は馬賊対応を進めるとともに、盛京における官制改革を断行しつつあったが、この記事には「歸入醇親王籌防事宜等摺。一併會議具奏。」とあることから、崇實・崇厚らによる馬賊対応や行政改革推進の背景には醇親王（奕譞）の意向が強く影響している可能性が見て取れる。また、すでに本稿で紹介したように、侍讀楊紹和による「東三省」における改革の提案もあったように、光緒初年における盛京並びに「東三省」における行政改革の推進や「東三省」防衛計画には、北京政界におけるマンチュリア重視の意向が影響しているようである。

すなわち、この醇親王（奕譞）による「東三省」防衛計画案が、光緒初年の「東三省」における行政改革の推進や「東三省」防衛計画の一つの発端となっていたということになるであろう。このことに基づきつつ、推測を逞しくするならば、そのまた裏には左宗棠の主張も影響していたのではなかろうか。なお、

このうち 1880 年代半ばには東三省練軍整備計画が試行されることになるが、その政治的背景として清仏戦争後の恭親王の失脚とこの醇親王の台頭が深く影響していた可能性もあり、その意味で、当時の清朝中央を二分した「海防・塞防論争」とその顛末は、まさにマンチュリアをめぐる政治史と、清朝の対マンチュリア認識に大きな影響を与えたものと考えてよからう。

■65. 壬辰。諭軍機大臣等、寄諭直隸總督李鴻章等、據軍機大臣等奏、遵議東三省籌防各事件一摺。東三省為根本重地。近來旗務吏治。均極廢弛。以致賊氛肆擾。整頓為難。目前要務。自以三省聯絡一氣。方為禦侮良圖。著崇實、岐元、清凱、穆圖善、西蒙克西克、豐紳、托克湍、不分畛域。協力籌防。所有會巡緝策應各事宜。應如何悉心籌畫。妥為辦理之處。著該署將軍等。詳細會議。先行具奏。吉林、黑龍江、毗連俄境。彼方蓄謀獮狡。窺伺甚深。尤應嚴密防維。以為未雨綢繆之計。崇實等所奏。擬令該三省肅營伍以清盜源。飭吏治以安民命。先為自強之策。即可備豫不虞。著穆圖善等。悉心區畫。應如何隨時備禦。以昭周密。該將軍等務宜認真酌辦。毋得徒託空言。奉天金州營口一帶。本隸北洋。自應統歸北洋大臣控制。李鴻章、於洋務最為熟悉。自宜不分畛域。協力籌防。該處水師。船與兵均不得力。著李鴻章、責成統帶各員。實力整頓。毋得仍前玩泄。稍涉疏虞。仍著崇實、會商金州副都統。隨時操練。慎固防守。東三省饑需。崇實等請以每年七十萬兩。作為的饑。現在籌防要務。責成該三省將軍等。協力圖維。崇實等所定饑數。是否敷用。著穆圖善、西蒙克西克、豐紳、托克湍、會商崇實等。通籌全局。覈實具奏。量財經武。自不必拘定原議兵數。以及添製軍器。增補馬匹各情。統著崇實等。酌度情形。次第經理。流民遷徙。本干例禁。無如地方官日久成玩。視為具文。著李鴻章、丁寶楨、嚴飭所屬。於沿邊沿海貧民。妥為安插。無任流離遠徙。致滋事端。應如何妥立章程。實力禁止。以及互相稽覈。按季具報。暨地方官失查違禁遷徙處分。如何酌度盡善。以杜容隱諱報等弊。著該將軍督撫府尹、一併妥為籌議。分別奏明辦理。奉省現在流民。即著崇實、岐元、清凱、加意撫循。務使日久相安。不可操切從事。該省事權不一。從前將軍府尹、往往各存意見。以致政令歧出遇事抵牾。該處公事。究竟因何不能彼此聯絡。勢成掣肘。著崇實、將實在情形。並酌定章程。妥議具奏。黑龍江呼蘭地方。自開荒以來。流弊甚深。現在該處舊佃升科之外。有無私墾隱種。新佃既不許開荒。作何生理。如遇聚眾滋事。兵力是否足資彈壓。統著豐紳、托克湍、確切查明。據實具奏。並將所屬各城現墾荒地。及流民屯聚處所。繪圖貼說呈覽。五路鄂倫春人等。素稱強健。技藝尤精。能否收隸各營。籌給錢糧。編為隊伍。著穆圖善等。審度機宜。妥議具奏。黑龍江營伍空虛。亟宜簡練軍旅。以壯聲勢。著豐紳、托克湍、於在伍兵丁實練六千名。西丹兵丁添練四千名。分旗調考各屯騎射槍箭。豐紳等務當督率各官兵。實力操防。不得稍涉鬆懈。至招募流民。最難駕馭。能否募練五千名。備我驅策。不致滋生事端。並著豐紳等、體察情形。奏明辦理。奉省增馬隊八千。無款可出。吉林亦大概相同。著崇實、清凱、穆圖善、西蒙克西克、各就原設兵額。認真教練。不得有名無實。黑龍江練兵工食馬乾。每年應撥銀八萬四千兩。著丁寶楨、劉齊銓、各於該省地丁項下。每年各撥銀四萬二千兩。解交黑龍江應用。至馬價槍械等項。需款甚殷。著鮑源深、裕祿、各於該省地丁項下。各撥銀二萬兩。吳元炳、在於該省釐金項下。撥銀二萬四千一百兩。以應急需。該將軍所擬犒餉等六項。比較神機營多銀九千兩。著豐紳等、酌量覈減。關外剿匪。正在得手。難保該匪不避兵內竄。邊牆關繫緊要。著李鴻章、於沿邊內地。嚴密設防。毋任敗匪闖入。並嚴緝關內馬賊匿匪。以杜勾結。熱河地方。亦與奉天等處毗連。並著李鴻章、瑞聯、一體設法兜剿。務將該匪一鼓而除。毋使漏網。東三盟官兵。向稱得力。著照所議。由伯彥訥額站、會同各該盟王公、將如何籌防會巡。俾得聯絡聲勢之處。妥議章程具奏。神機營每年出關打圍之議。事屬難行。惟東三省現在正擬會同剿匪。如該省兵力。實在不敷布置。必應迅調勁軍。即著崇實等、隨時酌量。奏明辦理。將軍巴揚阿等、均著交軍機處存記。將此由四百里密諭李鴻章、崇實、岐元、清凱、穆圖善、西蒙克西克、豐紳、托克湍、瑞聯、吳元炳、裕祿、丁寶楨、鮑源深、並傳諭劉齊銓、知之。現月。【『德宗實錄』卷 12 光緒元年 6 月壬辰(27 日)】

■65. の記事も、馬賊への対応やロシアからの防衛のために、「東三省」の 3 地域が共同で対応すべきことを李鴻章らが要請していることを述べたものである。この記事からは、軍機大臣もそれに呼応し、マンチュリアにおける軍費捻出のための財政整理や行政機構の改革、馬賊対応のための軍備の再編などが検討

対象として俎上に載せられていることが確認できる。

■66. 又諭、軍機大臣等奏、遵議東三省餉需一摺。東三省為根本重地。現當整飭戎行之際。自應量加歲饗。著照所議。自明年為始。每年由部撥銀七十萬兩。作為東三省的饗。其七十萬兩內。應歸盛京俸饗若干。吉林黑龍江打牲烏拉俸饗若干。著該將軍、於請撥明年俸饗案內。分別聲敘。此項銀兩。仍著戶部、於各省鹽關地丁項下指款奏撥。令各該省督撫、如期籌解盛京戶部。分別交納支領。如有延欠。即由各該將軍、指名奏參。照遲延京餉例議處。以儆玩誤。東三省自此次添給饗需後。該署將軍等、務當共體時艱。撙節支放。實用實銷。毋任稍有浮冒。以資飽騰。仍著體察情形。妥為籌畫。將各城應徵租課。暨海口船規等項。力求整頓。俾輸將起色。則備豫有資。勿徒恃歲增俸饗以為長策。其免扣俸饗量減鋪捐諸務。著俟庫帑稍裕。撥款加增。再行隨時督辦。將此由五百里各諭令知之。現月。【『德宗實錄』卷13 光緒元年7月甲辰(10日)】

■66.の記事における軍機大臣の要請のなかでは、「東三省」は「根本重地」なのだから、マンチュリアにおける軍事制度を充実できるように東三省協餉は必須である、という論理が展開されている。光緒初年における財政問題については後述することにしたが、前節で述べたような同治年間の「東三省」の地方官僚からの協餉送付要求の目的が概して東三省馬隊の外部派遣に伴う費用の捻出のためとしていた点に鑑みると、光緒初年の各記事では、マンチュリアそれ自体を外敵から防衛するための軍事制度の整備という目的がむしろ強調されており、この点から見ても、光緒初年以降の清朝の「東三省」に対するイメージはまさに、マンチュリアという地域そのものに対するものとなっていたということになるであろう。

さて、マンチュリアが外敵からの防衛を必須とする「辺境地域」かつ「根本重地」であるという清朝のその認識は、後掲の各記事にも見られるが、ここではひとまずこの点についての議論を中断し、その後の各記事における「東三省」の語の用法をまず紹介していきたい¹⁴。

■67. 兵部奏、議覆候補同知直隸州知州薛福成條陳。所請減存直省綠營兵額。各省情形不同。請飭各督撫、通盤籌畫。悉心妥議。吉林黑龍江挑練馬隊。請飭盛京吉林黑龍江各將軍、歸入侍讀楊紹和條奏東三省官兵。一併妥議具奏。各大吏薦舉輪船將才。應請飭下沿海各督撫、於水師人員內。揀選熟悉水性能勝輪船將才。開單列保。以備擢用。從之。摺包。【『德宗實錄』卷16 光緒元年8月己丑(25日)】

この■67.の記事は、前掲の■61.の記事とも関わりを持つものであるが、この記事からは、「東三省」馬隊の再編が中国各省の「綠營」の再編と関連づけられて議論されていることが確認できる。

■70. 署盛京將軍崇實等奏、籌商東三省策應兇勦大概情形。得旨、仍著該署將軍等、懷遵前旨。飭令派出官兵。不分畛域。實力兜勦。毋稍鬆懈。隨手摺包。【『德宗實錄』卷20 光緒元年10月癸未(20日)】

また、続く■70.の記事には馬賊対応の進展とその殲滅命令が記されており、清朝中央は、馬賊に蹂躪されている地域としての「東三省」の回復を重視していたことがわかる。

■74. 又諭、侍郎袁保恆奏。東三省為根本重地。騎兵素稱精勁。近來紀律技藝。大遜從前。亟須選其驍健。勤加訓練。並聞吉林邊界。時有俄夷增兵來往。舉動叵測。尤須豫備不虞。請特簡知兵重臣。專辦東三省練兵事務。除三省地方事宜。仍歸各將軍府尹辦理外。凡屬兵馬餉衛邊防之事。悉歸經理等語。該侍郎所奏。是否可行。著崇厚、古尼音布、豐紳、體察情形。悉心會商。妥議具奏。將此各諭令知之。尋奏。袁保恆所請、特簡重臣。專辦東三省練兵事務。察看情形。恐滋流弊。報聞。現月。【『德宗實錄』卷45 光緒2年12月甲辰(18日)】

■75. 署盛京將軍崇厚等奏、會議袁保恆奏東三省練兵事務。窒礙難行。得旨、覽奏均悉。所請於洋稅項下、撥給黑龍江銀二十萬兩。著該衙門議奏。摺包。【『德宗實錄』卷49 光緒3年3月壬戌(6日)】

上掲の■74.と■75.の記事には、軍事的にマンチュリアを統合して、ロシアなどに対する「边防」を充実するための改革案が、(刑部左、前戸部左)侍郎の袁保恆によって提示されている。これは、筆者が別稿

で論じた「東三省練軍整備計画」の発端とも考えられるが、であるとするならば、その「東三省練軍整備計画」は、この1876年の侍郎の袁保恆の提案をその淵源とするものということになるであろう。

因みに、これまで筆者は、マンチュリアにおける政治改革について、光緒初年段階では軍事面での改革よりもむしろ、行政・財政面での改革を優先していたとする議論を展開してきたが、この記事に鑑みると、軍制改革についてもその計画自体はすでに光緒初年にあったことになるのであって、軍事面での「東三省」という纏まりの強化という認識自体は、この時点で清朝中央にもすでにあったことが推測できよう。

ただ、■75.の記事にも見えるように、この「東三省練軍整備計画」の提案は、その実現が困難であるとする盛京將軍崇厚、すなわち「東三省」側の官僚たちの報告によって頓挫することになった。すなわち、これを筆者が2008年に発表した別稿での議論²と照らし合わせてみれば、その「東三省練軍整備計画」自体はその発端を光緒初年に見出しうるものの、その実現は「東三省」を含めた北東アジアにおける国際的変動が激化した1880年代半ばまで待つことになった、という説明が可能になるであろう。

さて、こうした「東三省練軍整備計画」の提案と同じ頃になっても、18世紀以来の用法である「東三省」の語を人的集団、すなわち「東三省官兵」として認識する用法もいくつかなお見受けられている。ただ、そこに映し出される「東三省官兵」の姿は、すでに往年のその有能さ・強靱さとは大きくかけ離れたものとなっていたようである。

■78. 又諭。御史張觀準奏。近聞東三省遣撤官兵。往往私帶征所幼丁回旗。先後不下數萬。奴僕使令。百般凌虐。並有輾轉售賣。威逼斃命情事。黑龍江地方尤甚。請飭嚴禁等語。遣撤官兵。私帶幼丁回旗。大干例禁。若如所奏。亟應嚴行查禁。以儆效尤。著崇厚、銘安、豐紳、立即查明各該旗。如有前項情事。即責令酌給川資。呈明帶回年月地方。由該將軍出給路照。遣令回籍。其有抗不放歸者。准由該丁就近呈告。每年資遣若干名。著各該將軍、於年終開明具奏。儻該協領等、有失察徇庇扶同隱匿等情。著一併嚴叅治罪。毋稍寬縱。前據奉天府府丞王家璧奏、吉林兵力素強。近因徵調較多。稍形單弱。急宜加意培養。撫綏整頓。俾成勁旅等語。著銘安、悉心籌畫。妥為辦理。原片著鈔給閱看。將此各諭令知之。現月。【『德宗實錄』卷61 光緒3年11月乙丑(14日)】

■80. 諭軍機大臣等、金順奏、嚴防白逆北竄、查明遣撤官兵不得私帶幼丁。並請飭科城大臣、清釐款目各摺片。前據左宗棠等奏、白逆自喀什噶爾西竄。已投俄國地界。當經諭令設法擒拿。著金順、仍遵前旨辦理。東三省遣撤官兵。私帶征防處所幼丁。並著隨時嚴查。不得徒託空言。所稱科城留防官兵月餉。及遣撤官兵川資。均有專餉。自應由吉江馬隊餉內截留。何得分截伊犁軍餉。著保英、桂祥、即將截留伊犁軍餉銀一萬六千兩。迅速歸還。嗣後餉銀經過該處。不得任意截留。以免轉轅。其黑龍江留防官兵一百三十五員名。正餉銀一千五百二十五兩。並著保英、桂祥、就近由吉江六起部餉內。照數截留發給。此項官兵。在科城防範後路。所有雜款銀三百餘兩。即著毋庸撥給。至桂祥隨帶官兵二十一員名餉銀。應由山西山東河南所解烏科經費各項下放給。並著各清各款。亦不准將伊犁餉銀擅截分釐。致滋牽混。將此由五百里各諭令知之。勅捕。【『德宗實錄』卷69 光緒4年3月丁巳(7日)】

■81. 諭軍機大臣等、黎培敬奏、黔省籌辦善後需餉甚殷。蘇省統捐分成。事多轉轅。若如所議。以分解甘省銀兩全數解黔。則收數多寡。實難豫定。請飭江蘇仍照原協數目。按月協濟等語。黔省需餉緊急。該撫既稱將甘捐分成併歸黔省。實難敷用。此項銀兩。即著吳元炳、毋庸撥給。仍照原協貴州餉需數目。酌量情形。按月籌撥協濟。並著從寬籌畫。不必僅以月協一千兩為定數。俾應急需。前據御史張觀準奏、東三省遣撤官兵。往往私帶征防處所幼丁回旗。請飭該將軍查明。出給路照。遣令回籍。並飭各省督撫、令各該州縣。於此項幼丁到籍後。妥為安插。繳照日不准吏役索費等語。已諭令各該將軍查辦。著黎培敬、飭令地方官。於該幼丁回籍時。妥為辦理。將此各諭令知之。現月。【『德宗實錄』卷75 光緒4年6月戊子(10日)】

これら■78.から■81.までの3件の記事は、東三省の官兵が新疆の回民反乱（白彦虎あるいはヤークーブ・ベクの反乱と推測される）への対応を終えて凱旋した時に幼丁を連れて帰るという弊害が頻発していることを述べており、その整頓を行うことを命じている。なお、■81.の記事からは、東三省の官兵が反乱対応から凱旋した時に幼丁を連れて帰る事件は新疆だけでなく、貴州でも起こっていたことも併せて窺うことができるが、いずれにしても、同治末年から光緒初年にかけて回民蜂起が一段落していることに鑑みれば、これらの各記事のなかの「東三省官兵」が、それら回民蜂起に対応するために派遣されたものであったことはほぼ確かであろう。つまり、この光緒初年の時点ですでに、他地域に派遣されたこうした「東三省官兵」は、清朝にとって、その有効性を高く評価される対象としてではなく、むしろその現状を否定的に認識されるような存在にすでに変化していたということになるであろう。

■82. 壬申。論内閣、都察院奏、近來各省控案。多有相驗遲誤。地方官並不親往者。請飭確遵定限等語。人命重案。地方官宜如何迅速驗明。詳慎辦理。如報案後遲延日久。草率從事。甚至委令雜職武弁。以致弊竇叢生。尚復成何事體。嗣後刑部與地方官相驗。均令確遵程途遠近定限。即於詳報時隨案聲明。儻有遲延逾限。及率委佐雜人等代驗者。著嚴加處分。各直省即一律遵照辦理。熱河及東三省弊端尤甚。著該將軍都統、益加慎重。毋任屬員等再蹈積習。現月。【『德宗實錄』卷76 光緒4年7月壬申(24日)】

そのような「東三省」の人的集団への清朝の認識は上の■82.の記事にも見られる。この記事では、地方官の怠惰の状況が報告され、その怠惰が裁判案件での対応において顕著であり、また、地域的には熱河や東三省で顕著であることが指摘されている。この記事も「東三省」の人的集団の怠惰と弊害を指摘するものであり、上述のような筆者の指摘を補う記事と言えよう。

因みに、18世紀にはその用例が殆どであった、「東三省」の語の人的集団を示す用法は、この後の「東三省練軍整備計画」が実現しつつあった1880年代の時期以降には全く見られなくなる。この点も、同治年間後半から光緒初年以降にかけての時期に、「東三省」の語の用法が大きく変化したことを裏付けるものであろう。

さて、光緒元年から6年にかけては、同治年間と同様、東三省協餉の未達状況の報告とその送付を要請する上奏が「東三省」の側から提出され、清朝中央もその要請を承けて送付すべき各省・各関に対する命令を下している。以下、些か長くはなるが、その各記事を紹介しておこう。

■69. 論軍機大臣等、崇實等奏、請撥東三省來年俸饌、並請飭催欠饌一摺。東三省官兵俸饌。前經軍機大臣等奏准。自明年為始。每年由部撥銀七十萬兩。其應分撥奉天等省數目。令該署將軍等、於請撥時。分別聲敘。茲據奏稱、現屆請撥之期。按照七十萬兩實數。分撥奉天銀二十六萬兩。吉林銀十三萬四千六百十二兩零。並打牲烏拉銀三萬五千九百三十七兩零。黑龍江銀二十七萬兩。即著戶部、照數籌撥。令各該省趕緊解齊。以便散放明年春饌。並著崇實等、咨明各該將軍、如有延欠。遵照前旨。指名嚴叅。直隸等省歷年積欠銀兩。著李鴻章、劉坤一、吳元炳、裕祿、丁寶楨、譚鍾麟、劉齊衡、文琳、按照單開。設法籌措。務於年內解齊。以便散放。本年積欠各項要款。著各該省於報解時。明晰奉天吉林黑龍江三省款目。以免牽混。其黑龍江應領制錢。仍由盛京戶部金銀庫撥給。崇實等原單。著分別鈔給閱看。將此由四百里諭知李鴻章、崇實、岐元、劉坤一、吳元炳、裕祿、丁寶楨、譚鍾麟、並傳諭劉齊衡、文琳、知之。現月。【『德宗實錄』卷19 光緒元年10月戊寅(15日)】

■71. 論軍機大臣等、前據崇實等奏、請撥東三省來年俸饌銀七十萬兩。當令戶部、照數籌撥。茲據戶部奏稱、奉天省應需俸饌銀二十六萬兩。擬撥山東丙子年地丁銀六萬五千兩。河南丙子年地丁銀六萬五千兩。驛站存贖銀二萬兩。兩淮鹽釐銀六萬兩。揚州關丙子年常稅銀五萬兩。吉林省應需俸饌銀十三萬四千六百十二兩零。擬撥長蘆丙子年鹽課銀二萬四千六百十二兩零。山東丙子年地丁銀三萬兩。河南丙子年地丁銀三萬兩。東海關丙子年常稅銀

五萬兩。吉林打牲烏拉應需俸餼銀三萬五千九百三十七兩零。擬撥長蘆丙子年鹽課銀一萬五千九百三十七兩零。江蘇釐金銀二萬兩。黑龍江應需俸餼銀二十七萬兩。擬撥長蘆丙子年鹽課銀三萬兩。福建丙子年鹽課銀四萬兩。安徽丙子年地丁銀三萬兩。山東丙子年地丁銀三萬兩。河南丙子年地丁銀三萬兩。驛站存贍銀三萬兩。直隸旗租銀三萬兩。江蘇釐金銀二萬兩。淮安關常稅銀三萬兩。共銀七十萬兩。請飭各省照撥等語。即著各該督撫等、按照戶部指撥銀數。遴委妥員。迅速解赴盛京戶部交納。如有延欠。即由各該將軍、指名嚴叅。並著岐元、俟各該省解到時。即知照吉林黑龍江各將軍、並打牲烏拉總管、派員赴奉天請領。各照折減章程支放。不得稍涉浮濫。其黑龍江應領制錢。仍由盛京戶部、查照向章。如數撥給。並著將奉省銀價。按月造報。其用過銀錢各數目。仍著照例題報。如有餘賸。於次年請餉時。聲明劃抵。毋稍遺漏。現在奉天整頓帑帑。用費日增。該省應徵各款。自應迅速催徵。以抵俸餼之用。著崇實等、飭令各屬。實力徵收。毋任短欠。所徵各款。除抵充俸餼外。其贏餘之項。即著專款存儲。報部劃抵次年俸餼。至吉林黑龍江兩省。以此次指撥銀兩。合之該省應徵各款。亦有贏餘。並著各該將軍、存儲備抵。以資應用。將此諭知李鴻章、崇實、岐元、慶裕、穆圖善、豐紳、沈葆楨、劉坤一、李鶴年、吳元炳、裕祿、王凱泰、李慶翱、丁寶楨、並傳諭劉齊衡、文琳、知之。現月。【『德宗實錄』卷21 光緒元年11月甲午(1日)]

■73. 諭軍機大臣等、崇實、岐元奏、請飭撥東三省來年的餉。並請催解東省本年欠餉各摺片。東三省應需的餉。經戶部、於各省關指款分撥。各該督撫、自應按期照數撥解。茲據崇實等奏稱、各省應解奉天餉項。欠解尚多。現屆冬令。該省應發要款。需餉孔殷。豈容任意延宕。所有各省奉撥奉天省本年的餉。除山東餉銀已如數報解外。兩淮尚欠解銀五萬兩。河南欠解銀七萬五千兩。揚州關欠解銀五萬兩。著沈葆楨、吳元炳、李慶翱、督飭藩運各司。迅速籌撥。務於年前埽數一律解齊。俾濟急需。至丁丑年東三省的餉七十萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該督撫、嚴催各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林黑龍江三省款目。以免牽混。將此諭知戶部、並由五百里諭令沈葆楨、吳元炳、李慶翱、知之。現月。【『德宗實錄』卷41 光緒2年10月己酉(22日)]

■77. 諭軍機大臣等、崇厚、岐元奏、請飭撥東三省來年的餉。並請催奉省本年欠餉各摺片。東三省應需的餉。經戶部於各省關指款分撥。各該督撫、自應按期照數撥解。茲據崇厚等奏稱、各省應解奉天餉項。欠解尚多。現屆冬令。該省應發要款。需餉孔殷。豈容任意延宕。所有各省奉撥奉天省本年的餉。除山東已解銀四萬兩。河南已解銀一萬兩外。山東尚欠解銀四萬兩。河南欠解銀七萬兩。又欠解驛站存贍項下銀二萬兩。兩淮欠解銀八萬兩。著沈葆楨、吳元炳、文格、李慶翱、督飭藩運各司。迅速籌撥。務於年前埽數一律解齊。俾濟急需。至戊寅年東三省的餉七十萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該督撫、嚴催各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林黑龍江三省款目。以免牽混。將此諭知戶部、並由五百里諭令沈葆楨、吳元炳、文格、李慶翱、知之。現月。【『德宗實錄』卷60 光緒3年10月丙午(25日)]

■79. 戊辰。諭軍機大臣等、前據崇厚等奏、請撥東三省來年的餉。當諭令戶部、照數指撥。茲據戶部奏稱、奉天應需銀二十五萬六千八百五十三兩零。擬撥山東戊寅年地丁銀八萬兩。河南戊寅年地丁銀六萬兩。驛站存贍銀一萬六千八百五十三兩零。兩淮鹽釐銀八萬兩。淮安關常稅銀二萬兩。吉林應需銀十三萬四千六百十二兩零。擬撥長蘆戊寅年鹽課銀二萬四千六百十二兩零。山東戊寅年地丁銀三萬兩。河南戊寅年地丁銀三萬兩。東海關常稅銀五萬兩。打牲烏拉應需銀三萬九千八十四兩零。擬撥長蘆戊寅年鹽課銀一萬九千八十四兩零。江蘇釐金銀二萬兩。黑龍江應需銀二十七萬。擬撥長蘆戊寅年鹽課銀三萬兩。福建戊寅年鹽課銀三萬兩。安徽戊寅年地丁銀五萬兩。山東戊寅年地丁銀三萬兩。河南戊寅年地丁銀三萬兩。驛站存贍銀三萬兩。直隸旗租銀三萬兩。江蘇釐金銀一萬兩。臨清關常稅銀三萬兩等語。即著各該督撫等、嚴飭藩運各司及各監督。查照戶部指撥各銀數。迅速籌撥。委員分批徑解盛京戶部交納。如有延欠。即由各該將軍、指名奏叅。照遲延京餉例議處。並著岐元、俟各該省解到時。分別核照。由各該處派員赴奉領回。以資發放。其黑龍江應領制錢。仍著岐元、照章辦理。毋稍浮冒。所有用過銀錢數目。照例題報。如有餘賸。於下年請餉時。聲明劃抵。毋得遺漏。並將各該省州縣應報銀價。按月造報。以憑稽覈。其應抵俸餼各款。並著崇厚、恩福、遵照戶部奏案。飭屬上緊催徵。務照定額收足。於下屆覈辦

俸饌時。即儘本省所徵抵充足數。吉林黑龍江應徵租稅。並的饌銀兩。用有贏餘。務當另款存儲。報部候撥。嗣後該二省請領俸饌時。各將應徵款項。報明備抵。以重賦課而裕饌源。現在各省庫款支絀。朝廷嚴飭各督撫等。為東三省籌此專款。該將軍等務當覈實動用。並將地方一切事宜。認真整頓。以期日有起色。毋得奉行故事。虛糜饌需。將此由五百里諭知李鴻章、崇厚、岐元、恩福、銘安、豐紳、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、李鶴年、涂宗瀛、文格、並傳諭葆亨、廣麟、知之。現月。【『德宗實錄』卷62 光緒3年11月戊辰(17日)】

■83. 又諭、岐元奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催欠饌一摺。東三省己卯年的饌七十萬兩。內應撥奉天銀二十五萬四千二百八十五兩零。吉林銀十三萬四千六十二兩零。並打牲烏拉銀四萬一千六百五十一兩零。黑龍江銀二十七萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該省督撫、嚴飭各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林打牲烏拉黑龍江各款目。以免牽混。至直隸等省欠解東三省本年的饌。著李鴻章、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、文格、涂宗瀛、李明墀、廣麟、按照單開趕緊籌措。務於年前歸數解清。以濟要需。岐元原單。著分別鈐給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、文格、涂宗瀛、並傳諭李明墀、廣麟、知之。現月。【『德宗實錄』卷80 光緒4年10月戊戌(22日)】

■84. 河南巡撫涂宗瀛奏、豫省大祲之後。司庫周轉為難。懇將奉撥京饌。及東三省西征糧臺。烏塔科三城、烏魯木齊、伊犁、哈密、西甯等處。月饌口糧。緩至明年麥秋後。察看情形辦理。並將應解漕折銀兩。儘數留存。以濟要需。下部議。摺包。【『德宗實錄』卷81 光緒4年11月乙卯(10日)】

■87. 又諭、岐元奏、請飭撥東三省來年的饌。並請催欠饌一摺。東三省庚辰年的饌七十萬兩內。應撥奉天銀二十六萬六百八兩零。吉林銀十三萬四千六十二兩零。並打牲烏拉銀三萬五千三百二十八兩零。黑龍江銀二十七萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該省督撫、嚴飭各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林打牲烏拉黑龍江各款目。以免牽混。至直隸等省欠解東三省本年的饌。並歷年欠饌。著李鴻章、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、勒方錡、周恆祺、涂宗瀛、廣英、按照單開。趕緊籌措。務於年前歸數解清。以濟要需。岐元原單。著分別鈐給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、勒方錡、周恆祺、涂宗瀛、並傳諭廣英、知之。現月。【『德宗實錄』卷102 光緒5年10月己未(19日)】

■88. 諭軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省庚辰年官兵俸饌一摺。據稱奉天需銀二十六萬六百八兩零。擬撥山東庚辰年地丁銀八萬兩。河南庚辰年地丁銀六萬兩。驛站存騰銀一萬六百八兩零。兩淮鹽釐銀八萬兩。淮安關常稅銀二萬兩。江蘇釐金銀一萬兩。吉林需銀十三萬四千六十二兩零。擬撥長蘆庚辰年鹽課銀二萬四千六十二兩零。山東庚辰年地丁銀三萬兩。河南庚辰年地丁銀三萬兩。江海關洋稅銀二萬兩。臨清關常稅銀三萬兩。打牲烏拉需銀三萬五千三百二十八兩零。擬撥長蘆庚辰年鹽課銀一萬五千三百二十八兩零。江蘇釐金銀二萬兩。黑龍江需銀二十七萬兩。擬撥長蘆庚辰年鹽課銀三萬兩。福建庚辰年鹽課銀三萬兩。安徽庚辰年地丁銀五萬兩。山東庚辰年地丁銀三萬兩。河南庚辰年地丁銀三萬兩。驛站存騰銀三萬兩。直隸旗租銀三萬兩。江蘇釐金銀一萬兩。江海關洋稅銀三萬兩等語。即著該督撫監督、查照戶部指撥銀數。迅速籌撥。委員分批徑解盛京戶部交納。不得解由部庫轉發。以致耽延。該督撫監督、務當如數籌解。儻有延欠。即由各該將軍指名奏參。照遲延京饌例議處。並著盛京戶部於各該省解到時。分別知照該將軍等、派員領回。以資散放。其黑龍江應解制錢。仍著查照舊章辦理。毋稍浮冒。所有用過銀錢各數。照例題報。如有餘賸。於下年請領時。聲明劃抵。並將應造銀價清冊。按月造報。以憑稽覈。各該省欠解東三省本年的饌。著該督撫監督、查照戶部咨開數目。迅即歸數解清。毋再遲延。至東三省歲入租課等項。著岐元等、督飭各該管旗民地方官。上緊催徵足額。俾抵歲需。下屆覈辦俸饌時。務將各本省徵收銀錢細數。聲明按款抵充。毋得恃有外撥。轉將應徵額課。致有虧短。將此由五百里諭知李鴻章、岐元、恩福、銘安、希元、豐紳、劉坤一、吳元炳、何璟、裕祿、周恆祺、涂宗瀛、勒方錡、並傳諭譚鈞培、廣英、知之。現月。【『德宗實錄』卷104 光緒5年11月己丑(20日)】

以上が、光緒初年時期における東三省協餉の未達とその緊急送付の命令に関する各記事である。このうち、■77.と■79.の記事、■87.と■88.の記事はそれぞれ内容面で関連しているものである。それぞれの前者の

記事では、皇帝が軍機大臣に命令を下し、戸部に送付計画の立案を命じさせており、そのそれぞれの後者の記事は、その命令に対する戸部での検討を承けて、あらためて「東三省」への協餉の送付を命じている、という格好になっている。因みに、■84.の記事では、その緊急送付に関する清朝中央からの命令に対し、不作を経験した河南省から協餉の送付をもう少し待つて欲しいとの懇願がなされていることが確認でき、計画通りにはその送付が行われていなかったことが窺える。

■89. 又諭、本日王大臣等、會議籌備邊防一摺。此次開辦東北兩路邊防。需費浩繁。現在部庫支絀。必須先時措置。以備不虞。著戶部、通盤籌畫。先將各省丁漕鹽課。實力整頓。並將釐金洋藥稅等項。責成督撫。力除中飽。毋任有濫支侵蝕情弊。俾資應用。惟邊防刻即舉辦。需餉甚急。著戶部、先於提存四成洋稅項下。酌撥鉅款。以應急需。一面按年指撥各省有著的項。俾無缺誤。其西征專餉。津防水陸路軍。北洋海防經費。及淮軍專餉。著戶部、分飭各省關。按年全數解足。東三省練餉協餉。各省關未能解足者。亦著勒限解清。毋任延誤。將此諭令知之。【『德宗實錄』卷 108 光緒 6 年正月己丑(21 日)】

さて、■89.の記事にも、東三省協餉の未達とその緊急送付の命令が述べられているが、この記事のなかでこの未達状況に関して投げかけられている懸念とは、「辺防」への影響の大きさである。なお、この記事は光緒 6(1880)年正月のものであり、この記事の前後には、リヴァディア条約の交渉・締結に関連して下された、「辺防」に関する上諭が多々見受けられている。この記事はそうした「辺防」に関する記事のなかの、その防衛經費にかかるものと見て差し支えないであろう。つまり、この記事にも、ロシアに対する「辺防」の必要性が強く意識されており、この文脈から見て、「東三省」はすでに「辺境」として認識されていたことが確認できるであろう。

こうした「東三省」の「辺境」としての認識が、ロシアによる清朝版図への注目や、馬賊の出現とマンチュリアにおける治安の不安定さなどをその要因として形成されたと考え得る記事はまだ他にもある。

■85. 諭軍機大臣等、王家璧奏、請修武備以固邊防一摺。據稱俄人窺伺東三省。其情叵測。亟應先事圖維。內固人心。外修武備。將各該省勁旅。加以操練。武備之修。其要有三。一、在起用東三省曾經戰陣各員弁。一、操演之法。不可舍弓馬而專尚槍礮。一、在操演原有之水師。而加以便利等語。東三省為根本重地。與俄國壤地鄰近。自應思患豫防。妥籌布置。前曾諭令將軍等、將邊防加意整頓。茲據該府丞所陳各條。是否可行。著該將軍副都統府尹、悉心會商。妥議具奏。並此外有何善策。期於防務有裨。著一併切實籌畫。詳悉奏陳。該將軍等、務當時時體察情形。不動聲色。嚴密籌防。毋得稍涉大意。東三省馬賊伏莽尚多。擾掠之案。層見疊出。兼以金匪伏匿。勾結為患。著該將軍等、各飭帶兵員弁。認真緝捕。即將匪黨迅速殄除。庶可騰出兵力。專顧邊防。以期有備無患。原摺均著鈔給閱看。將此各密諭知之。【洋務】。【『德宗實錄』卷 83 光緒 4 年 12 月壬午(7 日)】

■86. 諭軍機大臣等、岐元等奏、會議東三省籌備邊防情形一摺。東三省為根本重地。邊防緊要。自應隨時妥籌布置。以期周密。既據岐元等、各就地方情形詳細陳奏。即著各將操演訓練事宜。認真講求。留意人材。以備任使。庶幾修明武備。為安內攘外之用。不可徒託空言。致負委任。該三省馬賊。雖疊次勦捕。根株仍未盡絕。岐元等、當嚴飭帶兵員弁。隨時緝拏懲辦。以靖地方。毋得稍涉大意。各省欠解黑龍江餉項銀兩。為數甚鉅。著戶部、催令趕緊籌解。毋再拖欠。致誤操防。將此各諭令知之。【現月】。【『德宗實錄』卷 91 光緒 5 年閏 3 月戊子(15 日)】

■85.の記事は、ロシアと馬賊に対する防衛を強化せよとの要請を受けた清朝中央が「東三省」における「辺防」の強化を命じたものであり、続く■86.の記事にも「辺境」としての「東三省」の防衛が強く命じられている。

■90. 又諭。本日據王大臣等、會議籌備邊防事宜一摺。此次俄國與崇厚、所議條約章程。多有要求。斷難允准。已改派曾紀澤、前往另議。惟該國未遂所欲。難保不伺隙啟釁。東三省為根本重地。且吉林黑龍江兩面與俄接壤。

俄人近在海參崴地方。悉力經營。已成重鎮。其意存窺伺可知。尤應規畫防守。備豫不虞。奉天一省。沿海口岸。最關緊要。現已諭令涂宗瀛、調宋慶一軍。前往該處。擇要駐紮。以為陪都拱衛。該省所有制兵。並著岐元、與該提督、隨時會商。認真訓練。務期有一兵得一兵之用。至金州海口。關緊緊要。應如何豫籌防守之處。著李鴻章、岐元、會籌辦理。吉林黑龍江兵。夙稱勇敢。樸實耐勞。果能選擇知兵將領。訓練策勵。足成勁旅。其獵戶人等槍枝最長。亦可募用。此外如招集打牲索倫諸部落。及辦理墾荒權稅各事宜。為就地取材之策。又金匪人衆強悍。如能撫而訓之。當不至為敵所誘。富和、熟諳該省情形。著銘安、督飭該副都統、實力操練。期有實濟。並令吳大澂、前往吉林隨時幫辦。該將軍、當與妥籌一切事宜。以冀日有起色。編修于蔭霖摺。於吉林情形。言之甚為詳晰。著鈔給銘安閱看。所有琿春等三城、及海參崴一帶、地勢情形。並著繪圖貼說具奏。松花江、久為俄人窺伺。應如何製造戰船。添練水師。並著該將軍等、察看情形。速籌辦理。黑龍江地方。應辦防邊練軍各事。著豐紳、妥為籌畫。次第舉行。已革總兵陳國瑞、前在軍營。頗有戰績。現在黑龍江戍所。是否堪以起用。著豐紳、據實具奏。現在時艱孔亟。外侮憑陵。斷不可稍涉因循。不思自強之計。況東三省勢逼強鄰。即使釁端不開。亦不可一日稍弛邊備。所有該省應行辦理各事宜。著各該將軍等、迅速籌辦。限於一月內。詳晰具奏。將此由五百里各密諭知之。〔洋務〕。【『德宗實錄』卷108 光緒6年正月己丑(21日)】

■90.の記事にも、東三省を防衛する計画の提案が見えるが、ここにも「東三省」は隣国ロシアに圧迫されている「辺境」として認識されていることが示唆されている。前の■89.の記事とも関連する記事と言えようが、イリ問題との関わりのなかで「東三省」におけるロシアへの対策を検討したものと言えよう。

■91. 丁丑。諭軍機大臣等、詹事府右庶子張之洞奏、臚陳應防要地事宜。開單呈覽。所稱江防應專派重臣督辦。宜令彭玉麟、親駐吳淞江陰等處。及早籌備一條。自係為扼要設防起見。彭玉麟、能否專駐該處籌辦。即著酌度具奏。其請禁上海賣煤與俄人一條。俄人近在上海購定煤至數千萬斤之多。情殊叵測。著劉坤一、吳元炳、飭令該道設法牽制。毋得任其取求。所稱俄人專恃日本為後路。宜速聯絡日本。所議商務。可允者早允。但得彼國兩不相助。俄勢自阻等語。著總理各國事務王大臣、暨李鴻章、劉坤一、酌度辦理。其請飭講習防海新論一條。著照所議。由總理各國事務衙門、先將此書購備數十部。發交東三省將軍等。並一面先行知沿海各督撫、於上海等處多為購買。分給諸將。細心講求。務使外海內河情形。漸臻熟習。原單著摘鈔給閱看。將此諭知總理各國事務衙門、並由五百里密諭李鴻章、劉坤一、彭玉麟、吳元炳、知之。〔洋務〕。【『德宗實錄』卷115 光緒6年7月丁丑(11日)】

さて、■91.の記事には、ロシアと日本の接近を警戒する言及がなされているが、この記事の中の張之洞の主張には、清朝は日本との商業に関する規定締結を急ぎ、日露の相互援助を断つべしと述べられている。この記事は直接的には「東三省」に関するものではないが、この記事は、マンチュリアの問題に日本が強く関係してくるようになるのがこの1880年ごろからであることを推測させるものである。

■92. 乙酉。總理各國事務衙門奏、遵覆日本商務。並籌防海新論。日本廢置琉球一事。現正與該國使臣晤商。張之洞所稱商務。日本是否欲圖藉此抵制。該使臣尚未露及。防海新論。現遵旨先行分寄東三省。並擬知照南洋大臣、分行沿海督撫、轉飭諸將領講求。報聞。〔隨手摺包〕。【『德宗實錄』卷116 光緒6年7月乙酉(19日)】

因みに、■92.の記事にあるように、この時期は、清朝は琉球問題で日本と対立しているが、この記事からは、日本に対する懸念（特に張之洞の主張に顕著だが）の高まりと、それとともに、「海防」にも関わる「東三省」における防衛の必要性の高まりなどが読み取れよう。

それでは最後に、光緒6年の後半から光緒10年に至るまでの各記事を紹介しておこう。まず、東三省協餉の未達状況の報告とその送付を命じている記事は、この時期になってもほぼ毎年のように確認することができる。

■93. 諭軍機大臣等、岐元奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催欠饌一摺。東三省辛巳年的饌七十萬內。應撥奉

天銀二十五萬六千三百二十三兩零。吉林銀十三萬四千六百十二兩零。並打牲烏拉銀三萬九千六百十三兩零。黑龍江銀二十七萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該省按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天、吉林、打牲烏拉、黑龍江、各款目。以免牽混。至直隸等省。欠解東三省本年的餉。並歷年欠餉。著李鴻章、劉坤一、何璟、吳元炳、裕祿、勒方鏞、周恆祺、涂宗瀛、徵麟、按照單開。趕緊籌措。務於年前埽數解清。以濟要需。岐元等原單。著分別鈔給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、劉坤一、何璟、吳元炳、裕祿、勒方鏞、周恆祺、涂宗瀛、並傳諭徵麟、知之。【現月】。【『德宗實錄』卷122 光緒6年10月辛酉(26日)】

■94. 諭軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省辛巳年官兵俸餉一摺。據稱奉天需銀二十五萬六千三百二十三兩零。擬撥山東辛巳年地丁銀八萬兩。河南辛巳年地丁銀五萬五千兩。驛站存撥銀一萬一千三百二十三兩零。兩淮鹽釐銀八萬兩。淮安關常稅銀一萬兩。江蘇釐金銀二萬兩。吉林需銀十三萬四千六百十二兩零。擬撥長蘆辛巳年鹽課銀二萬四千六百十二兩零。山東辛巳年地丁銀三萬兩。河南辛巳年地丁銀三萬兩。江海關洋稅銀二萬兩。臨清關常稅銀三萬兩。打牲烏拉需銀三萬九千六百十三兩零。擬撥長蘆辛巳年鹽課銀一萬九千六百十三兩零。江蘇釐金銀二萬兩。黑龍江需銀二十七萬兩。擬撥長蘆辛巳年鹽課銀三萬兩。福建辛巳年鹽課銀三萬兩。安徽辛巳年地丁銀五萬兩。山東辛巳年地丁銀三萬兩。河南辛巳年地丁銀三萬兩。驛站存撥銀三萬兩。直隸旗租銀三萬兩。江蘇釐金銀一萬兩。江海關洋稅銀三萬兩等語。即著該督撫監督、查照戶部指撥銀數。迅速籌撥。委員分批徑解盛京戶部交納。不得解由部庫轉發。以致耽延。該督撫監督、務當如數籌解。如有延欠。由各該將軍、指名奏參。照遲延京餉例議處。並著盛京戶部、於各該省解到時。分別知照該將軍等、派員領回。以資散放。其黑龍江應領制錢。仍著查照舊章辦理。毋稍浮冒。所有用過銀錢各數。照例題報。如有餘賸。於下年請餉時。聲明劃抵。並將應造銀價清冊。按月造報。以憑稽覈。至所稱黑龍江自光緒元年起至本年止。各省解到俸餉暨歷年應徵租稅。計款甚鉅。究竟放過新陳俸餉。幾年未據報銷。著定安、迅即查明。分晰造冊。專案題銷。各該省欠解東三省本年的餉。並歷年欠餉。著該督撫監督、查照戶部咨開數目。迅即埽數解清。毋稍遲延。將此由五百里諭知李鴻章、岐元、恩福、銘安、定安、劉坤一、何璟、吳元炳、裕祿、勒方鏞、周恆祺、涂宗瀛、並傳諭徵麟、知之。【現月】。【『德宗實錄』卷124 光緒6年11月壬辰(28日)】

■95. 諭軍機大臣等、恩福奏、請飭撥壬午年東三省的餉、並請催各省欠餉一摺。東三省壬午年的餉銀七十萬兩內。應撥奉天省二十六萬五百六十兩零。吉林省十三萬四千六百十二兩零。打牲烏拉三萬五千三百七十六兩零。黑龍江二十七萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該省、如數分晰批解。毋許延欠。至各省欠解東三省辛巳年的餉。暨歷年欠餉。著各該督撫監督、按照單開趕緊籌措。務於年前埽數解清。以濟要需。原單著分別鈔給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、左宗棠、劉坤一、何璟、黎培敬、裕祿、岑毓英、任道鎔、李鶴年、並傳諭譚鈞培、英瑞、知之。【現月】。【『德宗實錄』卷138 光緒7年10月甲申(25日)】

■96. 諭軍機大臣等、崇綺等奏、奉天吉林癸未年應需的餉、請飭部先行指撥、並請催各省欠餉一摺。奉天吉林癸未年的餉。除各該省應徵各款抵充外。奉天尚需銀二十六萬兩。吉林尚需銀十一萬九千三百兩。打牲烏拉應需銀三萬五千二百七十兩零。著戶部、照數指撥。並令各該省如數分晰批解。毋許延欠。其黑龍江應需餉數。且俟該省奏報到日。由戶部、再行覈撥。至各該省欠解東三省壬午年的餉。暨歷年欠餉。著該大臣督撫監督、按照單開。趕緊籌措。務於來年埽數解清。以濟要需。原單著分別鈔給與閱看。將此由五百里諭知李鴻章、左宗棠、張樹聲、何璟、衛榮光、裕祿、潘蔚、李文敏、張兆棟、李鶴年、任道鎔、並傳諭英瑞、知之。【現月】。【『德宗實錄』卷155 光緒8年11月庚戌(28日)】

■97. 又諭、崇綺等奏、請飭撥甲申年東三省的餉、並請催各省欠餉一摺。東三省甲申年的餉。奉天需銀二十六萬兩。吉林需銀十四萬五千二百三十兩。打牲烏拉需銀三萬五千八百十六兩零。黑龍江需銀二十一萬九千九百三十五兩零。即著戶部、照數指撥。並令各該省、如數分晰批解。毋許延欠。至各省欠解東三省癸未年的餉。暨歷年欠餉。著各該督撫監督、按照單開數目。趕緊籌措。務於年前解清。以濟要需。原單著分別鈔給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、左宗棠、何璟、衛榮光、裕祿、潘蔚、張兆棟、陳士杰、鹿傳霖、並傳諭恩林、知之。【『德宗實錄』卷172 光緒9年10月戊辰(21日)】

■101. 諭軍機大臣等、慶裕等奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催欠饌一摺。東三省乙酉的饌、應撥奉天銀二十萬兩、吉林銀十三萬三千九百六十兩、並打牲烏拉銀三萬一千八百十八兩零。黑龍江銀十八萬六千二百六十七兩零。即著戶部、照數指撥、並令各該省按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時、分晰奉天吉林打牲烏拉及黑龍江各款目、以免牽混。至直隸等省欠解東三省本年饌、著李鴻章、曾國荃、楊昌濬、衛榮光、德馨、劉銘傳、陳士杰、鹿傳霖、盧士杰、劉瑞芬、恩林、按照單開數目、趕緊籌措。務於年前歸數解清。以濟要需。慶裕等原單、著分別鈔給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、曾國荃、楊昌濬、衛榮光、德馨、劉銘傳、陳士杰、鹿傳霖、並傳諭盧士杰、劉瑞芬、恩林、知之。【現月】。【『德宗實錄』卷196 光緒10年10月丁酉(26日)】

上掲各記事のうち、■93.と■94.の記事は互いに内容が関連するものであるが、それ以外は、いずれも毎年秋(年末)のものである。ほぼ同時期にこうした記事が確認でき、また、各記事の表現もほぼ同様であることに鑑みれば、毎年のように送付命令があったにも拘わらず、実際にはそれを全額送付することはほぼかなわなかったものと考えられる。すなわち、「東三省」における財源不足の状況は、もはや恒常的なものとなっていたことが推測できよう。

光緒10年は清仏戦争が起こった年で、この年は「東三省練軍整備計画」が試行される光緒11年の前年にあたるが、この年の記事としては、前掲の■101.の記事を除くと、以下3件を確認することができる。

■98. 又諭、右庶子陳學棻奏、請思患豫防以固根本一摺。據稱近日法人無大動作。有傳其欲由海道犯我東三省乘機而入者。請飭整頓營伍。嚴防各口。實力舉行團練。以杜騷擾焚掠等語。東三省為根本重地。所奏辦理團練。是否可行。著慶裕、希元、文緒、體察情形。妥籌具奏。原摺均著鈔給閱看。將此由五百里各諭令知之。【洋務】。【『德宗實錄』卷190 光緒10年7月庚申(18日)】

この■98.の記事には、清仏戦争時の「東三省」における防衛についての懸念が示されており、特にフランスが「東三省」への侵入を伺っているとの懸念が見られる。こうした懸念は、前掲のいくつかの記事に見られるような「ロシアへの警戒心」と共通するものと言えよう。いずれにしても、「東三省」はすでに、外国勢力に直面している地域——すなわち「辺境」——とみなされたうえで、その防衛が検討されていたものと考えてよからう。

■99. 又諭、翰林院代遞編修朱一新奏、東三省辦防。須就地籌餉。鹽釐尚未開辦。可稍收其費。以充軍實。吉林多荒地。環春與俄接界。請仿澳時募民實塞下之制。徙淮徐登萊青窮民無業者。攜眷前往開墾。數年後升科。並參用兵屯法。編為什伍。自相衛衛。京外旗民願往者。倍給以費。綏芬河等處。皆有金礦。令戍卒淘金以自贖。官取其贏以贍軍等語。所陳各節。不無可採。著慶裕、希元、各就該地方情形。悉心體察。妥為籌議。奏明辦理。原片均著鈔給閱看。將此由五百里各諭令知之。【洋務】。【『德宗實錄』卷191 光緒10年8月乙酉(14日)】

■100. 諭軍機大臣等、前據戶部代遞七品小京官陳熾奏、大凌河壤土肥腴。請將該處牧廠移往蒙古草地。簡員募勇永駐該地屯田。以為東三省及朝鮮援應等語。該處牧廠。能否移往草地。興利屯田。有無窒礙。著慶裕、裕長、察看情形。詳晰具奏。原摺均著鈔給閱看。將此由四百里各諭令知之。尋奏、大凌河牧場。勢難遷移改設屯田。報聞。【現月】。【『德宗實錄』卷192 光緒10年8月丁酉(26日)】

■99.の記事は、翰林院編修の朱一新によるマンチュリアへの移民実辺策の提案である。「辺防」という意図が強く込められているものであり、その対象者も従来のような旗人に限定されていない。このような提案は続く■100.の記事にも共通しており、その記事では、七品小京官の陳熾によって大凌河牧廠の移転計画が提案され、耕地化して農耕(屯田)を実施する計画が述べられている。こちらの提案は実現不可能とされることになったようであるが、これも一種の移民実辺策の提唱と言えるであろう。

ここで指摘しておきたいのは、この時期の移民実辺策の主たる目的が八旗生計の立て直しにあったのではなく、あくまで「辺境」としての「東三省」の防衛のためであったという点である。特に■100.の記事は、

朝鮮への睨みも含んだ提案となっているが、こうした認識は、まさにその翌年の「東三省練軍整備計画」の実現の目的とほぼ同じであると考えてよい。朝鮮を含んだ「東三省」の防衛を重視するというこの認識が、翌年の「東三省練軍整備計画」を試行させるその背景となっていたものと推測できる。また、「東三省」における移民実辺策の提唱は、上掲の各記事に基づけば1880年代半ばからと考えられるが、「移民によって辺境を充実させる」という政策の立案は、少なくとも1880年代半ばには、完全に「辺境」と認識されている「東三省」、すなわちマンチュリアの姿をはっきり浮かび上がらせていると言えるであろう。

以上、本節では、光緒初年における「東三省」の語を有する記事を紹介しつつ、その用法とその用法にみられた特徴の変化について若干の分析を試みた。これで本節を終えるが、ここで光緒初年の時期における「東三省」の語の用法とその変化に関し、残されたいくつかの論点について少し補足をしておきたい。

まず、「辺境」とみなされるようになった「東三省」がそれでもなお、清朝にとっての「根本重地」として重視され続けたその理由についてである。すでに紹介してきたように、光緒初年の各記事には、「東三省」という地域を防衛すべき対象とみなす記事が頻出しているが、その記事の多くには、「東三省は『根本重地』である」という文言が併せてほぼ付されている。では、この「東三省は『根本重地』である」という文言と、「東三省」が「辺境」として認識されるようになったこととの間の関わりをどう説明すればよいのであろうか。

あくまで現時点では筆者の仮説に止まるが、その答えとしては、「根本重地」の指す領域の拡大・変化と、その根底にある清朝の認識のなかの重点の移動があったのではないかと考えられる。「東三省は『根本重地』である」という文言は、19世紀初頭から少しずつ記事のなかに見えるようになっていたが、その文言の多くは19世紀後半以降に偏っている。他方、それ以前の18世紀から19世紀前半までの記事に頻出していたのは、「盛京は『根本重地』である」という文言である。

すなわち、清朝が重要視した「根本重地」は、時代を下るにつれ、「盛京」から「東三省」へと変化したことになる。前二稿でも指摘し、次章でもあらためて確認する点であるが、「盛京」の語は「奉天」の語とはやや異なり、「陪都」（旧都）や軍事制度（すなわち八旗制度）の意味を含む語であった。すなわち、「盛京」の語はある意味で、清朝や旗人の故郷・旧制度を象徴していた語と考えられまいだろうか。他方、「東三省」という語には、19世紀後半に入って次第に「辺境」のイメージが強くなり、次第に「京師」という「中央」としての特殊性が薄められつつあったと考えられる。また、この語に「省」の語を含むことから見ても、「東三省」の語はむしろ清朝の中心から離れた一地方としての位置づけを少なからず含んでいたものと思われる。

特に19世紀後半、特に1870年代以降の「東三省」は新たに「辺境」としての位置づけを確実に付されるようになっていたが、その「辺境化」が清朝にとってあらためて「東三省」を重視するその契機にもなっていたのであった。つまり、清朝は「東三省」を重視するその理由を移動させたものの、従来と変わらず「東三省」それ自体は重視し続けなければならなかったものと思われる。このとき、清朝にとってこの地域を重視するための象徴的な語は従来から「根本重地」であったから、19世紀後半以降もこの語を援用し続けたということになるのではないだろうか。このとき、「根本重地」と「辺境」の語は並び立つ余地を生じることになるのだらうと思われるが、このようなことがその関わりを説明するものであろうとさしあたりは考えておきたい。

次に、ではなぜ、その「辺境」が「盛京・吉林・黒龍江」の3つのまま、それぞれが「省」とみなされずに、その統合的な語彙としての「東三省」として一体的に認識されるようになったのであろうか、という点についてである。これについても、些かの説明を要するであろう。

これについては、すなわち、マンチュリアという地域の「辺境化」が、盛京と吉林・黒龍江といったそれぞれの地域的差異を有する各地域をそれぞれとしてではなく、「東三省」としてむしろ一体化して認識させるようになり、その結果、「東三省」という地域的枠組みのほうが先に常態化したからであろうとひとまず考えておきたい。こうした「東三省」の一体化と「辺境化」の契機は、すでに説明してきたように、まずは馬賊への対応であり、さらには日露両国のマンチュリア侵略に対する懸念が重なったものであって、そこでは盛京・吉林・黒龍江というそれぞれの管轄地域ごとの対応よりはむしろ、それらの管轄地域を超えた一体的な対応の必要性が清朝には重視されたものと推測できないだろうか。こうした経緯のなかで、「盛京・吉林・黒龍江」の3つがそれぞれ「省」とはみなされずに「東三省」として一体的に認識されることがむしろ常態化したのであろう。すなわち、「東三省」の一体化は、同治年間以降のマンチュリアにおける「辺境化」とその萌芽に関係するものと思われる。

では最後に、大変簡単ながら本章の結論を纏めておきたい。1870年代、すなわち光緒初年以降の各記事のなかで、「東三省」の語がその人的集団を意味するものとして用いられている用法がほぼ皆無となった点も併せ、19世紀後半における「東三省」の語の用法とその変化について総合的に説明するとすれば、以下になるであろう。

すなわち、「東三省」の語がほぼ、マンチュリアという地域的な枠組みを示す語として常用されるようになったのは、1870年代から1880年代半ばにかけての時期であった。そして、こうした用法の常用化は、満洲人の故郷、清朝国家の故地、あるいは八旗生計・軍勢力保持のためのマンチュリアとしてではなく、その時期に「辺境」とみなされ、様々な外敵から防衛すべきマンチュリアとして「東三省」を重視するという認識を清朝が強めるようになったことに基づくものであった。つまり、19世紀後半における「東三省」の語の用法の変化は、マンチュリアの「辺境化」という歴史的変動を象徴するものであったと言えよう。

第2章 「盛京（奉天）吉林黒龍江」の語句の用例・用法

本章では、「東三省」の語と密接に関連を有する「盛京（奉天）吉林黒龍江」という語句の、19世紀後半における用例・用法についての検討を加えておきたい。

なお、前二稿と同様、この語句の用例・用法について検討を行う上で注目すべき点は、第一に、この語句のあとに付される語が「處」であるか、あるいは「省」であるかという点、第二には、マンチュリア南部の地域を示す語として、「盛京」を用いているか、「奉天」を用いているかという点としておきたい。

（1）咸豊年間の事例

咸豊年間における関連記事は、以下の合計3件だけである。

■001. 又諭、固慶等奏、派員緝捕盜賊。擬酌撥兵役隨帶鳥槍等語。吉林所屬地方無業流民每多搶劫之案。該匪犯等、往往帶有鳥槍器械。不服拘拏。近來盛京所屬地方盜案亦多。必應嚴行懲辦。嗣後盛京、吉林、黑龍江等三省。緝捕盜匪。均著准其撥給兵役。攜帶鳥槍。以資保護。仍嚴飭該兵役等、毋許妄行施放。致滋事端。至民間私造私藏火器。例禁甚嚴。近日匪徒。用鳥槍拒捕之案。層見疊出。地方官查禁不力。已可概見。著通諭各直省將軍督撫府尹各飭所屬。遵照定例嚴行查禁。以靖盜源。【『文宗實錄』卷40 咸豐元年8月辛未(17日)】

この記事では、3つの語は「省」の語で纏められているが、それら「盛京」「吉林」「黒龍江」の語は対応すべき行政主体を意味しており、したがって、領域的な概念を示す語としてではなく、それぞれの行政（軍政）機関のまとまりを意味するものとして用いられていると考えられる。また、マンチュリア南部については、「省」の語で纏めながらも、「奉天」ではなく「盛京」と表現されている。

■002. 咸豐十年。庚申。六月。癸酉。諭軍機大臣等、前因洋[夷]人載馬北行。當諭玉明、文煜、嚴禁居民賣給馬匹。洋人[該夷]現於金州福山等處、停泊船隻。搬運馬鞍。包藏禍心。難免不為水陸並犯之計。恐其在各產馬處所、添買馬匹。或密囑奸商、代為購求。並恐聚捻各匪、四路購買。不得不嚴為防範。盛京、吉林、黑龍江、綏遠城、熱河、察哈爾、大凌河、及順天直隸等省。或係產馬之區、及民間馬匹。均宜嚴禁私販。著張祥河、董醇、玉明、景瀘、特普欽、成凱、春佑、恆福、慶昀、侍順、文煜、慶廉、英桂、譚廷襄、派委幹員、嚴密稽查。如有官為購買馬匹者。必須驗明執照。照例納稅後。方准放行。隨時知照兵部。儻有來歷不明之人。及無執照者、向各該處私買馬匹。務須認真盤詰。立即嚴拏。將所買馬匹。盡行入官。拏獲人犯。訊明具奏。毋使匪徒得售其奸。是為至要。將此由四百里各密諭知之。【『文宗實錄』卷322 咸豐10年6月癸酉(11日)】

この記事では、「盛京」「吉林」「黒龍江」の3つの語のほか、綏遠城その他の領域も含め、それらを「等省」と纏めている。すなわち、この記事でも些か間接的ではあるが、マンチュリアのそれぞれの地域を「省」として認識していることが窺えよう。なお、ここでも、マンチュリア南部は「奉天」ではなく「盛京」と表現されている。

■003. 諭議政王軍機大臣等、有人奏、請飭練東三省官兵一摺。盛京吉林黒龍江馬隊官兵。夙稱勁旅。近來屢次徵調。漸至疲輓。若如所奏。該省兵丁分城居屯居。城居多係世族。故拔補雖多。不盡真材。屯居半屬寒微。進身不易。就有真材。亦甘廢棄。視考驗為具文。以操練為故事。則是國家營伍。為該將軍調劑世族之地。如此強分區別。安望兵心鼓舞。無怪一遇徵調。派出之兵。槍箭未嫻。弓馬不習。徒糜餉項。甚可痛恨。根本重地。豈宜有此等惡習。該將軍等均係滿洲舊僕。膺此重寄。竟不思破除積習。任令積習相沿。儻一經查辦。豈能當此重咎。著玉明、景綸、特普欽、督同副都統等力除積習。嚴定章程。無論在城在屯。一體認真訓練。秉公挑選。有技藝嫻熟。槍箭出衆者。立予超擢。其不得力者。輕則責罰。重則裁革。屯居寒苦兵丁。家計艱難。酌量周恤。俾得專心行伍。不致有荒本業。遇有可造之才。即著多方鼓舞。庶賞罰嚴明。羣情觀感。經此次訓飭之後。如不能操練得力。仍前疲輓。朕必治該將軍等以廢弛之罪。至所請仍按舊章。舉行圍獵。儻兵數不足。即挑選餘丁。一同操演。由該將軍副都統等親為督練。隨時懲獎。以備將來挑補兵額等語。是否可行。即著玉明、景綸、特普欽等、妥籌具奏。將此各諭令知之。尋玉明等奏、盛京遵照舊章。舉行圍獵。惟挑選餘丁。勢多窒礙。景綸、特普欽等奏、吉林黒龍江庫款支絀。若添派餘丁。無項可給。仍請暫緩圍獵。報聞。【『穆宗實錄』卷13 咸豐11年12月辛未(18日)】 ■18.の記事に同じ】

この記事でも、「盛京」「吉林」「黒龍江」の3つの語のあと、些か離れたところに「該省」と記されていること、また、その3つの語のまえに「東三省」の語があることからみて、3つの語は「省」として見なされていることが確認できよう。なお、この記事では「盛京吉林黒龍江」の語句は、記事の半ばの箇所に「根本重地」とあることからみて、その人的集団を指すだけでなく、地域呼称としても用いられているものと考えられる。また、ここでも、マンチュリア南部は「奉天」ではなく「盛京」と表現されている。

以上 3 件の記事から窺えるのは、「盛京」「吉林」「黒龍江」のそれぞれが、この時期にはすでに、ほぼ「省」として認識されているという点である。このことは、19 世紀前半までは散見されていた「處」の語で纏めるという用法が 19 世紀後半以降には皆無になった、という点で特徴的であると言えよう。なお、以上 3 件の記事では「盛京」「吉林」「黒龍江」のいずれもが「省」の語で纏められていながら、にもかかわらず、マンチュリア南部は、「奉天」ではなく、依然として「盛京」の語で表現されている。すなわち、この咸豊年間には「盛京」が「省」であるという認識を清朝が持っていたものと考えざるを得ない。その理由は未だ明確ではないが、このことは、清朝が「盛京」を如何なる存在として認識していたのか、あるいは、その認識が 19 世紀後半以降に如何なる変化を遂げていったのかを考えるうえで、注目すべき点であると言えよう。

(2) 同治年間の事例

続いて、同治年間の各記事を確認していこう。合計で 9 件の記事が存在する。

■004. 又諭、吏部等部奏、覈議吉林官員失察賭博處分章程一摺。吉林地方。賭風甚熾。業經刑部將聚賭人犯罪名加等定擬。其官員失察徇縱處分。現經吏部等部詳覈具奏。著即照該部所議。嗣後東三省文職管轄地方。遇有放頭設局。開場聚賭。並無搶奪贖命情事。地方官自行拏究者。免其置議。別經發覺者。即比照失察製造賭具例、革職留任。如有徇縱或避重就輕等情。即照諱匿縱容革職私罪例革職。受賄者革職治罪。駐防旗員武職各官。如有失察旗民放頭設局開場聚賭情事。即將旗界該管各官。比照八旗內外官員兵役人等。製造賭具例議處。其有查拏賭博之責。明知賭博。不行查拏。或有隱諱徇縱避重就輕等情。如係官員。降四級調用私罪。失察該管上司。降二級留任公罪。如係兵丁。鞭一百私罪。失察之專管官。降二級留任公罪。著該部即將此次所定章程纂入例冊。永遠遵行。並著盛京吉林黒龍江將軍副都統兼尹府尹遵照辦理。【『穆宗實錄』卷 163 同治 4 年 12 月癸卯(12 日)】

【■31.の記事と同じ】

■004.の記事のなかの「盛京」「吉林」「黒龍江」の 3 つの語に関しては、それらのあとすぐに「將軍副都統兼尹府尹」の語が付されており、すなわち、「省」の語も「處」の語も使われていないものとなっている。よって、この用法は行政（軍政）機関の纏まり、あるいは管轄責任者それ自体を意味するものと考えられよう。なお、「將軍」の語に続けるためであろうか、ここでも、マンチュリア南部については「奉天」ではなく、「盛京」の語が用いられている。

■005. 舉行熱河奉天吉林黒龍江綏遠城江甯福州各省駐防本年軍政。卓異官二十七員。不謹官二員。才力不及官五員。年老有疾官十四員。分別議敘處分如例。【『穆宗實錄』卷 219 同治 6 年 12 月戊戌(19 日)】

この記事は、前の■002.の記事に類するものと言えよう。熱河・綏遠城その他とともに、「各省…軍政」の一部として表現されている。よって、この記事でも、直接的ではないが、「奉天吉林黒龍江」は「省」として纏められているものとひとまず言って差し支えなからう。なお、筆者は、この記事が「軍政」を話題にしていながらも、マンチュリア南部を表すのに「盛京」の語ではなく、「奉天」の語を用いている点に興味を覚える。

■006. 諭軍機大臣等、戸部奏、遵撥東三省本年官兵俸餉。並請飭直隸等省籌解甲寅等年欠餉各摺片。奉天吉林黒龍江三省。每年應需俸餉。節經戸部覈議。除將各該省應徵之款。儘數抵充外。下短銀兩。在於各省鹽課關稅地丁項下酌撥。所有戸部指撥之長蘆本年應徵鹽課銀十六萬九千五百兩零。山東地丁項下未解咸豐十一年京餉銀十萬兩。河南地丁項下未解同治五年京餉銀十萬兩。山海關四成洋稅銀五萬兩。著官文、丁寶楨、李鶴年、崇厚、

督飭藩運各司及奉錦道。按照部撥各數。迅速徑解盛京戶部交納。毋許遲誤。都興阿、富明阿、德英、務各遵照部定折放章程。覈實支放。毋稍浮冒。至山東等省欠解東三省甲寅等年俸餉銀共一百七十二萬八千九百兩零。並著官文、丁寶楨、李鶴年、劉典、迅將欠解各數。陸續籌解奉省交納。毋再遲延。致誤要需。原片著鈔給官文、丁寶楨、李鶴年、劉典閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷224 同治7年2月癸巳(15日)】[■41.の記事に同じ]

この記事は、前章でも話題にした、「東三省協餉」を取り巻く財政問題についてのものである。「奉天吉林黑龍江」は「各省」として纏められており、かつ、それらが「東三省」と総称されていることが確認できる。なお、この記事では、マンチュリア南部については「盛京」ではなく、「奉天」の語が用いられている。

■007. 諭內閣、刑部、理藩院奏、訊明蒙古貝勒被控各款定擬一摺。此案土默特旗貝勒散巴勒諾爾贊、被解倫元等呈控各情。雖無縱放彌勒僧格、及主使白音將解倫元燒傷確據。亦無侵用恩賞老人銀兩情事。惟賞給圖克蘇二品頂帶。及其幼姪三等護衛花翎。並擅用頭等護衛。有違定例。該貝勒管理旗務。於分派差錢等事。諸多乖謬。以致上控之案。層見疊出。實屬不協輿情。散巴勒諾爾贊、著革去扎薩克。不准管理旗務。仍著熱河都統會同該盟長、查明該貝勒如有苛斂剋扣情弊。再行從重定擬。彌勒僧格即郭汝得、係奉旨交掣要犯。竟任脫逃。非尋常疏忽可比。著照所擬。給限四箇月。勒令該貝勒將彌勒僧格訪拏到案。限滿無獲。即行照例參處。並著各該旗盟長及盛京吉林黑龍江熱河各將軍都統。一體嚴拏彌勒僧格務獲。由該將軍都統就近訊明。是否該貝勒放縱。抑係解倫元誣告。據實具奏。候選知府解倫元、控告散巴勒諾爾贊各款。雖未盡實。均尚事出有因。惟該員不候盛京將軍等訊結。輒敢潛逃來京呈控。殊屬不合。解倫元著交部照例議處。該員尚有被控冒籍報捐等情。即著解赴義州訊辦。塔布囊呢嗎、因散巴勒諾爾贊不准回贖絕實地畝。欲辦誣告。即脫逃赴京稟詞上控。雖所控得實。究屬刁健。呢嗎著照蒙古例議處。協理布彥巴達爾呼、拉西彭桑格、楊桑阿、辦理旗務。未能妥協。各有被控案件。均著先行撤任。聽候審辦。所有未結各案之原告呢嗎等、並聯名續控之業什鄂薩達等共三十四名口。即著解交熱河都統。會同該盟長查訊明確。迅速覈辦。【『穆宗實錄』卷235 同治7年6月丁未(1日)】

この■007.の記事も、■002.や■005.の記事に類するものと言えよう。「盛京吉林黑龍江」の語句のあとに、熱河と併せて「將軍都統」の語が続けられている。これも、行政(軍政)機関のまとまりや管轄責任者それ自体を指すものと考えてよい。なお、ここでは、マンチュリア南部については「奉天」ではなく、「盛京」の語が用いられている。当時、「盛京」を管轄する「將軍」は「盛京將軍」であつたのであり、したがって、「將軍」の語に繋げるべき語として「盛京」の語が用いられたのであろう。

■008. 諭軍機大臣等、神機營王大臣、奏請東三省舉行冬圍。並請飭部議加俸餉各等語。向來奉天吉林兩省。均有圍場。每屆冬季。由各該將軍等統領官兵。進山圍獵。黑龍江省。亦有行圍之舉。自軍興以來。東三省官兵。徵調頻仍。且俸餉未能如期照數關領。由是行圍之事。久已停止。該官兵等弓馬技藝。不免生疏。圍場之內。游民潛跡。日久廢弛。實屬不成事體。現在各省軍務漸就肅清。東三省官兵。陸續凱撤回旗。正宜及時舉行圍獵。以復舊制。著都興阿、奕榕、富明阿、德英、查照舊章。奏明舉辦。其所需經費。或於本省籌辦。或另請酌增餉項。務須悉心籌畫。奏明辦理。不准藉詞推諉。一奏塞責。至各該省官兵俸餉。自經費支絀。久未能如額關支。頻年苦累異常。難資操練。所有盛京吉林黑龍江三省官兵應領俸餉。或按季全數發給。或加成開放。著戶部會同兵部妥議具奏。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷243 同治7年9月癸卯(29日)】[■45.の記事に同じ]

この記事では、「盛京吉林黑龍江」の語句は、「三省官兵」の語へと続けられており、かつ、「東三省官兵」の語が別の箇所に確認できることからみて、「東三省」の言い換えとみなせよう。なお、この記事では、マンチュリア南部については「奉天」ではなく、「盛京」の語が用いられている。

■009. 諭軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省己巳年官兵俸餉銀兩。並直隸等省籌解甲寅等年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省己巳年應需俸餉。現經該部覈議。除將各該省應徵之款儘數抵充外。其奉天除撥銀十四萬七千兩零。

即著留為該省緝捕官兵經費。吉林黑龍江兩省不敷銀兩。在於鹽課關稅等項下撥給。所有戶部指撥吉林之長蘆已巳年應徵鹽課銀四萬一千二百兩零。指撥黑龍江之長蘆已巳年應徵鹽課銀十萬八千四百兩。及東海關洋稅銀十萬兩。著官文、崇厚、丁寶楨、迅飭該監督運司等遵奉部文。按數分別委員徑解吉林黑龍江。俾資放給。吉林應追佃戶王泳詳拖欠地租錢文。著富明阿趕緊查追。專案報部。所有各項支放銀兩。都興阿、富明阿、德英、務各遵照部定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢。於奏銷時照例題報。其餘賸之銀。即著歸於下年請領時聲明備抵。毋稍浮冒。至直隸等省欠解東三省甲寅等年俸餉銀。共二百餘萬兩。並著官文、丁寶楨、李鶴年、劉典、飭各該藩運司。迅將欠解各數。陸續籌解奉省交納。儻各該省仍前玩誤。著戶部查明叅奏。以重餉需。原片著鈔給官文、丁寶楨、李鶴年、劉典閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 248 同治 7 年 12 月甲辰(1 日)】[■46.の記事に同じ]

この記事は、■006.の記事と同様、「東三省協餉」を取り巻く財政問題についてのものである。「奉天吉林黑龍江」の語句が「各省」として纏められており、かつ、それらが「東三省」と総称されていることを確認することができる。なお、この記事では、マンチュリア南部については「盛京」ではなく、「奉天」の語が用いられている。

■010. 管理武英殿事務孚郡王等奏、遵刻聖諭十六條。及附律易解書成。恭進呈覽。得旨。書留中。並著頒發各直省督撫府尹學政及盛京吉林黑龍江將軍一體祇領。【『穆宗實錄』卷 266 同治 8 年 9 月庚辰(12 日)】

この■010.の記事も、■002.や■005., ■007.の記事に類するものと言えよう。「盛京吉林黑龍江」の語句のあとに「將軍」の語が続けられている。これも、行政（軍政）機関のまとまりや管轄責任者それ自体を指すものと考えてよい。なお、この記事では、マンチュリア南部については「奉天」ではなく、「盛京」の語が用いられているが、おそらく、「將軍」の語に繋げるべき語として「盛京」の語を用いたのであろう。

■011. 己卯。諭軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省庚午年官兵俸餉。並請飭直隸等省籌解歷年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省庚午年應需俸餉。現經該部覈議。除將各該省應徵之款儘數抵充外。所有奉天餘撥銀十萬五千六百餘兩。即著留為該省緝捕官兵經費。其指撥吉林之長蘆庚午年鹽課銀七萬二千二百七十二兩。山東庚午年地丁銀五萬兩。河南庚午年地丁銀二萬兩。指撥打牲烏拉之長蘆庚午年鹽課銀二萬五千兩。河南驛站存賸銀一萬七千二百九十八兩。指撥黑龍江之長蘆庚午年鹽課銀五萬兩。山東庚午年地丁銀五萬兩。河南庚午年地丁銀三萬兩。驛站存賸銀四萬五千兩。直隸旗租銀六萬兩。著曾國藩、丁寶楨、李鶴年、按照各數。迅速籌撥。派員解交盛京戶部收納。俟各該省銀兩解到。即著都興阿等知照富明阿、德英、派員前赴奉天關領。俾資散放。所有各項支放銀兩。該將軍等務各遵照部定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢。於奏銷時照例題報。其餘賸之銀。即著歸於下年請領時。聲明備抵。毋稍浮冒。至直隸山東河南陝西歷年欠解東三省俸餉銀共一百八十餘萬兩。並著曾國藩、丁寶楨、李鶴年、劉典、迅即督飭藩運各司。陸續籌解奉省交納。不得仍前延欠。致誤要需。原片著鈔給曾國藩、丁寶楨、李鶴年、劉典閱看。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 270 同治 8 年 11 月己卯(12 日)】[■48.の記事に同じ]

■012. 諭軍機大臣等、戶部奏、遵撥東三省辛未年官兵俸餉。並請飭直隸等省籌解歷年欠餉各摺片。奉天吉林黑龍江三省辛未年應需俸餉。現經該部覈議。除將各該省應徵之款儘數抵充外。所有奉天餘撥銀一萬六千餘兩。即著留為該省緝捕官兵經費。短徵船規並加稅銀七萬二千餘兩。著都興阿、額勒和布、著落經徵之牛莊防守尉、海城縣知縣等名下。勒限賠補。並著查取職名。送部覈議。其指撥吉林之長蘆辛未年鹽課銀五萬三千七百兩。山東辛未年地丁銀三萬兩。河南辛未年地丁銀二萬兩。指撥打牲烏拉之長蘆辛未年鹽課銀二萬五千兩。河南驛站存賸銀一萬四千一百三十六兩。指撥黑龍江之長蘆辛未年鹽課銀六萬三千兩。山東辛未年地丁銀四萬兩。河南辛未年地丁銀三萬兩。驛站存賸銀四萬兩。直隸旗租銀五萬兩。著李鴻章、丁寶楨、李鶴年、按照各數迅速籌撥。派員解交盛京戶部收納。俟各該省銀兩解到。即著都興阿等知照德英、奕榕、毓福、派員前赴奉天關領。以資散放。各項支放銀兩。該將軍等務各遵照部定折放章程。覈實辦理。並將用過銀錢。於奏銷時照例題報。其餘賸之銀。即

著歸於下年請領時聲明備抵。毋稍浮冒。至直隸山東河南陝西歷年欠解東三省俸餉銀共一百九十六萬餘兩。並著李鴻章、丁寶楨、李鶴年、蔣志章、迅即督飭藩運各司陸續籌解奉天交納。不得仍前延欠。致誤要需。將此各諭令知之。【『穆宗実録』巻296 同治9年11月壬辰(1日)】[■55.の記事に同じ]

上掲2つの記事はいずれも、■009.などの記事と同様、「東三省協餉」を取り巻く財政問題についてのものである。「奉天吉林黒龍江」の語句が「各省」として纏められており、かつ、それらが「東三省」と総称されていることが確認できる。なお、この記事では、マンチュリア南部については「盛京」ではなく、「奉天」の語が用いられている。

以上、同治年間の用例である合計9件の記事を確認してみた。その結果、記事の約3分の2にあたる6件で、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語が「省」の語で纏められていることが確認できた。他方、「省」の語で纏められていない記事も3件あったが、それらはいずれも、3つの語のあとに「將軍」という肩書きが付されているものに限られており、行政(軍政)機関のまとまりや管轄責任者それ自体を指すものであった。また、19世紀前半までには散見されていた「處」の語で纏める用例は同治年間においてもやはり皆無であったが、これらの特徴から推測するに、19世紀後半以降の時期になると、清朝は基本的・実質的にはマンチュリアにおける行政機構をほぼ「省」という枠組みで捉えるようになっていたものと考えられよう。

因みに、合計9件のうち、行政(軍政)機関のまとまりや管轄責任者それ自体を指す3件の記事を除くと、「東三省」における財政問題に関する記事が残りの5件を占めているが、前二稿や、本稿の前章でも少し紹介したように、それら5件の記事における「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語は依然として、領域的・地理的な枠組みとしてのマンチュリアを表現しているわけではない。したがって、これらの記事が、清朝がマンチュリアを明確に地域概念として認識していたことを証明するわけでもないという点にも併せて注意しておくべきであろう。すなわち、この同治年間の時点では、「盛京(奉天)吉林黒龍江」が次第に「省」として認識されつつあったことはほぼ間違いないが、そのことを以て清朝がマンチュリアという明確な地域を認識していたと結論づけることはできないということを、むしろ確認しておくべきであろう。

また、マンチュリア南部の呼称については、■005.の記事の1件を除けば、「省」の語で纏めている記事のなかでは全て、「盛京」ではなく「奉天」の語が用いられている。この点は、咸豊年間における各記事の特徴とは大きく異なっており、この点から見て、同治年間に用法上での何らかの変化が生じていると言えそうである。なお、その呼称が「將軍」の語に繋がっているもの、すなわち、行政(軍政)機関のまとまりや管轄責任者それ自体を示す用例においては、依然として「盛京」の語が用いられているが、それは、「將軍」が「盛京將軍」であって「奉天將軍」ではなかったことに基づくものであって、したがって、この用法に限っては、「盛京」の語から「奉天」の語への変化は生じなかったものと考えておけばよからう。

(3) 光緒初年の事例

最後に、光緒初年の各記事を確認していこう。合計で7件の記事が存在する。

結論から言えば、その7件の記事のうち、「東三省」における財政問題に関する記事が5件あり、それらの記事では、「奉天」「吉林」「黒龍江」を「東三省」と総称していることを確認することができる。また、その5件のうちの3件の記事においては、併せて「奉天吉林黒龍江」の語句が「各省」の語で纏めら

れており、このことからみて、同治年間と同様、「盛京(奉天)」「吉林」「黒龍江」はいずれも「省」として認識されているものと判断してよからう。

では以下、その5件の記事のほうをまず紹介しておこう。

■014. 諭軍機大臣等、崇實等奏、請撥東三省來年俸饌、並請飭催欠饌一摺。東三省官兵俸饌、前經軍機大臣等奏准。自明年為始。每年由部撥銀七十萬兩。其應分撥奉天等省數目。令該署將軍等、於請撥時。分別聲敘。茲據奏稱、現屆請撥之期。按照七十萬兩實數。分撥奉天銀二十六萬兩。吉林銀十三萬四千六百十二兩零。並打牲烏拉銀三萬五千九百三十七兩零。黒龍江銀二十七萬兩。即著戶部、照數籌撥。令各該省趕緊解齊。以便散放明年春饌。並著崇實等、咨明各該將軍、如有延欠。遵照前旨。指名嚴叅。直隸等省歷年積欠銀兩。著李鴻章、劉坤一、吳元炳、裕祿、丁寶楨、譚鍾麟、劉齊銜、文琳、按照單開。設法籌措。務於年內解齊。以便散放。本年積欠各項要款。著各該省於報解時。分晰奉天吉林黒龍江三省款目。以免牽混。其黒龍江應領制錢。仍由盛京戶部金銀庫撥給。崇實等原單。著分別鈔給閱看。將此由四百里諭知李鴻章、崇實、岐元、劉坤一、吳元炳、裕祿、丁寶楨、譚鍾麟、並傳諭劉齊銜、文琳、知之。現月。【『德宗實錄』卷 19 光緒元年 10 月戊寅(15 日)】[■69. の記事に同じ]

■015. 諭軍機大臣等、崇實、岐元奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催解東省本年欠饌各摺片。東三省應需的饌。經戶部、於各省關指款分撥。各該督撫、自應按期照數撥解。茲據崇實等奏稱、各省應解奉天饌項。欠解尚多。現屆冬令。該省應發要款。需饌孔殷。豈容任意延宕。所有各省奉撥奉天省本年的饌。除山東饌銀已如數報解外。兩淮尚欠解銀五萬兩。河南欠解銀七萬五千兩。揚州關欠解銀五萬兩。著沈葆楨、吳元炳、李慶翱、督飭藩運各司。迅速籌撥。務於年前埽數一律解齊。俾濟急需。至丁丑年東三省的饌七十萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該督撫、嚴催各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林黒龍江三省款目。以免牽混。將此諭知戶部、並由五百里諭令沈葆楨、吳元炳、李慶翱、知之。現月。【『德宗實錄』卷 41 光緒 2 年 10 月己酉(22 日)】[■73. の記事に同じ]

■016. 諭軍機大臣等、崇厚、岐元奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催奉省本年欠饌各摺片。東三省應需的饌。經戶部於各省關指款分撥。各該督撫、自應按期照數撥解。茲據崇厚等奏稱、各省應解奉天饌項。欠解尚多。現屆冬令。該省應發要款。需饌孔殷。豈容任意延宕。所有各省奉撥奉天省本年的饌。除山東已解銀四萬兩。河南已解銀一萬兩外。山東尚欠解銀四萬兩。河南欠解銀七萬兩。又欠解驛站存贖項下銀二萬兩。兩淮欠解銀八萬兩。著沈葆楨、吳元炳、文格、李慶翱、督飭藩運各司。迅速籌撥。務於年前埽數一律解齊。俾濟急需。至戊寅年東三省的饌七十萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該督撫、嚴催各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林黒龍江三省款目。以免牽混。將此諭知戶部、並由五百里諭令沈葆楨、吳元炳、文格、李慶翱、知之。現月。【『德宗實錄』卷 60 光緒 3 年 10 月丙午(25 日)】[■77. の記事に同じ]

■017. 又諭、岐元奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催欠饌一摺。東三省庚辰年的饌七十萬兩內。應撥奉天銀二十六萬六百八兩零。吉林銀十三萬四千六百十二兩零。並打牲烏拉銀三萬五千三百二十八兩零。黒龍江銀二十七萬兩。即著戶部、照數指撥。並令各該省督撫、嚴飭各該司。按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林打牲烏拉黒龍江各款目。以免牽混。至直隸等省欠解東三省本年的饌。並歷年欠饌。著李鴻章、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、勒方鏞、周恆祺、涂宗瀛、廣英、按照單開。趕緊籌措。務於年前埽數解清。以濟要需。岐元原單。著分別鈔給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、沈葆楨、何璟、吳元炳、裕祿、勒方鏞、周恆祺、涂宗瀛、並傳諭廣英、知之。現月。【『德宗實錄』卷 102 光緒 5 年 10 月己未(19 日)】[■87. の記事に同じ]

■019. 諭軍機大臣等、慶裕等奏、請飭撥東三省來年的饌、並請催欠饌一摺。東三省乙酉的饌。應撥奉天銀二十六萬兩。吉林銀十三萬三千九百六十兩。並打牲烏拉銀三萬一千八百十八兩零。黒龍江銀十八萬六千二百六十七兩零。即著戶部、照數指撥。並令各該省按期如數批解。毋許仍前延欠。並於報解之時。分晰奉天吉林打牲烏拉及黒龍江各款目。以免牽混。至直隸等省欠解東三省本年的饌。著李鴻章、曾國荃、楊昌濬、衛榮光、德馨、劉

銘傳、陳士杰、鹿傳霖、盧士杰、劉瑞芬、恩林、按照單開數目。趕緊籌措。務於年前埽數解清。以濟要需。慶裕等原單。著分別鈔給閱看。將此由五百里諭知李鴻章、曾國荃、楊昌濬、衛榮光、德馨、劉銘傳、陳士杰、鹿傳霖、並傳諭盧士杰、劉瑞芬、恩林、知之。現月。【『德宗實錄』卷196 光緒10年10月丁酉(26日)】[■101.の記事に同じ]

以上が当該5件の記事であるが、では、それら以外の2件の記事は如何なるものであつたのだろうか。

■013. 兵部奏、議覆候補同知直隸州知州薛福成條陳。所謂減存直省綠營兵額。各省情形不同。請飭各督撫、通盤籌畫。悉心妥議。吉林黑龍江挑練馬隊。請飭盛京吉林黑龍江各將軍、歸入侍讀楊紹和條奏東三省官兵。一併妥議具奏。各大吏薦舉輪船將才。應請飭下沿海各督撫、於水師人員內、揀選熟悉水性能勝輪船將才。開單列保。以備擢用。從之。摺包。【『德宗實錄』卷16 光緒元年8月己丑(25日)】[■67.の記事に同じ]

この■013.の記事では、「盛京吉林黑龍江」の語のあとに「將軍」の語が続けられており、このことから見て、■010.の記事と同様、この記事も、行政（軍政）機関のまとまりや管轄責任者それ自体を指すものと考えてよい。

■018. 癸酉。諭軍機大臣等、俄國議約。現尚未定。各處防務。尤應加意籌辦。以備不虞。疊經諭令各該將軍督撫等、嚴密備禦。為日已久。布置當確有把握。未雨綢繆。總宜慎之又慎。仍著該將軍督撫等、懷遵疊次諭旨。各將應辦防務。趕緊認真籌畫。務期一律完固。不得稍涉因循。致干咎戾。各省修築礮臺。必須堅固合法。方足以資守禦。著李鴻章等、加意講求。俾可適用。奉天吉林黑龍江一帶。應否擇要興築。著岐元、銘安、定安等、察看情形。奏明辦理。吉林現設護江關。防範水路。第恐船堅力猛。不能阻其衝突。並著銘安、喜昌、吳大澂、先事圖維。冀有實際。聞英人戈登、前有呈李鴻章各條。於用兵機宜。不無可採。著該督、悉心體察。酌覈辦理。中國自設立機器船政各局。製造船械。原為豫備自強之計。必當日求精進。不得稍涉虛糜。著李鴻章、劉坤一等、認真講求。以期制勝。將此由五百里密諭李鴻章、岐元、銘安、定安、劉坤一、何璟、張樹聲、吳元炳、譚鍾麟、勒方鐸、周恆祺、裕寬、喜昌、並傳諭吳長慶、黎兆棠、吳大澂、知之。洋務。【『德宗實錄』卷119 光緒6年9月癸酉(8日)】

最後の■018.の記事は、光緒6(1880)年の対ロシア問題におけるマンチュリアの防衛に関するものである。この記事では、「奉天吉林黑龍江」の語句が「東三省」として明確に括られているわけではないが、「一帶」という語が併せて見られることから、この「奉天吉林黑龍江」の語句が地域名称として用いられていることを推測し得る。すなわち、清朝は、ロシアに対する辺境防衛に関するこの記事においては、「奉天吉林黑龍江」をある一つの地域として認識していたことになるものと言えよう。

このように、光緒初年時期における「盛京(奉天)吉林黑龍江」の語句は、1件の記事を除き、同治年間と同様、全て「省」の語で総称されており、また、残りのその1件の記事では「一帶」の語で纏められている。この点から見て、一見すると、光緒初年の時期には「盛京(奉天)吉林黑龍江」の語句がほぼ全て明確な地域的枠組みを示すようになったように見えるかもしれない。ただ、「盛京(奉天)吉林黑龍江」の語句が「省」の語で纏められている記事の多くは「東三省」における財政問題に関する記事であり、前節でもすでに指摘したように、必ずしもそれらの記事の出現を以て、「盛京(奉天)吉林黑龍江」の語句が明確な地域的枠組みを示すようになったというわけではない。すなわち、「盛京(奉天)吉林黑龍江」の語句がマンチュリアという地域的な枠組みを示す語として用いられていると考え得る記事は、「一帶」という語で纏められた光緒6(1880)年のその1件の記事だけである。

また、マンチュリア南部の呼称については、「將軍」の語につく記事においてのみ「盛京」の語が用いられており、そのほかの記事では全て「奉天」の語が用いられている。すなわち、行政（軍政）機関のま

とまりや管轄責任者それ自体を指す場合を除き、マンチュリア南部の地域やその人的集団を指す場合には、ほぼ「奉天」という纏まりで認識することが自然になっていたことが推測されよう。

以上、本章では、19世紀後半、特に咸豊年間から光緒初年までの1850年代から1880年代半ばまでの「盛京(奉天)吉林黒龍江」という語句の用例・用法につき、若干の検討を加えてみた。

その結果、この3つの語を並記する語句を含む記事19件のうち、その語句が「東三省」の語と併用されている記事は合計13件を確認することができた。すなわち、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句は「省」としてほぼ纏められるものとなっていたことが確認できる。つまり、清朝は、19世紀後半にはすでに、マンチュリアとその人的集団をほぼ「東三省」と認識しており、基本的にそれらを「省」という枠組みで認識していたものと考えてよからう。

このことは、19世紀前半までの特徴との間に些かの違いを生じているであろう。道光年間までは、一部の記事において「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句が「三省」の語で纏められているものも散見されたが、それらの記事を除けば、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句をむしろ「三處」として纏めている記事が多かった。これに対し、咸豊年間を経て同治年間以降になると、特に、財政問題に関する記事に顕著だが、「東三省」の語の言い換えとして「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句を用い、かつ、その語句を「三省」の語で纏める用法が殆どとなり、逆に、「三處」の語でその語句を纏める用法はほぼ皆無に等しくなっている。また、「省」の語で纏められていないごく僅かの記事は、行政(軍政)機関のまとまりや管轄責任者それ自体を指す文脈に限られており、それらの記事はほぼ、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句のあとに「將軍」などの官職名を続けている。因みに、道光年間以前の時期では、「盛京吉林黒龍江」の語句のあとに「等處」の語を続け、さらに「將軍」などの官職名を続ける用法がむしろ多かったが、咸豊年間以降の用例では、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句のあとに「將軍」などの官職名を直接続ける用法が殆どとなっており、この点から見ても、19世紀後半以降の時期には、「盛京(奉天)」「吉林」「黒龍江」を「處」という枠組みで認識する傾向が確かに次第に薄れてきた、ということを推測することができよう。

最後に、マンチュリア南部に関する「盛京」の語と「奉天」の語の用法についてであるが、咸豊年間までは、「盛京」を「省」とみなす「盛京…省」という記載も散見されていたが、同治年間以降になると、その含意が軍政やその統轄者に限定される場合に「盛京」の語が用いられる場合を除くと、ほぼ全ての記事で「奉天」の語が用いられている。このことに鑑みれば、マンチュリア南部とその人的集団の纏まりは、19世紀後半以降には、「盛京」とその人的集団という纏まりとして認識するよりはむしろ、「奉天省」とその人的集団という纏まりとして認識することが自然なものとなっていたことが推測されよう。

おわりに

以上、咸豊年間から光緒初年に至る時期の、『清実録』のなかの「東三省」の語を含む記事を第1章で、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句を含む記事を第2章でほぼ逐一紹介・確認してきた。それらの記事が示唆するそれらの語・語句の用法と、その用法に表現されている清朝の対マンチュリア認識は如何なるものであったと説明できるだろうか。

まず、咸豊年間には、道光年間における用法と大きな差異は確認できず、「東三省馬隊」による匪賊（ここでは、太平天国軍あるいは捻軍）への対応のための派遣の可否を巡る文脈のなかで「東三省官兵（あるいは馬隊）」の語として「東三省」の語が用いられている記事が多い。ただ、その一方で、道光年間までの記事と同様に依然としてその数は少ないものの、地理的呼称として「東三省」の語を用いている記事も見え、それらの記事のなかの「東三省」の語は、ロシアや英仏に対する警戒を強めるべき地域、あるいは対外防衛を必須とする地域を表現する語として用いられつつあった。これらのことから、咸豊年間においても、「東三省」の軍隊に対する清朝の基本的な評価・認識は高いままであり、依然として大きく変化してはいなかったことがわかるが、ただ、咸豊末年に「東三省馬隊」の中国内地への派遣に対して清朝が慎重姿勢を取るようになったことに窺えるように、清朝はその「東三省馬隊」の枯渇・疲弊状況を憂慮して「東三省」におけるその回復を意図し、さらには、「東三省」という地域自体を対外防衛の対象地域として重視し始めていたことも併せて指摘しておくべきであろう。

このような咸豊年間までの用法は、同治年間に入るとさらに少しずつ変化を生じるようになった。もちろん、咸豊年間までの時期と同様に、同治年間にも「東三省」の語は人的集団を指すものとして用いられ続けており、依然として「東三省人」の人的集団の強靱さが清朝に認識され続けていたことも窺えるが、その一方で、官僚の不正や賭博など、治安が乱れているその舞台としての、あるいは、同治年間の馬賊・匪賊から護るべき地域としての「東三省」の語も次第に頻用されるようになっていった。すなわち、清朝は同治年間以降、マンチュリアとその社会における不安定さを強く懸念するようになり、外敵（ここでは、ロシアや西洋諸国といった外国勢力、並びに馬賊・流民）から「防衛」すべき辺境地域としてのマンチュリアという認識を強めてきていたものと推測できよう。同治年間には、マンチュリアでは、ロシアによる侵略の可能性とともに、「馬賊」の発生という懸念が清朝にとって実際の脅威にもなっていたが、こうした背景から、清朝は同治年間以降、マンチュリアという地域をある一つの領域として徐々に認識するようになったのであろう。すなわち、それを逆に言えば、その認識の変化とは、盛京（奉天）・吉林・黒龍江といったそれぞれの管轄範囲を超えて、統一的かつ整頓された行政的対応を余儀なくされるような、外的要因の出現——同治年間の馬賊・匪賊の発生——をその契機の一つとしていたものと説明づけられる。

こうした同治年間の状況を引き継ぎ、光緒初年には清朝のマンチュリアに対する危機意識はより強くなっていった。光緒初年に入ると、ついに「東三省官兵」に対する負の評価が強調されるようになってきた一方で、地理的・空間的な概念をその含意とする「東三省」の語も多く見えるようになり、ここに、清朝がマンチュリアを特別地域としてより強く認識するようになってきていたことが推測される。ただし、清朝のこの対マンチュリア認識は、18世紀以来の、陪都盛京を擁する満洲の故地がゆえに防衛すべきという認識よりはむしろ、「辺境化」したマンチュリアにおける外敵（ロシア）から防衛すべきという認識をむしろ強く表現していたものであったと言えよう。さらに、これに加えてマンチュリアを高速に移動・活動する「馬賊」の存在がさらに強く懸念され、清朝はこうして、「東三省」という規模（盛京・吉林・黒龍江それぞれではない）での治安の不安定さとその回復の必要性を強く認識せざるを得なくなったのである。また、すでに同治年間頃から、太平天国や捻軍、回民の討伐によって「東三省官兵」も枯渇してしまったため、マンチュリアにおけるその「東三省」軍の立て直し・再訓練・再編成も強く意識されるようになった。このようにして、19世紀後半、1860年代～1870年代頃の時期以降、清朝は、「東三省」のイメージを

次第にマンチュリアという地域のほうに重ね合わせるようにして、その意識を変化させていったものと思われる。こうした全域内（三省それぞれの域を超えた）での問題の顕在化、マンチュリアへの流民の激化や「東三省」全体での財政難、そして省域を跨ぐ馬賊の発生、さらには、ロシアによるマンチュリアへの侵入に対する懸念などが相俟って、「東三省」の語はここに地域呼称的な用法としてほぼ頻用されるようになったものと推測できよう。こうして、18世紀以来の「東三省」は、19世紀後半以降も依然として清朝にとって護るべき対象として変わらず重視され続けたのであるが、ただ、「東三省」を重視するその理由・要素それ自体は、19世紀後半の時期、特に1860～70年代に大きく変化していたのであり、それ以後の時期には、清朝は「辺境地域であること」ゆえにマンチュリアを再びかつ新たに重視するようになったと説明しておくべきであろう。

続く第2章では、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句を含む記事を検討してきた。その結果、19世紀後半、特に1860年代から1880年代半ばにかけて、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句が「省」としてほぼみなされるものとなっていたことが確認できた。つまり、清朝は、19世紀後半にはすでに、マンチュリアとその人的集団を、基本的には「省」という枠組みで認識していたことになる。19世紀前半の道光年間までは、一部の記事において「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句の多くが「三處」として纏められている用例が残っていたが、咸豊年間を経て同治年間以降、「盛京(奉天)吉林黒龍江」の語句はほぼ「三省」の語で纏められる用法で占められ、「三處」の語で纏められる用法はほとんど皆無となった。また、マンチュリア南部を指す「盛京」の語と「奉天」の語の用法の比較からは、咸豊年間までは「盛京」に「省」がつく「盛京省」という記載も散見されていたものの、同治年間以降になると、ほぼ「奉天」の語が用いられるようになったことが確認できた。このことは、マンチュリア南部とその人的集団の纏まりが、もはや「盛京」という纏まりとしてではなく、「奉天省」という纏まりとして清朝に認識されることが自然なものとなっていたことを窺わせる。つまり、このことも、19世紀後半以降、マンチュリアとそのなかの3地域、およびその人的集団が陪都「盛京」を擁するものとしてではなく、清朝版図内の一地方、あるいは「辺境」の「省」の一つとして認識されるようになったことを、間接的にではあろうが、裏付けているのではなかろうか。

以上のように、19世紀後半、特に1870年代以降の時期に至り、マンチュリアは清朝にとって新たに「辺境」の一つとしての位置づけを付されるようになったと言える。ただ、その「辺境化」は、清朝がこのマンチュリアを軽視する契機となったわけではない。むしろ清朝にとってあらためてそれを地政学的に重視する契機となったものと説明できよう。清朝の対マンチュリア認識から見えるそのマンチュリアの変貌は、対ロシア防衛と馬賊の発生という19世紀後半に起こった諸変動によるものであったと言え、その変貌は19世紀後半の時期、特に1870年代から1880年代半ばに急激に遂げられたものであった。すなわち、清朝がマンチュリアを「辺境」という地理的空間として本格的に認識し始めるのは、まさにこの19世紀後半の時期であったとも言えるのではなかろうか。

最後に、19世紀後半の清朝の対マンチュリア認識の変化やマンチュリアにおける歴史的変動と、1870年代半ばに清朝が漸行した「光緒初年の東三省行政改革」、並びに1880年代半ばに清朝が試行した「東三省練軍整備計画」との間の関わりについていくらかの説明を加えつつ、本稿を終えたい。

筆者も以前にすでに指摘しているところではあるが、「光緒初年の東三省行政改革」の背景には、「東三

省官兵」や地方官の墮落に対する清朝の危機意識があった。本稿で確認したように、そうした認識は主として、同治年間以降のマンチュリアにおける馬賊対応の際に特に強調されていたようである。すなわち、「東三省」におけるこの行政改革が同治年間以降に醸成され、その実現が光緒初年になったのはある意味必然のことであったのかもしれない。

もちろん、マンチュリアに対する清朝の危機意識それ自体は、同治年間に始まるものではない。少なくとも、道光年間末から咸豊年間にかけてのロシアを始めとする西洋諸国の圧迫もその危機意識をすでに高めていた。したがって、清朝は早期からそうした「辺境化」しつつあったマンチュリアにおける軍備・防衛に関して常に注意を払っていたものと思われる。こうした文脈を背景にしつつ、同治年間以降、馬賊への対応の必要性や「東三省官兵」の立て直しなどの具体的施策が度々叫ばれ、同治末年から光緒初年の時期には「東三省」の行政改革がまず実施され、それとともに、「東三省練軍整備計画」も併せて提案されたわけである。ただし、こちらの「東三省練軍整備計画」の実現そのものは 1880 年代半ばまで待たなければならなかった。

では、この「東三省練軍整備計画」のほうは、1870 年代半ばにすでに提案されていたにもかかわらず、その時点では実現されずに、なぜ 1880 年代半ばになってようやくその実現を見たのであろうか。

1870 年代半ばに断行された「光緒初年の東三省行政改革」のほうは、同治年間以降に「辺境化」しつつあったマンチュリアにおける対ロシア政策の一環として主に意図されたものというよりは、むしろ、そのマンチュリアに起こった馬賊への対応や治安維持の必要性と、その対応の際の主体となるべき「東三省官兵」の、18 世紀から度重なって命じられた各地への遠征ゆえの疲弊・墮落の回復を試みる意図のもとに計画・実現されたものであった。もちろん、「光緒初年の東三省行政改革」におけるこうした意図のなかには、「東三省練軍整備計画」がそれと併せて提案される要素も少なからず含まれており、したがってこの二つの改革が光緒初年の時点で併せて検討された（そのうえで、「光緒初年の東三省行政改革」はその実現までに至った）のであろう。ただし、このとき提案された「東三省練軍整備計画」については、当時の東三省の将軍らが時期尚早と述べたような、馬賊の討伐が完全には完了していないという事情や、咸豊年間以降に本格化しながらも依然としてその解消も実現していなかった「東三省における財政難」の状況などの諸条件によってその実現は一時頓挫した。しかしその後、1880 年前後のイリ地方におけるロシアとの緊張激化のなかで、マンチュリアにおける防衛の重要性が再び重視され、さらには、日本も関わるようになった「朝鮮問題」との関わりをも強めるようになり、こうしたなかで、マンチュリアにおける軍隊の再編の必要性がさらに現実味を帯び、その結果としてその試行がようやく実現されたものと言えよう。つまり、この「東三省練軍整備計画」は、馬賊への対応の必要性をその素地としつつ、そのうえに、対ロシア政策と対日本政策とが結びついた「朝鮮問題」への懸念が加わり、それらが重なったことを背景として、マンチュリア・「東三省」を行政的にだけでなく軍事的にもより一体化させる、という必要性の高まりのなかでようやく実現したものと説明づけられるのではなかろうか。その時期がまさに 1880 年代以降、すなわち 1880 年代半ばの時期であったと言えよう。

〔附記〕 本稿は「洋務運動期の清朝による諸改革からみた一九世紀後半のマンチュリアにおける歴史的変動」（課題番号：25370828；平成 25-27 年度科学研究費補助金・基盤研究（C）；研究代表者：古市大輔）による研究成果の一部である。

註

¹ 拙稿『清実録』のなかの「東三省」の語とその用例・用法——18世紀清朝の対マンチュリア認識との関わりにも触れながら——（『金沢大学歴史言語文化学系論集 史学・考古学篇』4, 2012年, 1-59頁）, 並びに拙稿「清代嘉慶・道光年間における「東三省」の語とその用例・用法——19世紀前半の清朝の対マンチュリア認識の特徴にも触れながら——」（『金沢大学歴史言語文化学系論集 史学・考古学篇』6, 2014年, 1-42頁）。

² 拙稿「清代光緒年間の東三省練軍整備計画とその背景——1880年代前半における朝鮮問題との関わりを中心に——」（弁納オー・鶴園裕編『東アジア共生の歴史的基礎——日本・中国・南北コリアの対話——』御茶の水書房, 2008年, 31-63頁）。

³ 前掲註1の2つの拙稿と同様、『清実録』における用例の確認と本稿でのその史料引用は、台湾華文書局発行の「大清歴朝実録」のなかの『文宗顯皇帝（咸豐）実録』『穆宗毅皇帝（同治）実録』『徳宗景皇帝（光緒）実録』の記載に基づいている。ただ、検索・確認の便を図るため、必要に応じて、台湾中央研究院ウェブページ内の「漢籍電子文献瀚典全文検索系統」にある「清実録」の全文データベース（筆者は2004年に閲覧）、並びに凱希メディアサービス「彫龍 中国古籍全文検索叢書シリーズ「清実録（繁体字版）」を併用した。なお、本稿では基本的に新字を用いるが、史料引用の部分に関しては可能な限り正字（旧字）によって記載してある。また、史料引用中の句読点は台湾華文書局発行の「大清歴朝実録」に拠っているが、その引用史料中に付してある下線部（波線部を含む）は筆者によるものである。

⁴ 前掲註1の拙稿2014年論文。

⁵ 19世紀後半の咸豐年間から同治年間にかけて、河南・安徽・山東を中心に、農民を巻き込みながら反乱を起こした。太平天国軍とも連合・呼応して清朝と戦ったが、同治年間には鎮圧された。捻軍に関しては、例えば、並木頼寿による一連の研究があるが、その成果については、並木『捻軍と華北社会』（研文出版、2010年）に所収された各論考を参照。

⁶ 同治年間の「東三省」における馬賊の発生については、例えば、川久保悌郎「満州馬賊考——咸豐・同治期におけるその活動を中心として——」（『文経論叢』〈弘前大〉史学篇3, 1968年, 1-44頁）などを参照。

⁷ 苗沛霖による反乱については、並木頼寿「苗沛霖同練事件」（『歴史学研究報告』21[『東京大学教養学部人文科学学科紀要』92], 1990年, 71-93頁, のち、並木『捻軍と華北社会』研文出版, 2010年, 153-176頁, に所収）、谷家章子「苗沛霖と清軍」（『文学研究論集』〈明治大学大学院〉文学・史学・地理学18, 2002年, 193-211頁）などを参照。また、陝西の回民（ドンガン）による蜂起、並びにその蜂起と太平天国・捻軍の陝西省への侵入との関係などについては、中田吉信「同治年間の陝甘の回乱について」（近代中国研究委員会編『近代中国研究』第3輯, 東京大学出版会, 1959年, 69-159頁）などを参照。

⁸ ここで省略した■26の記事は以下の通り。財政難のために、各地兵丁を、反乱で荒廃した中国各地に屯田させるべきとの要請がなされている。前掲■21の記事との関連が窺えよう。

■26. 諭議政王軍機大臣等、光祿寺少卿鄭錫瀛奏、請設屯田養兵。以節經費一摺。據稱各直省及東三省等處。駐防綠營滿漢兵丁七十一萬九千餘名。歲需餉銀一千六七百萬餘兩。京城各旗營滿漢額兵十五萬一千餘名。需餉五百餘萬兩。尚不在此數內。國家歲入之款。約計四千數百萬兩。兵餉一項。已用其半。請將被擾省分。於城邑克復後。查明業戶已絕。荒田圈為官地。募民屯種。僉以為兵。並酌給駐防滿兵田畝。令其收取田租。抵作兵餉。計江浙皖陝甘等省兵餉。每歲可節省數百萬兩。並請將俸薪等項。及馬乾銀兩。一併酌給荒田。令其認墾招佃。抵作額款等語。國家歲出各款。以兵餉為最鉅。現在江皖蘇浙陝甘各省。被擾較重各區。戶口稀少。多有無主閒田。果能開設屯田。所節兵餉。為數甚鉅。於經費不無裨益。著兩江閩浙陝甘各總督。並江蘇安徽浙江陝西各巡撫。各就地方情形。分別酌擬章程。妥議具奏。並將業經克復地方。先行辦理。如實係無主荒田。即可募民屯種。並須選派廉明委員。認真清查。毋任蒙混騷擾。至摺內所陳山東河南湖北湖南江西及川黔兩廣等省。各屬被擾地方。有無閒田可以開屯之處。均著各該省督撫確切查明。各就地方情形。分別酌度辦理。不得以創始為難。藉詞推委。尤不可假手吏胥。強奪民間有主之田。致令紛紛擾害。…（後略）【『穆宗実録』卷89 同治2年12月癸巳(21日)】

⁹ ここで省略した■28の記事は以下の通り。当時、馬賊が跋扈していた「東三省」と隣接している山海関の軍營の強化を求める要請に対し、その財政的援助をおこなう命令が下されている。

■28. 諭議政王軍機大臣等、長善奏、籌款添設官馬。並請飭整頓釐捐各摺片。山海關當東三省之衝。地方最關緊要。該處旗營官兵。自應熟習騎射。講求技勇。以備巡緝盜賊之用。茲據長善奏稱、山海關五處駐防。向未設立官馬。其旗兵朋養之馬。又因無力籌備。有名無實。該副都統擬籌款添設官控馬四百匹。教練技勇。自為因時制宜起見。本日業經諭令神機營、理藩院、將蒙古捐輸馬匹。如數籌撥備用。長善所請借用山海關贏餘稅銀、作

為馬價。除製辦案轡之八百兩准其提用外。其餘馬價銀三千二百兩。業已撥有官馬。即著毋庸動用。長善現已補授山海關副都統。於旗營操防事宜。責無旁貸。俟此項馬匹到後。即著督飭所屬。認真訓練。以期技藝嫺熟。緩急可恃。毋得徒託空言。日久稍形懈弛。所稱馬乾銀兩。每年約需九千六百兩。擬於臨榆釐捐項下支放。並贏餘銀兩發商生息各節。均著照所請辦理。至臨榆釐捐一項。據長善遵旨稽查。每年約可收東錢十六七萬串。與該縣所報大相懸殊。難保無侵漁情弊。此項釐金。藉旗營兵餉為名。徒飽吏胥私橐。甚屬可惡。長善所請釐捐項下月放團丁餉銀一百五十兩。暫由監督衙門隨同餘丁一併開放。仍暫停搭放俸餉。均著照所議行。其釐捐錢文。即著劉長佑嚴飭臨榆縣知縣覈實經理。務須涓滴歸公。不得任令家丁書吏從中漁利。以杜弊端。並著長善揀派妥員。會同該縣經管局務。以期互相稽覈。更為周密。所有此項錢文。即著專歸旗營官馬乾銀之用。俟數年集成餘款。約計發商生息之數。足備馬乾經費。即將釐捐奏明停止。將此各諭令知之。【『穆宗實錄』卷 129 同治 4 年 2 月乙亥(9 日)】

¹⁰ 以下の 3 つの論考、「光緒初年盛京行政改革再考——盛京將軍崇實の上奏した「變通奉天吏治章程」の再検討を通じて——」（『アジア・アフリカ歴史社会研究』創刊号, 1996 年, 3-23 頁）, 「清代後期の盛京行政とその変容——高官人事における異動傾向からみた分析——」（『史学雑誌』105-11, 1996 年, 33-58 頁）, ならびに「光緒初年盛京行政改革の財政的背景——東三省協餉の不足と盛京將軍の養廉確保の意図——」（『東洋学報』79-1, 1997 年, 75-103 頁）。

¹¹ ここで省略した 3 件の記事は以下の通り。なお、■72. の記事は、旗人のための屯田計画の提案に対し、可能かどうかを調査させる命令を「東三省」將軍に下したものである。

■68. 又諭、前令各省記名都統副都統、及新陳卓異之頭等侍衛、三品旗營各員、來京。豫備召見。內有距京較遠者。著分別賞給路費銀兩。以示體恤。由該部、查明酌覈辦理。各省駐防旗營人員。即於該省藩庫內發給。東三省、及西北路軍營人員。由該將軍都統大臣、籌撥發給。現月。【『德宗實錄』卷 19 光緒元年 10 月乙亥(12 日)】

■72. 諭軍機大臣等、現聞東三省所屬各城。尚有可耕地畝。現在京旗戶口愈增。生計愈促。如將八旗官兵願往者。分次撥往。簡派大員、督辦屯田事務。會同該將軍經理。是否可行。著崇實、穆圖善、豐紳、查明。除係本省旗人產業、及流民認種。業經升科。並前保隱種。現辦升科外。其餘可耕之地。確查地方頃數。繪圖呈覽。並體察情形。有無窒礙之處。據實具奏。將此各諭令知之。現月。【『德宗實錄』卷 30 光緒 2 年 4 月戊寅(17 日)】

■76. 乙亥。諭內閣、侍郎綿宜奏、東三省州縣等官。請飭明定揀發分發章程。並各省捐納勞績人員。另定甄別年限各摺片。著吏部議奏。現月。【『德宗實錄』卷 54 光緒 3 年 7 月乙亥(22 日)】

¹² 前掲註 2, 拙稿「清代光緒年間の東三省練軍整備計画とその背景——1880 年代前半における朝鮮問題との関わりを中心に——」を参照。